

第六十五回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第 七 号

昭和四十六年三月四日(木曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 草野一郎平君

理事 安倍晋太郎君

理事 飯谷 忠男君

理事 三ツ林弥太郎君

理事 齋藤 実君

理事 江藤 隆美君

理事 熊谷 義雄君

理事 齋藤 邦吉君

理事 瀬戸山三男君

理事 中尾 栄一君

理事 別川悠紀夫君

理事 山崎平八郎君

理事 角屋堅次郎君

理事 芳賀 貢君

理事 美濃 政市君

理事 合沢 栄君

理事 津川 武一君

出席國務大臣

農林大臣 倉石 忠雄君

出席政府委員

農林政務次官 渡辺美智雄君

農林省農林經濟局長 小暮 光美君

農林省農政局局長 中野 和仁君

農林省農地局長 岩本 道夫君

農林省畜産局長 増田 久君

農林省蚕糸園芸局長 荒勝 巖君

食糧庁長官 龜長 友義君

林野庁長官 松本 守雄君

委員外の出席者

大蔵大臣官房審議官 平井 迪郎君

厚生省環境衛生局食品化学課長 小島 康平君
農林大臣官房企画室長 内藤 隆君
農林省農地局管理部長 堀川 春彦君
建設省住宅局住宅企画官 升本 達夫君
自治大臣官房参事官 首藤 亮君
農林水産委員会調査室長 松任谷健太郎君

本日の会議に付した案件

卸売市場法案(内閣提出、第六十三回国会閣法第一〇六号)
農林水産業の振興に関する件

○草野委員長 これより会議を開きます。

農林水産業の振興に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。江藤隆美君。

○江藤委員 今度の国会で、大蔵委員会に閣議決定率法等の一部を改正する法律案が提案をされまして、来週にでもこれが審議をされようという状況にあります。これはことしの一月十九日に閣議決定の協賛会において残存輸入制限品目について自由化をすべく協議が行なわれ、その線に沿って来年度に予定をされたおつた農畜産物がことしの四月あるいは九月に時期を引き上げられて自由化をされようとして、あるいはまた関税率の改正が行なわれようとしているわけでありまして、

そこできょうは、当委員会に關係する農畜産物万般について政府の考え方をお尋ねをしたいと考えまして時間をお願いしたのでありますが、わず

かに三十分でありまして、大蔵省、経済企画庁あるいは通産省、関係各省庁に対しても総合的にお尋ねする予定が、時間の都合でできません。グループフルツ、バナナ、羊、馬肉あるいは牛、そういう關係する大事な問題が今後たくさんあるわけでありまして、本日は豚肉の自由化についてだけ質問をいたしたいと思います。

昨日、ある青年が夕方参りました。この青年は、私のいなかで豚の生産を、親豚を八十頭持つて、そして肥育を千二百頭やっているものであります。千二百頭肥育をして、そして子取りのいわゆる繁殖親豚を八十頭持つておる。これは青年が大がかりな経営をやっておるものであります。何のために来たかという、もうやめていけなというわけですが、もうやめていけな。そこで関東近在、一体どうしておるだらうかと思つてきょうは尋ねにきた。二人でやつて、一人学生を雇つて、三人でやつておる。約二千頭やつておるわけですからたいへんであります。いま鹿児島にある南九州畜産において買入れ価格が三百十六円でありまして、そうすると、子豚がいま一万円する。親豚を三ヶ月半養つて二百六十にしか売れない。南畜の買入れ価格は三百十六円である。そうすると、手取りが、いま、手数料その他を引かれるから、二万円に売れても一万八千円にしかならない、こういうわけですから、もう自分の能力では、せつかく始めてみたけれども、どうしてもできないから、関東近在の人たちはどういうやり方をしておるか、ぜひ見たいと思つて実はやつてきたといつて、きのうは長ぐつをはいてやつてきました。しかも最近、子豚が一万円しなればもう土方に行つたはうがましだといふこととて、みんな子豚の繁殖をやめるようになってきた。公害ではやいのやいのと言われる。農協が九千円で生産者から子豚を買入れて、恵まれた施

設と農協の飼料をもって約八百頭やつた、今回の決算でそれが赤字になった。最も恵まれておる条件のもとでやつた養豚すらも、農協がやつた養豚すらも赤字になってきた。こういう中で自由化が行なわれようとするわけでありまして、説明不十分でありますけれども、いま私が申し上げたようなことは現実に畜産家の状態なのかどうか、どういう認識を持っておられるか、畜産局長にまず承りたいと思ひます。

○増田(久)政府委員 お答え申し上げます。

いま先生御指摘のように、昨今、子豚価格が高騰するあるいは飼料価格が高騰するといふような事態がございまして、養豚経営といふものは全体的に必ずしも楽ではない。しかもこれに加えて、御承知のとおり、豚肉価格が昨年の九月以来低迷を続けているといふような実態もございまして、経営としては率直にいつて楽なものではないと考えております。しかしながら、今後の推移、将来の需給の見通しをいたしましては、非常に需給の逼迫が想定せられるわけでございますので、その点については漸次好転していくものと期待しているわけでありまして、

○江藤委員 私は南畜の買入れ価格が三百十六円と申しました。いま安定価格の下限価格は、宮崎県の場合は三百五十五円になるわけでありまして、東京、大阪の四十円引きですから、ところが三百五十五円よりか十一円高いのです。十一円高くても、いまでは、えきの値上がり、人件費の値上がりで、やつていけない。こういう状態というのは局長は事実とお認めになりますか、どうですか。

○増田(久)政府委員 おっしゃるとおり、経営のいかんによりましては、非常に苦しい、特に赤字のある経営があることは、事実であらうと思つております。

○江藤委員 これは農林省が昭和四十四年に出生した農林統計調査部の資料に基づいてお尋ねするわけですが、これには、百キロのもので生産費は平均キロ当たり枝肉で三百七十五円なくてはならぬ、こういうことになっております。安定下限価格は三百四十五円ですが、この差についてはどういうふうにお考えになりますか。

○増田(久)政府委員 先生の御指摘の数字でございますが、それは全国平均の数字であらうかと思っております。そういふ意味で、経営のいかによつてと私、先ほど申し上げましたけれども、経営の、たとえば飼育頭数の少ない階層、そういう点については非常に苦しい状態にあるだろうというふうな想定をいたしております。

○江藤委員 この二月一日現在の養豚農家を四十四万五千戸調べた、これも農林省の資料であります。そうすると、平均は十四・三頭しか養っていない、こういうことです。四頭未満が四〇・四%、五頭から十九頭が一九・九%ですから、十九頭以下というのが六〇%あるということですから、二十頭から四十九頭までが六・四%ですから、ここで約六六%、七割あるということ、いまの畜産局長のおことばですと、この約七〇%という養豚農家というのはたいへん苦しい。これから一ふんばりをするか、それともやめていくか、どつちかの道を選ばなくてはならないと思ひますが、この人たちが将来養豚がやれるとお思ひになりますか、どうですか。

○増田(久)政府委員 私は、今後の豚肉の需要の強さというものは依然として根強いものがある、しかも豚肉の性格としてこれは国際商品ではございませんので、国内自給態勢というものをできるだけとるべき態勢のものである。そういう態勢は今後もとるべきものと思っておりますし、先ほど申しましたとおり、経営の改善、合理化というものを進めることによりまして、その養豚経営というものの前途は、決して平たんとは申しませんけれども、将来性は十分あるものと私は確信をいたしております。

○江藤委員 昨年は二度飼料が値上がりをして、この春もまたさらに飼料が値上がりをするというさなかであります。その中で経営の合理化をして、そして採算に合う養豚というのは、どういふふうなことでございましょうか。

○増田(久)政府委員 昨年確かに二度値上がりをいたしました。また昨今値上がりするのではないかとというような御質問でございましたけれども、そういう点は、現在の段階で、いまの飼料需給を見ますと、これは決して値上げをするようなことはあり得ない。値上げはあり得ないと私は確信をいたしております。

なお、先ほど先生のほうからいろいろ生産費のことがございましたけれども、現実には全国平均で、たとえば一頭当たり肥育豚で二万四千円というところでございまして、五頭一頭層層ではそれがすでに二万三千円台、あるいは二十頭層層では二万三千円というように下がってきているわけでございまして。そういう意味で経営の規模拡大あるいは経営の内容を改善することによりまして、私は十分合理化の可能性はあり得ると思っております。御存じのとおり、畜産物の中の飼料費のウェイトは、たしか四〇%前後だと私は記憶しておるわけでございまして、飼養労働費その他の分野で、なお合理化の可能性は十分あると考えておるわけでございまして。

○江藤委員 農林省が出しておる、昭和五十二年度を目標にした「農産物の需要と生産の長期見通し」これが米作転換にも大きな一つの指標となっております。この指標が示しておるように、百三十六万四千トン、いまより約二七〇%肉類の生産が確保できるという見通しがありますかどうですか。

○増田(久)政府委員 五十二年の豚肉の見通しをいたしまして、私たちは、いろいろな国民所得の伸びの大小によつて、百二十六万九千トンないし百五十二万三千トンという幅で見ているわけで、年率八%ないし一〇%程度の伸びを想定しているわけでございます。御存じのとおり、豚肉に

つきましてはビッグサイクルというものがございまして、平たんな道ではございませぬけれども、この程度の伸びというものは五十二年まで十分期待し得るものと考えております。

○江藤委員 いま豚の飼養頭数は、きょう現在、あるいは一カ月前でもけっこうです、減っておりますか、ふえておりますか。

○増田(久)政府委員 四十五年の頭数が六百三十三万五千頭、それに対して、四十六年度は六百九十二万六千頭でございます。

○江藤委員 私は、今度の自由化の及ぼす影響は経済的にも精神的にもきわめて大きなものがあると思っております。私も養豚協会の会長をしておりまして、このままではいけません、普通の農家がやっておった国内の養豚というのは、私は、全滅をすおそれがある、オーバーなようになりまして、米はつくつちやいけない、畜産をやらない、それも豚である、肉牛である、あるいは酪農である、こういうわれる成長作物をこれからやりなさいといったとたんに、今度は自由化をします、こういうことでありますから、何としてもこれは納得がいかないのはあたりまえのことでありまして。しかも畜産局長は、いまたいへん苦しい、こうおっしゃいました。しかし将来はよくなるであろう——いま苦しい中で自由化をして、その影響はどういふふうに出てきますか。全くありませんか。それとも何らかの影響があるとお考えになっておりますか。

○増田(久)政府委員 われわれ、自由化する際に、裸でしようとしておるわけではございせんので、十分な関税措置というものをとっているわけでございまして。御存じのとおり、上位価格と下位価格との中心価格をせきとめ価格といたしまして、基本的に一〇%の関税をかけ、さらに一〇%かけてもなおせきとめ価格よりも低いときには、差額関税方式をとっているわけでございまして。しかも輸入する場合には当然そこいろいろな諸掛か

りもかかってくるであろう、そういうことを考えますならば、私は、今後輸入ものが少なくともせきとめ価格以下で入ることはあり得ないし、それが国内の生産に大きな影響は与えないものと考えているわけでございまして。

○江藤委員 いまお話がありました、なるほど三百八十三円五十銭というせきとめ価格以下で入ってこないであらう、それはよくわかりました。しかし、私のいなかですら、人件費が安い、土地条件に恵まれたという、そういうところでは、もう下限価格は三百七十円あるいは九十円ないともうやれないと言っているのです、現に。ですから、局長がさっき、飼料の値上がりは絶対にあると思っております、逆に、きょうは、時間があれば私は飼料の問題にも触れたらと思つて、食糧庁の御出席を願つたのであります。時間がありませんから触れませんが、ことしはそういうこともあり得る。ですから、いまこういう大事な時期になぜ豚肉を輸入しなければならぬのか、自由化しなければならぬのか、私はどうしてもその理由がわからない。ひとつ政務次官からお答えをいただきたいと思ひます。農政の大先輩でありますから。何としても私はわからぬ。

○渡辺政府委員 この自由化の問題は、高度の日本の政治的な問題で、これは内閣全体としてきめる問題であります。諸般の事情から、これは大所高所から自由化をしようという方針が打ち出されたわけで、九月末までに自由化をしよう——問題は、自由化することによつてどういふ影響があるか。これは、避けがたい壊滅的な打撃を与えたりいふようなことであるならば、何が何でも反対をしていかなければならぬ。ところがいま畜産局長からお話があったように、政府は手放しで自由化するわけじゃない。一〇%の関税をかけ、なおそれでも、へそ価格といひますか、中心価格よりも低いというふうなことであるならば差額関税もかけ。現在の実情を見ると、大体外国のものが日本に入ってきて、それで諸掛かりをかければ、お

よ上限価格近くなるわけでありますから、中心価格よりも以下で輸入されるということはないというものであります。だから、現在少なくとも自由化によって豚肉価格が暴落するということはないし、かりに国内の価格が思惑で下がるということはないことがあれば、これはもちろん買い上げをするということも当然であります。したがって価格は維持される。ただ問題は、上限価格というものをもう少し高くしろとか下限価格をもっと高くしろとかいうような問題はあろうかと存じますが、その問題は直接自由化の問題と結びつくわけではありませんが、現在の豚肉の生産というものについて、大規模化あるいはいろいろな合理化、そういうものに政府は今後とも力を入れていくわけでありますが、それでもなおかつ下限価格では生産がでないというふうな状態であれば、それはそのときに皆さんと一緒に考える問題だ、かように思っています。

○江藤委員 畜産局長から見たか見えていますが、この委員会ではグレイプフルーツの問題があつたときに、アメリカの、いわゆる温州ミカンの輸入の解禁がふえなければグレイプフルーツは自由化しない、こういうことが論議されておりますが、そのとおりですか。

○荒勝政府委員 一昨年の日米関係協議会におきまして、アメリカ側からグレイプフルーツの自由化につきまして日本政府といたしまして約束した際に、あわせて日本側としては、アメリカが実質的に温州ミカンの解禁州の数をふやすことを日本側は了解して、というふうな話し合いになっております。したがって、われわれのほうにいたしましては、このグレイプフルーツの自由化とあわせて、その際できるだけ温州ミカンの解禁州をふやしていきたい、こういうふうに考えている次第でございます。

○江藤委員 わが党の高見三郎委員の議事録を私は読んでみたのでありますが、それによると、五つしかないけれどももつとふやすこと、四十八州にせよということをおっしゃっていますね。それ

でなければ絶対にグレイプフルーツは輸入してはならぬということに対して、政府は、そういたしましてやという答弁をしておると思いますが、違いますか。

○渡辺政府委員 四十八州全部というふうなことは言ったかどうか、ちょっと記憶がないのでありますが、いままで政府の言ってきた統一した答弁は、グレイプフルーツの輸入の自由化について四十四年の日米協議の際、日本側としては、米國が日本産温州ミカンの輸入解禁州を事実的に拡大するとの了解のもとに日本側はグレイプフルーツを四十六年十二月末までに自由化することとする考えであるということを書いてまいりました。この場合、グレイプフルーツに季節関税を設定するということも明らかにしておるわけでありまして、

そういうことで、四十八州全部ということよりも、実質的に温州ミカンの輸入をアメリカ側が拡大をしていくということが必要である。だからわれわれといたしましては、いままで国会で再々そういうことを言っておるものでありまして、アメリカ側としては当然自由化までには温州ミカンの輸入解禁州を事実的に拡大すると思っております。こちらとしても先般も係官を派遣して交渉をさせておりましたし、また近くはもっと上級の人を派遣して交渉を最後まで続ける、こういうようなことで一応四月というものを考えておりますが、これは相手のあることですから、国民としては四月一日から何が何でもやるんだという見方もありましようが、そういうふうなことが了解しておる以上、これは相手のあることだから相対的なもの考え方もしなければならぬというふうにも思つて、目下努力中でありまして。

○江藤委員 私は豚肉との関連でこのことをお尋ねしたのです。きょうは議事録を持っておりませんから後日またお示しをいたしますが、そのときの受け答えはちゃんとそういうことになっております。四十八州全部やるといふことはもちろん言っておりません。ただ、そういう努力がなされ

なければ、アメリカ側の譲歩がなければやらないのだということをつい最近お答えになっておるわけですが、ところがいま、五つの州よりかふえたという話を私は聞いていない。何か農林省の方針と少し勇み足ではないのかという印象すら受けるのであります。ですから、これから先いろいろの方針を説明されても、納得するような気はするけれども何か信用のできないような気がする。私はそういう中でこの委員会ではこういう質問をしなければならぬことをたいへん残念に思うのであります。

産地でどの国が主要輸入国であるというようない形は豚肉についてはないわけでございます。と申しますのは、すべての国におきましてもビッグサイクルというものがあつたわけでございまして、価格の乱高下が激しいということがあります。ために、どうしても安定的な貿易の体制に乗りにくいということが基本的にあるわけでございまして、この豚肉の性格は自由化のいかんにかかわらず変わらないものと私は考えているわけでござい

す。

そこで畜産局長にお尋ねします。畜安法によると、価格が下がったときは事業団が買い入れます。またの説明では、へそ価格より海上のものが入ってくるわけでありまして、これを海外のものが入ってくるわけでありまして、これを放出するわけでありまして、その下で国内価格がうろちよろしおるといふこともありますが、そういうものをかかえ込んで放出できないようになる。ということとは、事業団の運営というものが非常に困つてくる、こういうことが予想されるわけでありまして、したがって、今度のこうした自由化の問題、関税率の問題は畜安法の精神とするといささか食い違いがあるのではないか、その趣旨に反するのではないかと、こういう気がするのであります。その点についてはどういふふうな説明をされておりますか。

○増田(人)政府委員 先ほどもお答えいたしましたわけでございますけれども、もう少し系統的に申し上げますれば、豚肉というのは世界で約三千七百万トンつくられておりますけれども、その中で国際貿易に出てくる量というものはその約一割強ということで、これがどの国においてもというよりも、ほかの商品のようにどの国が主

たしまして、今後自由化いたしましたとしても、そのほかの商品のように適期に申ししますか、輸入商社にしてみますとせきとめ価格以下では入らないわけでございますから、国内の相場というものが常にせきとめ価格より上にあり、または上位価格を越えていくようなときが長期的に見通される、こういう段階のときに初めて輸入ということが可能になってくるわけでござい

ます。そういうことで私は、豚肉のようなものの輸入は自由化によって適期に確実に入ってくることは非常にむずかしいという事情が一つあるのではないかと考えております。そういう意味で、先ほど申し上げましたとおり、輸入ものがせきとめ価格以下に下がることはないのでございまして、そういうことを考えますと、今後の価格の変動というものは従来どおり上位価格と下位価格の間を変動し、またはその上を越えていく場合が当然予想されるわけでございまして、そういう意味で、今度の関税制度と畜産物価格安定法の制度との間には基本的な矛盾はない、かように考えているわけでござい

ます。○江藤委員 時間を過ぎますと他の方に迷惑をかけますから短い時間で議論をするわけでありますが、私はいままでの説明においては、今回政府がとらうという豚肉の自由化については遺憾ながら賛成をいたしかねるのであります。何が何でもこの阻止をしなければならぬと私は考えております。それがわが党の主張する総合農政の精神

であり、また、いま懸命に努力をしておる畜産農家に對するわれわれの責任であると思うからであります。

そこで、そういうふうに簡単に外国から入ってこないんだという御意見であります。私は必ずしもそうではないと思っております。いま日本の商社が海外に資本投資をやっているという安いのを日本に入れたようにしております。たとえば三井物産と森永乳業がナチュラルチーズを外国で生産して日本に持ってきているという動きもその一つであります。これは東南アジア諸国とかあるいは台湾あるいは朝鮮においても行なわれるかもしれません。現地資本と組んで安いのを日本の市場に持ってくる、そういうことが行なわれる。国内でも現在それをやっております。これは飼料の系列化と養鶏に見られるとおりであります。最近養豚にまでもそれが進出をしております。最近そうすると、私がさっき申し上げたような約七〇%のいまの養豚農家というものは、これから先続けようという努力をしても実際問題としてなかなか続けられるものではない。合理化をする、多頭化をする、口では簡単に言いますけれども、その簡単にいくものではない。簡単にいくものならいままでお互いにばやばやしていないのであります。

そういうふうなことを考えてみると、この自由化というものを契機にして、養豚という日本のこれから、成長していかなければならない部門に對する内外ともなう逼迫というものが非常にきびしくなってくるという考え方を、政府としてはこの際しっかりと持ってもらはなくては困ると私は思っております。一〇%をやるんだ、あるいはまた差額関税をとるんだ、だからへそ価格以下で入ってくるからいいようにぶだと、そういう簡単なものではないのであります。外国からでも、あらゆる形をもってこれから入ってくる可能性は十分にある。

したがって、この際お尋ねをしておきますが、大蔵省、どなたか見えておりますか——大蔵省に

尋ねておきますが、この問題は、日本のこれから畜産に及ぼす影響がきわめて大きい。先般、原油の値上がりによって東南アジアに、あるいは中近東に依存しておけば、石油というものはいいと思っておたのが、最近では大陸だを開發して、国内の自給度を高めなければいけないんじゃないかという議論すら出てまいりました。これは、いままでは聞かれなかったことです。そういう立場から、一億の胃袋を預かる大事な畜産でありますので、この関税率の手直しをされる意思はないかどうか、それをひとつ承っております。

それから畜産局長には、この三月には安定価格の改正が行なわれると思うのでありますが、生産者団体等の意向を十分くんで、われわれの納得する安定価格の設定に政府としては誠心誠意努力をし、これを実現する意欲があるかどうか、そのことをひとつ確かめておきたいと思っております。

○平井説明員 お答え申し上げます。

先ほど畜産局長から御説明申し上げましたとおり、今回の予定されております自由化に對する関税上の保護策をいたしまして、捨てておきますと、一〇%の関税率でいかなる場合にも適用になる形を改正いたしました。いわゆるへそ価格を基準にいたしました差額関税をとることにいたしました。それ以下での輸入というものは起こらないという形にいたしました。のみならず、先ほど畜産局長からも御説明がございましたように、実際の市場への搬入価格は、それに運賃なり倉庫料なりあるいは商社のマージン等が加算されるわけでございます。いまして、そういう点を勘案いたしますと、現実市場に入ります輸入品の価格は、安定上位価格に少なくともかなり近いものになるであろう。つまりそういう意味におきましては、輸入品の影響というものは、ごく限られた範囲でしか出てまいらないような仕組みを考えているわけでございます。いまして、そういう意味におきましては、輸入品の影響のために、関税上の措置が足りないために非常に影響が出てくるということは、一般的にはそう起こらない問題であろうと考えております。

す。

ただ、何と申ししても、これからやる政策でございまして、その場合におきまして、なおかつたまたまビッグサイクルの外国とわが国との並行的な進行等がございました場合に、あるいはわが国の価格がもつと上がっていく、諸外国の価格の上がり方よりも激しい場合があるかもしれないので、そういう場合に輸入が激増いたしまして、生産農家に影響がもしも非常に急激に及んでくる、そのために生産農家が成り立たないような事態が起こってくるような場合におきましては、いわゆる緊急関税制度というものをございまして、その発動によりまして、さらに関税の問題を検討する余地が残されているわけでございます。すので、そういう点につきましては、私どもも運用上十分農林省とともに協力いたしてまいりたいと考えて次第でございまして。

○渡辺政府委員 総合農政と自由化の問題について、総括的に御答弁を申し上げますが、先ほどのグレープフルーツの問題にいたしまして、再々政府が言っておるように、これは皆さんにえらい期待強いというふうなことはないようにいたします。

それから豚肉価格の問題でございしますが、いま上位価格が四百二十二円、中心価格が三百八十四円、下限価格が三百四十五円ということになっておいて、これも再々説明したとおり、中心価格以下で入ることはない。上位価格に近いものであるかもしれないが、中心価格以下で入ることはないというふうな思っております。ただ米はつくると、畜産をやれと言われても、どうも三百四十五円では引き合わない、これではできないじゃないか、これは自由化の問題とは別であります。これに對しては、できるだけ集団化、合理化その他の手を尽くしますが、どうしてもできないようなことで総合農政をやれということも言えないのであります。すから、これはできるようなところで鋭意検討する、こういうことで農家の方に不安のないようにひとつお伝えをいたしたいと存じます。

○江藤委員 時間がきましたから、あらためてまた議論をいたします。きょうは、これで終わります。(拍手)

○草野委員長 芳賀君。

○芳賀委員 先日、当委員会におきまして、今回政府が食糧管理法の付屬政令である施行令の一部並びに米穀の売り渡し政令を改正されて、それを基礎にして昭和四十六年に生産される米穀の買入れ制限割り当てを強行しているという点については、これは食糧管理法に照らした場合に、改正政令の違法性が非常に強いという点と、もう一つは、都道府県知事を通じて、現在全国の市町村長に生産調整目標数量並びに当該市町村の事前売り渡し申し込みの限度数量の割り当てがおりているわけでありまして、これについては、改正政令の第一条の四の内容を検討した場合に、実態と矛盾する点が非常に多いではないかという点と、残中心にして質疑を行なったわけでありまして、残余の点について、さらに質問をいたしたいと思っております。

そこで食糧庁長官にお尋ねいたしますが、先日指摘いたしました売り渡し政令の第一条の四の市町村長が当該区域の米穀の生産者個々に對して、生産調整数量並びに買入れ限度数量の割り当てを行なうわけでありまして、その場合、この政令の第一条の四の二項に示されている要件だけを基礎にしたのでは、実態に適合しない場合が非常に多いのではないかとこの方程式を基礎にして行なうという点に変わりがありませんか。

○農長政府委員 御指摘の改正政令の第一条の四でございしますが、これは二項で御指摘のように「昭和四十二年から昭和四十四年までの各年度の米穀の数量の年平均数量及び米穀の生産の転換又は休止を図るための国の施策を実施するため当該生産者について定めらるる昭和四十六年度の米穀の生産の転換又は休止の目標を基礎として定める」ということでございまして、これ以外のいろいろな事情を十分に勘案するということも必要

だと思ひます。

さらにまた、第一条の四のいま読みました文章のうしろにおきまして「この場合において、農地についての権利の設定又は移転による農地面積の増減その他の特別の事情により当該年平均数量を基礎とすることが著しく適当でない」と認められる米穀の生産者については、合理的に判断して必要と認められる範囲内において、当該年平均数量を修正することができるといふ規定もございまして、この基礎とするといふ考え方、さらに後段につけ加えております「この場合において、云々の」当該年平均数量を修正することができるといふ規定を適用するに運用すれば、私どもとしては実情に合うように十分運営していくことができる、かように考えております。

○芳賀委員 それでは、当該市町村が当該地域における米穀生産者に対する限度数量の割り当て配分を行なうにあつてはまず第一に政令に示してある、昭和四十二年から四十四年までの各年産の米穀の生産に対する売り渡し数量、その中に自主流通米の委託数量も入つておるわけですが、売り渡し実績の三年間の平均数量が基礎の第一、農林省が都道府県知事を通じて示した昭和四十六年産米のいわゆる生産調整目標が第二の基礎になるわけであり、これらを中心にしてさらに実情を勘案する場合においては後段の「この場合において、農地についての権利の設定又は移転による農地面積の増減その他の特別の事情により当該年平均数量を基礎とすることが著しく適当でない」と認められる米穀の生産者については、合理的に判断して必要と認められる範囲内において、当該年平均数量を修正することができるといふ規定は、特別の場合でなく、前段の買い入れ実績によるものと示された生産調整目標によるものとあわせて個々の実態に適合させるためにこの後段の規定を十分活用して総合的に判断して個人別の限度数量を決定する、そういうことが作業上の基本であるといふふうに解釈していいわけですか。

○農林省府委員 御指摘のとおりでございます。

○芳賀委員 そこで、農林省の生産調整の設定と目標の全国割り当てを作業した責任はどこですか。官房長ですか、農政局長ですか。

○農林省府委員 私が答えようのいいかどうかが別でございますが、生産調整の配分に関しましては官房で積算をいたしております。

○芳賀委員 それでは官房長にお尋ねしますが、ただいま論議しておる政令第一条四の二項に示されておる「当該生産者について定められる昭和四十六年産の米穀の生産の転換又は休止の目標」でありまして、これは市町村に対してはどういう目標を指示しておるか、その内容について説明してもらいたいと思ひます。

○内藤説明員 ただいまの生産調整目標数量の配分でございますが、国から都道府県に対しては四十二年産、四十三年産、四十四年産の水稲の都道府県別の平均政府買い入れ数量の実績数量割り、それから残余の三分の一につきましては四十四年産の水稲の平均生産数量でございます。それから残余の三分の一につきましては「農業生産の地域指標の試算」を公表いたしておりますが、それを参考といたしまして算出した要減産数量、そういう三つの要素で配分いたしました。なお都道府県内の町村、個人の配分になるわけでございますが、それにつきましては、県内、町村内の自然的、経済的条件等を配慮して配分をするといふようなことございまして、原則的には町村、個人につきましては四十五年産に実施しました際の配分の方法に準拠してやっていたと、こゝういふふうに御指導していただくと、ございませう。

○芳賀委員 現在までのところ農林大臣が都道府県に示した生産調整の目標、都道府県知事が当該区域の市町村長に示した生産調整目標はいずれも数量立てになつておるわけですね。生産調整の数量の基礎をなす面積に対する減反目標、これが全然明確になつていないのです。生産の基礎をなす水田の面積といふものを全く無視して数量立てだけでやるということになれば、町村内部におけ

る適切な生産調整の実をあげることはできないのじゃないかといふように考えるわけですが、この点はどうかといふのです。数量は大体わかるが、生産調整の減反面積率といふものは、去年と違つて地域分担等を加味してゐるのですから、必ずしも一様でないわけですね。たとえば、北海道の減反率はどうなつておるか、都道府県ごとにどういふことになつておるかといふような点について、全国都道府県ごとの説明ということになれば時間を要すると思ひます、これは資料で提出してもらいたいと思ひます。

ただわれわれのわかつておることは、面積率でいけば全国的に水田の総面積の一六・九%、一七%、これが二百三十万トンの生産調整をする場合の基礎となる減反面積率といふことだと思ひます。それに三様の勘案を加えて、たとえば北海道の場合には減反面積率は二〇・三%という程度まではわれわれの計算の結果算出できるわけですが、こゝういふ大事な点を農林省は全然明らかにしていない。これはわれわれの考えから見ると、生産調整なんといふものは全く形式的なこと、買入れ制限の割り当てだけ強行すればそれでいいという、ただそれをやるために生産調整を全然うたわなないといふことになることと、また奇異な感を与えることになるので、つけ足りに生産調整の数量を掲げるといふような、生産調整に対する非常に形式的な、これを重要視しない今度の買い入れ制限の強制割り当てといふふうにわれわれは見えておるわけですが、その点は生産調整担当の官房としての所見はどうですか。

○内藤説明員 ただいまお話しした点でございますが、町村の段階までは数量の配分でない限り、農林省の基準数量をとりまして関係で、たんば一枚一枚違つたわけでございますから、その数量を一概参考としまして、面積に換算いたしました個々の農家の方々に生産調整に協力願う、こゝういふた後段の点につきましては、私ども生産調整は四

十五年度につきましても非常に協力を願つたわけでございますけれども、需要を越える生産を単年度において発生させないといふような点は非常に重要なことだと思ひまして、生産調整につきましても各地方公共団体、農業団体等に御協力をお願いしてゐる、こゝういふことでございます。

○芳賀委員 だから、売り渡し令に基づく限度数量の算出の方式ですね。いわゆる方程式。これを見ると、昭和四十六年度に耕作すべき水田面積から、目標とする生産調整数量の基礎となる面積を控除して、そこで生産された米の中から生産者の自家用として必要な数量を確保して、残りが政府に売渡すべき、また政府が限度とする買入数量でなければならぬ。それを事前に示すわけですね。正常な判断からいふと、そういうことになるわけだが、これは逆になつてゐるわけですね。昭和四十六年度に耕作すべき水田面積といふものはあまり意に介しない。しかし、それはやはり現実の問題として基礎になる数字であるから、結局こゝの耕作すべき面積から限度数量を差し引いた残りが、すなわち生産調整の目標数量であり、自家保有数量であるといふような、こゝういふ逆算じゃないですか。

○内藤説明員 生産調整の目標数量につきましては、四十六年度におきまして生産の見込み数量、それから四十六年度におきまして予定されます需要量、その差額を二百三十万トンと算定いたしました。一応二百三十万トンの生産調整の目標数量を掲げたわけでございます。

○芳賀委員 いまの内藤室長の言うようにすべきでないかといふことを、先日は政府に対して指摘しておるのです。国としての生産計画を立てる場合、全国の総面積に対して平均収量といふものをそれに乗じたのが四十六年に期待される総生産量といふことになるわけだ。しかし、それだけ全部生産されたのでは連年的に過剰傾向が生ずるので、その総生産からまず二百三十万トンの調整をやる。この部分に匹敵する面積を凍結するといふことによつて初めて自家用を控除した残りが、

政府の期待するいわゆる七百六十万トンの買い入れ限度数量ということになる。これは昔から一貫した方式です。万國に通じてこれ以外の方法はないのです。方程式となれば、しかし今度農林省がやったのは内藤さんの言うのと違うのです。先に限度数量をきめて、四十六年度の耕作面積から生産される数量というものは予測できるわけだから、その生産量から限度数量を引いた残りが生産調整数量であり、自家保有数量でなければならぬ。そうすれば、限度数量をこえた米は全然出てこないことになるのだが、それは全く逆の方式ですからね。内藤室長が言ったような方式でやれば、これは都道府県段階においても市町村の中の個人の限度数量を正確に配分する場合にも、一貫した方式でやればいいのじゃないですか。去年は限度数量というものがなかったから、生産調整をやる場合はいまあなたが言ったような方式でやりましたわけですからね。それをやった結果、百四十何%という達成率を示しているわけだから、政府の期待より約五〇%生産調整の実があがったということであれば、これに信頼し、期待してそれを系統的にやれる条件というものをさらに整備してやれば、何も限度数量の強制割り当てをしなればならぬということにはならぬと思うのです。そうじゃないですか。そう思わぬですか。食糧庁は少なく買うだけの考えしかないのだから、政策競争はわれわれとしては相手にならぬが、官房とか農政局ということになれば、売り買いの商売人ではないわけだからね。日本の農政をこれからどうするかということの責任があるわけだから、きょう官房長はいませんけれども、優秀な企画室長が来ているから、率直な見解を、それから農政局長からも明快にしてもらいたいのです。国会が終わってから農政局が生産調整をやるなどというのはおかしいじゃないですか。最初からあなたどうして責任をもって取り組まないのですか。

○渡辺政府委員 一応まとめてお答えいたします。

国は県に割り当てておりますが、それについては、県が町村に割り当てるときに、その町村の実情を見て、何も機械的に国と同じような割り当てをしなくてもよろしい、町村が各個に割り当てをする場合においても、それは実情に即した割り当てをしてよろしい。また部落の中でも、それは去年もつたようなことでありますが、実情に応じた割り当てというものを否定するものではない、そういうような行政指導を国としてはやっておるということであります。

○中野政府委員 ただいま政務次官が御答弁になりましたとおりだと私も考えております。御指摘になりました点でございますが、今回の生産調整は、生産調整、稲作転換、全部合わせて、農林省全体あげてやるということで、官房長を長にしまして、本省に稲作対策事務局というのを置いて、そこで集中してやっておるわけでございます。農政局も当然これに協力してやっておるといふ立場にあるわけでございます。

○内藤説明員 ただいま農政局長から申し上げましたとおり、農林省の官房に各局からの出向の職員を求めまして、稲作対策事務局というものを設けてまして、その上部機構には関係局長が全部参加するといふような、全省的な体制で生産調整の推進にあたる、こういう農林省の体制をとっているわけでございます。

○芳賀委員 私が内藤君に聞いたのは、先ほどあなたが説明した、まず限度数量の答えを出す、方程式としては、個人の場合には、その生産者が耕作する水田面積を基礎にして、その地区における平年収量をそれに乗じる、これは事前にやるわけだから、ことし大豊作になるか凶作になるかわからぬですから、平年的な収量というのは当然のことです。ですから、予想としては、本年度全面的に耕作した場合にどれだけの生産が期待できるかということがわかるわけですから、それに対して都道府県ごとに一定の調整率あるいは減反率を与えておるわけだから、それによって計算された個人別の生産調整数量というものをそれから差し

引いて、残りは今度は実際に耕作するわけです。二割なら二割の減反をした残りは全部高度の生産努力をして耕作するわけだから、それによって生産された数量からまず食糧法でもうたつてある自家用の優先確保をして、残りは販売の目的に供する米の数量ということになっておるので、この販売に供する米というものは、食糧管理法のたてまえからいって政府に全部売り渡すということになるわけですから、制限されて生産された販売に向ける米は、当然これは限度数量のその生産者の売り渡し申し込み数量と合致しなければならぬということになるわけでしょう。そういう方式を——市町村長が生産者に限度数量の算出をして指示する場合に、それによるのが一番正しいのじゃないかというのを先日指摘しているわけですから、たまたまあなたの先ほどの説明と合致しているわけだから、生産調整をする側の担当者がそういう考えであれば、やはりそれを、末端まで生産調整の一定目標を基礎にする場合には、貫く考えがなかったらだめじゃないですか。農林省内部で全く見解が違ふ。一方は、少しでも買入れを減じようとする考え方に立っておる。一方は、この際農政を根本的に転換して、日本農業の全面的な撤退をはかりたいとする。共通の目標は持っているが、実際に一歩先んじて去年から始めた生産調整の実績というものを基礎にした場合には、やはり成果の割りを当てるのが妥当ではないかというふうなわれわれは判断しておるわけなんです。この点が先日意見が全然かみ合わないわけですね。それでは、限度数量だけきめれば、あとは生産調整なんかは形式的なものだから、生産調整をしなくても限度数量は変わらないのです、この政令からいって。それから、生産調整で目標を越えて協力すればするほど、この限度数量が減ずるということになるわけですね。協力して、政府に売り渡す米が少なくなつて、他に苦勞して安く売らなければならぬということよりも、全部つくって、それでも限度数量は同じだから、あとは他作

物に転換するよりも、少し価格が安くてもやはり米作で所得をあげたほうがいいというようなことになるわけですから、この辺が非常に大事なところなんです。だから強制割り当てをする権力者の立場からだけ議論をしないで、局長食糧庁長官が、割り当てを受けた当該町村長であった場合にはどうするか、その町村長から不当な制限割り当てを受けた生産者の立場にあなたが立った場合、どうかという、そういう権力で押しつける立場と、権力で押しつけられた立場の両方の立場の上で立って、今回のこの政令改正というものが与える影響がどうかあるかということをも十分判断すべきではないですか。権力者は一方的な権限で強圧すればいいんだ、まさかそういう思想にあなたは立っているわけじゃないでしょう。その辺を率直に聞かしてもらいたいです。

○亀長政府委員 いま御指摘のとおりでございます。私も、そういう権力で押しつけるとかいうことにつきましては、実態と非常に離れたような行き方で、非常に不満の多いというような形は極力避ける、農民の立場に立つてものごとを考えるという気分には、私もできるだけのそういう方向で努力をしておるつもりでございます。今回の問題につきましても、いずれにしても政府が予約限度数量を設けることになりますれば、その数量の配分ということが、非常に大きな問題になります。七百六十万トンというものが配給必要量という考え方でこれを配分することに相なります。この計算の基礎は、先生御承知のとおり、四十四年の面積に四十六年の見込み反収をかけた、そういうところからはじき出されたわけでありまして、先般も御指摘のように、各人別にそれぞれの四十六年の生産見込みあるいは保有量といふふうなこまかい計算をするのが、あるいは本来的であるかもしれないけれども、実際問題として、そこまで客観的な統計資料を駆使することには私も非常に困難があるというふうな判断をいたしましたわけでございます。

そこで七百六十万トンを県別に配分する際に、簡単に申しますと、どういふ比率で配分をするかという一つの比率配分の基礎として、過去四十二、四十三、四十四年の米の生産としては比較的高位水準を保った時代の三カ年をとりまして、これを大体各県の販売力を示す——まあ簡単に申しますれば、経常的な生産力から経常的な農家保有量を引いて販売力を示す指標としてとりまして、これを各県に七百六十万トンを配分する基礎として使ったということでございます。県以下の配分につきましては、大体それに準ずるということにはもちろんでございますけれども、やはり実情に応じて、最初に御説明申し上げましたように、実情に合ったように修正をするということが政令にもございまして、またわれわれの通達にもその辺は慎重な配慮をして配分をするように指示をいたしておるのであります。まあ各県におきまして、いろいろその辺、あるいは粗雑に——私どもそういうことを言うとき、あいが悪いかもしれませんが、慎重な配慮を欠いておる県もあるかもしれません。私ども、今後とも十分その点は指導してまいりたいと思っておりますが、私どもの気持ちとして、やはりこういう制限を受ける農家の側に立って、特に公平の見地という観点を重視をして考えるべき問題であらうというふうに考えております。

○芳賀委員 この点が非常に大事ですから、もう一度申し上げますが、たとえば国の段階で限度数量を試算する場合には、総生産から二百三十万トンを引いて、そして自家用米の実績数量を引いた残りは七百六十万トンになるのです。それから近年、数年間の政府の買入れ実績は大体九百七十万トンから一千万トンに及んでおるわけですから、それが平均的に九百九十万トンの最近時の平均買入れ実績ということになれば、そこから二百三十万トンを差し引いても、結局七百六十万トンという限度数量は出てくるのです。だから総生産から二百三十万トンの調整をしても、買入れ実績から二百三十万トンを除外するということがあつても、それは答えは同じなんです。だから全国的な段階においてのいわゆる統計的な蓋然性からいって、これはどつちをやっても同じということになるんですよ。しかしそれを市町村あるいは末端の個々の生産者に、それでは農林省が示したような方程式でやった場合には的確な答えが出るかということになると、それは、それに当てはまるものも半分ぐらいはあると思いますが、過小であったり、過大であったりというような答えが出る農家も相当多いと思うのです。だから、その点を、政令がこうだからこれで一律にやつてしまふというようなことでは、これは相済まぬと思うのです。しかも生産調整に対しては、法的権限でこれを行なわせる根拠がないというところは、政府自身も明確にしておるわけですから、こういう強制すべきでない、根拠のない生産調整の目標というものを置いて、一定の限度数量を割り当てどおりに押しつけようとするところに無理があるのですから、やはりいま長官が言つたように、方程式の基礎は、これは過去の買入れ実績の平均数量と政府が指示した生産調整目標数量、これを基礎として、あと個人別には実態に合致したように、後段でうたつておる、この条項というものを十分町村長が活用して、そうして実態に合致するような限度数量の割り当てをしなさいということでしょう、あなたがきょうになつてよくよく言い出したことは。

であつても、それは答えは同じなんです。だから全国的な段階においてのいわゆる統計的な蓋然性からいって、これはどつちをやっても同じということになるんですよ。しかしそれを市町村あるいは末端の個々の生産者に、それでは農林省が示したような方程式でやった場合には的確な答えが出るかということになると、それは、それに当てはまるものも半分ぐらいはあると思いますが、過小であったり、過大であったりというような答えが出る農家も相当多いと思うのです。だから、その点を、政令がこうだからこれで一律にやつてしまふというようなことでは、これは相済まぬと思うのです。しかも生産調整に対しては、法的権限でこれを行なわせる根拠がないというところは、政府自身も明確にしておるわけですから、こういう強制すべきでない、根拠のない生産調整の目標というものを置いて、一定の限度数量を割り当てどおりに押しつけようとするところに無理があるのですから、やはりいま長官が言つたように、方程式の基礎は、これは過去の買入れ実績の平均数量と政府が指示した生産調整目標数量、これを基礎として、あと個人別には実態に合致したように、後段でうたつておる、この条項というものを十分町村長が活用して、そうして実態に合致するような限度数量の割り当てをしなさいということでしょう、あなたがきょうになつてよくよく言い出したことは。

で合理的であると考えておるからであるが、したがつてこれが基礎であるが、ただしこれによつて機械的に定めなければならないというものでもないし、また他の事情は一切考慮してはならないというのではない。この趣旨に即して客観的に公正を期し得るものであれば、実情に即して定めることは差しつかえないので、その意味で基礎として考えてもらいたい。さらにまた、市町村別申し込み限度数量の決定の段階においては、県が市町村間のものを修正するという明文の規定はないけれども、相当の理由があつて市町村段階に大きな影響を及ぼすような場合には、当然生産者段階における場合と同様の修正を行なうものと考えてもらいたい。その点で都道府県知事が市町村に割り振る場合にも、基礎として定めるといふのは、そういう意味も含んでおるのであるということの通達をいたしてございます。そういう意味で、私ども決して政令にあるとおりの機械的な操作ということを望んでおるわけではありません。実情に即して知事なり町村長がもう少し弾力的な運用をはかつていただくということを切に希望いたしておるわけでございます。

○芳賀委員 それではいま長官の説明によると、市町村段階においては第一条四の二項の後段の規定というものを十分活用して、実態に合うようにしてももらいたい。それによつてまた町村の限度数量に変化を与えるようなことにもなる場合もあるし、ならない場合もあるが、あとで尋ねようと思つておつたわけですが、県段階における、市町村間における不均衡ということになると、知事が一律方式で割り当てをした結果生ずる矛盾とかあやまちというものは、生じた場合それを是正する修正条項というのか、弾力条項というのか何もの政令にはないが、しかし市町村段階ではそれを認めておるので、その波及効果として、当然当該都道府県地区の市町村において生じた不合理性については、町村段階の問題と同じように、知事に裁量権をまかしてある、そういう趣旨だということですね、この政令を流れる考え方というものは。

○芳賀委員 この点が非常に大事ですから、もう一度申し上げますが、たとえば国の段階で限度数量を試算する場合には、総生産から二百三十万トンを引いて、そして自家用米の実績数量を引いた残りは七百六十万トンになるのです。それから近年、数年間の政府の買入れ実績は大体九百七十万トンから一千万トンに及んでおるわけですから、それが平均的に九百九十万トンの最近時の平均買入れ実績ということになれば、そこから二百三十万トンを差し引いても、結局七百六十万トンという限度数量は出てくるのです。だから総生産から二百三十万トンの調整をしても、買入れ実績から二百三十万トンを除外するということがあつても、それは答えは同じなんです。だから全国的な段階においてのいわゆる統計的な蓋然性からいって、これはどつちをやっても同じということになるんですよ。しかしそれを市町村あるいは末端の個々の生産者に、それでは農林省が示したような方程式でやった場合には的確な答えが出るかということになると、それは、それに当てはまるものも半分ぐらいはあると思いますが、過小であったり、過大であったりというような答えが出る農家も相当多いと思うのです。だから、その点を、政令がこうだからこれで一律にやつてしまふというようなことでは、これは相済まぬと思うのです。しかも生産調整に対しては、法的権限でこれを行なわせる根拠がないというところは、政府自身も明確にしておるわけですから、こういう強制すべきでない、根拠のない生産調整の目標というものを置いて、一定の限度数量を割り当てどおりに押しつけようとするところに無理があるのですから、やはりいま長官が言つたように、方程式の基礎は、これは過去の買入れ実績の平均数量と政府が指示した生産調整目標数量、これを基礎として、あと個人別には実態に合致したように、後段でうたつておる、この条項というものを十分町村長が活用して、そうして実態に合致するような限度数量の割り当てをしなさいということでしょう、あなたがきょうになつてよくよく言い出したことは。

○芳賀委員 それではいま長官の説明によると、市町村段階においては第一条四の二項の後段の規定というものを十分活用して、実態に合うようにしてももらいたい。それによつてまた町村の限度数量に変化を与えるようなことにもなる場合もあるし、ならない場合もあるが、あとで尋ねようと思つておつたわけですが、県段階における、市町村間における不均衡ということになると、知事が一律方式で割り当てをした結果生ずる矛盾とかあやまちというものは、生じた場合それを是正する修正条項というのか、弾力条項というのか何もの政令にはないが、しかし市町村段階ではそれを認めておるので、その波及効果として、当然当該都道府県地区の市町村において生じた不合理性については、町村段階の問題と同じように、知事に裁量権をまかしてある、そういう趣旨だということですね、この政令を流れる考え方というものは。

○芳賀委員 それではいま長官の説明によると、市町村段階においては第一条四の二項の後段の規定というものを十分活用して、実態に合うようにしてももらいたい。それによつてまた町村の限度数量に変化を与えるようなことにもなる場合もあるし、ならない場合もあるが、あとで尋ねようと思つておつたわけですが、県段階における、市町村間における不均衡ということになると、知事が一律方式で割り当てをした結果生ずる矛盾とかあやまちというものは、生じた場合それを是正する修正条項というのか、弾力条項というのか何もの政令にはないが、しかし市町村段階ではそれを認めておるので、その波及効果として、当然当該都道府県地区の市町村において生じた不合理性については、町村段階の問題と同じように、知事に裁量権をまかしてある、そういう趣旨だということですね、この政令を流れる考え方というものは。

態というものを十分調査検討して、適正な限度数量というものをさらに示してもらいたいというような要求あるいは要請をするというのは、善良な町村長として当然の行為だと思いますが、亀長官がその衡に当たる町村長であった場合にはそうしますか、あるいはもう一たんもらったんだから、しようがないということ、区域の生産者に押しつけてしまうか、この辺が非常に大事じゃないかと思うのです。

○農長政府委員 町村内部でいろいろ御検討いただいたいて、その結果どうしてもギャップが出るというような場合には、やはりこれは県と相談をしていただいて、そのギャップが最大限に解消する方向へ持っていくかなければならぬと考えております。それから若干の問題は、これは相互に生産者の間で比例配分をして処理をするとか、いろいろ現実的処理方法はあると思います。さらにそうなればだんだん県が足りなくなるのではないかと、県のはうで国へよこせ、こういう話になるのではないかと、こういうお話でございしますが、私どもは実際にいままでの統計から見まして、各県別の配分につきましても、もちろん七百六十万トンの過去の販売数量で配分いたしましたけれども、その配分された結果等につきまして別途の方法でいろいろ検討してみたいような状態から考えますと、県全体としてそれほど大きな不足を来すという県はないというふうにわれわれ考えておるわけでございします。過去の三カ年の販売数量から生産調整の二百三十万トンを引きますと、それは七百六十万トンの若干及ばないのでございます。余裕の数字も各県に追加としてお渡ししてございしますから、全体として県の段階で不足するということはないとわれわれは判断をいたしておるのでございします。したがって、県段階で、これはまだ内示の段階でございしますから、いろいろ現地では御指摘のような問題があると思いますが、県において十分な調整がはかれるならば、それほど問題は起きないのではないかと。したがって県の調整を十分慎重に指導してやるのが第一だと考えて

おります。

○芳賀委員 そういふ点が通達とか要綱に親切にうたてないでしよう。生産者ごとにこうやうなさいというところは、いま説明があったから、ある程度配慮されておることはわかったが、その結果内示されたその町村の限度数量をこえる数字が生じたという場合には、これはその範囲で割り当てをするといったってできないわけですからね。その場合には直接割り当てを指示した当該知事に対して、こういうことになっていきます、これでは的確なものといえないので、一応お返ししますから、お返しななという丁寧なことはでなくて、返上しますから、さらに十分検討して適正な割り当てを示してもらいたい。そういう問題が起きた町村長の場合は、こまめではいいわけですね。問題が何も起きないのに直ちに返上とかお返しとかいう必要はないと思うのですがね。

○農長政府委員 先般の部長会議でも、いろいろ各県にもわれわれの考え方もお話をいたしましたし、また配分の方法につきまして通達もいろいろ出しております。最終的にはやはり県において各町村の実情に応じたように配分をしていただくということが第一であります。県の中にはわりあい安易におやりになる県もあって、われわれも実はいろいろ情報を聞いて心配いたしておるのであります。なほ現在はまだ内示の段階でございしますから、私どもとしても従来の通達だけではいろいろ意を尽くさない点もございしますから、必要があればさらに通達を出すなり、適正な指導をとって進めてまいりたいと思っております。

○芳賀委員 実はその点を、今度は初めての経験です。内示といえども強制割り当てでございします。内示といたして、全国の市町村長は苦慮しているのだわけだから、何が何でもその町村で消化しなければならぬという、そういう考えが根強いんですね。皆さんがそういうように誘導しているのかもしれないが、ですからやはり実態に合致したような内部作業をした結果、もし内示された限度数量を明らかにこえた場合には、やはり指示をした知事

に対してその内容を明らかにして、再割り当てあるいは再内示をしてもらいたいということ、これは当然なことですからね。そういう事実上遭遇した場合にはこうしなさいということが、政令にはその点が書いてないわけだから、そういう場合はやはり親切にすみやかに指導したいのじゃないかと思ひますが、どうですか、みなやりなさいというのではないですよ。

○農長政府委員 私どもももちろん各県なり、あるいは個々の地域であっても、これは非常におかしなようなものを知り得ました場合には、これはさつそく県と相談して、より適切な方法がなかろうか、早急にこれは協議をするというような方法をとって、具体的に最大限に円満にいかにように処理いたしたい、かように考えております。

○芳賀委員 そういふふうに順序を追っていけば、先ほど私が言った市町村長がおそれているのは、先日同僚の松沢委員も言っておりました。場合によっては地方自治法第四十六條のいわゆる国の機関としての長に対する職務執行命令がこれは発動される場合もある、そういうような全く無用な危惧というものが相当流れておるのであります。だから私のいま言ったような事態の場合には、当然行政の長として善意にやらなければならぬ問題なんです。それから、そういうものに、おまえさんは国の権限を忠実に執行しておらぬからけしからぬ、百四十六條発動するなんて、そういう気遣いじみた政府の役人はいないと思うが、素朴な善良な地方自治体の長は取り越し苦労をしておるわけですから、そういう点に対しては大事な国の食糧制度の一部を町村長、自治体にこれは委任して、いままでもずっと長年やってきてもらっているわけですから、そういう点は無用な危惧とか不信が起きないように、これはぜひやってもらふ必要があるのではないかと、これはぜひやってみよう、それから、その次にお願いしたいのは、第三條の「市町村長の指示」これは、「前条の規定による通知があつたときは、」当該市町村内の「米穀

の生産者であつて事前売渡申込をしたものごと、同条の規定による通知に係る数量を政府買入基準数量として定め、これを文書をもつて当該生産者に指示する。」ここで「政府買入基準数量」という字句が出てきておるわけですが、この基準買入数量というのはどういう意味を持っておるのですか。

○農長政府委員 改正前の政令は単に「政府買入数量」といふような表現でございました。実質的に意味の変更があつたわけではございません。ただ従来の「政府買入数量」という場合にも、その中から自主流通米に向くものも含んでおつたわけでありまして、今度の「政府買入基準数量」という場合にも、同じ意味でございします。ただ自主流通米もかなり定着してきたし、あまりにも「政府買入数量」といふことは、ことばとしても正確さを欠く点があるのじゃないかというので、「政府買入基準数量」といふことばに改めたのでありまして、内容的に「政府買入数量」と「政府買入基準数量」と、ことばの定義として変更があつたわけではないかと考えております。

○芳賀委員 次に、第二條に戻りますが、ここで「第一條の規定により公示された期限までに」申し込みの受付をする。その「期限」といふのは、従来は旧令によりまして、この事前売渡申込の期限は八月三十一日になっておるが、今回の限度数量申し込みのその期限というものは、どのような時期を考えておるわけですか。

○農長政府委員 第二條は予約申し込みの第一條の規定により公示せられた期限までに同条の規定による売渡申込みを受けるということとでございまして、これは予約の期限でございします。事務的な整理もございまして従来よりも若干早くしたいという考えを持っております。従来は八月末でございましたが、いろいろな事務整理の都合で、一月くらい早めたかどうかということで、私どもいま検討いたしております。

○芳賀委員 次に第四條です。これは従来の政令によると事前売渡申込に対する増額補正の規定が

ここであつたわけですが、今回の改正によつても、それと同じような趣旨であるかどうか、その点はいかがですか。

○農長政府委員 そのとおりでけっこうでございます。

○農長政府委員 四条に関する限りは従来と同じように生産者の申し込みが少なかった場合、ほかの人など比べて非常に少ない場合に、これはふやしてくれ、ふやした数量を政府買入基準数量として定めることができるということでございます。ただ今回は言うまでもなく買入限度数量というのが頭にかぶつておりました、あくまで買入限度数量のワケ内での問題であるという点が従来の第四条と変わつております。したがしまして、過少であるというのは予約限度数量が一方においてきまつておつて、それに基づいて生産者がその範囲内で予約の申し込みをする、その予約の申し込みがきつて過少であるという場合に増額をいたすということでございます。ただ、四条も同様でございますが、五条の二という規定がございまして、町村長独自で発動するということはないという点が第二の変つた点でございますが、第四条そのものに關しましては従来と変更がないということに相なるかと思ひます。

○芳賀委員 だから四条については旧令の第四条と同じ解釈の上に立つておるわけですね。旧令は「売渡申込数量」となつておるし、今度は「限度数量」ということの差はありますが……

○農長政府委員 限度数量という問題が別途ある以外、四条、五条の二は同じでございます。

○芳賀委員 だから実態に合わない場合は増額補正をして、変更した数量を政府の買入れ基準として定める、そういうことではないわけですね。

○農長政府委員 非常に申し込みが少ない人はかりであつたという場合、おそらくこれは非常な不作等があつた場合であらうかと思ひますが、そういう場合には、これはどうしても配給上もう少し出してもらいたいということはある、かように考へております。

○芳賀委員 それはおかしいですね。いづれにしても旧令の解釈と根本的には同様であるというふうな理解でいいのですか。

○農長政府委員 そのとおりでけっこうでございます。

○芳賀委員 その次は、事前売り渡し限度数量の申し込みをしなければならぬ場合の規定が今回の第五条であります。この事前売り渡し限度数量の申し込みをしない場合の事例としては、先日生産者自身が全然申し込みをしない場合を議論しました。強制割り当てで示された限度数量を實現に合はぬというところで越えて申し込みをした場合には、それは第一条の規定からいって無効になるということとを長官言つたでしょう。無効の處理をされれば、取り扱いとしてはこれは申し込みをしなければならぬと同じようなことになるわけですね。そういう場合の申し込みをしなければならぬのと二様あると思ふのです。

○農長政府委員 二つあるというお話でしたが、一つの予約限度数量を越える申し込みをした場合には、私どもとしては、限度数量までは申し込みがあつたというふうに取り扱い上の問題として解決したらどうだろうかというふうに考へております。

○芳賀委員 これは当該町村長の権限としてゆだねておるわけですね、この政令は。町村長の権限の範囲内でこれはできるということですね。

○農長政府委員 第五条に関する限りは、市町村長のもちろん権限でございますが、本質的に国の委任事務でございますので、第五条の二の制約を受けるということでございます。

○芳賀委員 それはまだ聞いていない。いづれにしても第五条の点については、私の言つたとおりでしよう。

○農長政府委員 そのとおりでございます。

○芳賀委員 次に、長官が先走つて言われた第五条の二ですが、これはわれわれとしても国会に籍を置いて、いつの間にか政府が政令改正をして第五条の二を新設したかということを、当時気がつかなくなつたのです。それほどあつた方のやり口は巧妙になつておるわけですが、これは昭和四十三年の七月十七日政令改正をやつて、当時の政令二百四十七号でこれは改正をしておるわけですが、この改正当時の趣旨と、今回の政令の中にこれがそのまま生かされておるという関連性というものがあると思ひますが、その点はどう考へておりますか。それは昨年までの政令の規定は、これはあくまでも食糧法に基づいて、政令といへども政府以外に売つてはならないという、いわゆる全量売り渡しの基本原則の上に立つて、しかも生産者の自主性を尊重して、事前売り渡し制度というものも昭和三十年から続いております。しかし全量売り渡しの基本原則からいへば、いかに事前売り渡し制度であつても、その申し込み数量が實際に合致しない、まだ売れるというふうな場合には、これは町村長がこの政府の買入れ数量というものを増額して生産者に指示できるというように従来はなつていたわけですが、四十三年に第五条の二を新たに設けたということは、とにかくも米が余つてゐるんだから、何も本人の申し込み以上に増額補正をしてまでも売り渡しさせる必要はないじゃないかという考へから、四十三年に五条の

二というものを改正して入れたわけでしょう。それは一応経過として事情はわかるとしても、今回の限度数量の強制割り当て方式の上に立つた場合の第五条の二というものは、何を目的としておるかという点がよくよく違つてくると思ふのです。その点を明確にしてみたい。

○農長政府委員 第五条の二が設けられた趣旨につきましては、先生御指摘のとおりでございます。今回五条の二を存続いたしておりましたが、その趣旨も全く同じでございます。ただ今回は限度数量というものがあつたというお話ですが、これはあくまでも本人の売り渡しの最高限度をきめただけでございます。その範囲内では幾ら売るかということは、やはり本人の申し込みによる予約制というたてまえをとつて、その際にその範囲内においてあまり売りたい人までさらに売らせようというところは必要がないではないか、需給事情から判断して、そこは適当に指示をした場合に限るという限定的な場合だけというふうにしていいのではないかと、これは、依然としてそういう必要性、合理性というもの、限度数量が設定された後においては、現在の需給事情のもとで、本人の意思をなるべく尊重するということの必要性というものはまだ存在しておる、かように考へております。

○芳賀委員 そうすると、新しい改正においても前条の第五条あるいは第四条の規定を全く否定するものではないということですか。これはもう否定する考への上に立つて第五条の二というものをつくつたものであるか。

○農長政府委員 第四条、第五条が存在しております以上、第五条の二でこれを全面的に否定するということではもちろんございません。ただ、五条の二によつて四、五が発動される場合はきつめて限定的な場合に限るということでございます。極めて極端な場合を申し上げます、非常に不足で、政府にちろん手持ち米があるにしても、やはり新米のある量というものがなければ配給がで

い、そういうふうな事態を想定すれば、それは五
条の二を発動することがあり得る。しかし、まず
まず最近の状態ではそういうことにはならないの
じゃないか、そこまで発動する必要はないのじゃ
ないかというふうにも一応は考えております。そ
のような意味で、一応五条の二というのはある種
の、まあ安全的な発動の規定というふうにわれわ
れは考えておりまして、四十六年産米におきまし
ても、通常の状態ならば五条の二を発動する。し
たがって、四条、五条を市町村長に発動していただ
くという事態はあまりないのではないかというふう
に考えておりますが、一応規定としては整備を
しておきたい、かような考えでございます。

○芳賀委員　しかし、法令を定める場合、その規

定を最初からもう発動させないとか、する意思がないとか、そういうことをきめてかかるというの
は、これは問題じゃないか。そう思わぬです
か。

○**亀長政府委員** 絶対発動しないときめてかかっておるわけではございません。先ほど御説明申し上げたとおりでございますから、発動する場合もそれはあり得る。ただ、いまの通常の状態ではあまり想定できないというだけでございまして、絶対発動しないなどというものではございません。

○芳賀委員　省令で定める手続上の問題でしよう、ここでのいうのは、発動するとかしないとかということを、あらかじめきめて五条の二がつくられたというふうには私は考えませんがね。

○**農長政府委員** 省令は手続だけでございます。御指摘のとおりでございます。いつまでにやるかということ、期限などを規定するつもりでございます。農林大臣の指示によって発動することになります。

○**考芳委員**　だから、それは法令上の意思ではなくて、亀長食糧庁長官の気持ちとして、私は発動する意思がないということをつたただけでしょう。そういうふうな善意に解釈していいですか。

○**總長政府委員** 第五條の二が発動されるような場合を私が推測、予測をして申し上げただけでございます。

○芳賀委員　そこで、昭和四十三年の七月十七日に第五条の二が設定されたわけですが、これに基づいて昭和四十三年の八月三十一日にこの規定に基づいた農林省令第五十三号が、定められておるわけですね。それで告示がされておるわけです。

これは「令第一条の規定により公示された期限の到来の日から四十日以内にするものとする。」というようになっておるわけですから、この農林省令というのはその後ずっと生きているのじゃないですか。

○亀長政府委員 現在でもそのまま有効でございます

○**芳賀委員** それじゃあまり問題ないのじゃないですか。

○農林政府委員 この第五条の二では「農林省令で定める手続により」となっておりますが、この手続はいま御指摘のように四十三年八月三十一日の省令で手続はもうすでにきまつております。でございますから、これは幾らどういうふうな四条、五条の発動を町村長に認めるかという、そのことを告示すれば足りるわけでございまして、この省令以外に四十日以内に告示をしなければなら

ぬ、その告示行為はあらためて要ることに相なり
ます。

○芳賀委員　そこで、四十三年以降はそういう告
示をしてないわけですね。

○**船長政府委員** おりません。

○**船長政府委員** その告示はまだ一回もいたしてありません。

○**芳賀委員** 告示をするとすれば、どういう告示をするのですか、

○**船長政府委員** 現在までこの告示は一回も出し

たことがないのでございますけれども、告示を出す
とすれば、市町村長が第四条、第五条の規定を
発動するということを單純に告示をするか、ある
いは若干それに四條、五條の発動の場合のさらに
いろいろな条件的なものを附加するかという問題

は残るかと思いますが、大体そういう告示内容になるかと思います。

○芳賀委員　これはきょうここであと残りの時間で十分論議を詰めるというわけにはいかぬのがね。これはもう明らかにこの第五条の二は違法の政令の規定だと思うのですよ、この点は。せっかくいままで第四条あるいは第五条に明確な規定があるにもかかわらず、昭和四十三年に、これは

閣議決定だから、国会が終わってからこっそりやればできるわけですが、こういうまことにわれわれとして認めることのできないような改正をすでにやっておる。しかも、今度の限度数量の強制割り当てを行なうにあたっても、この規定を残し

て、あくまでもこの強制割り当ての正当性というか、その限度を守ろうとする、そういう考えの上に、これは政府に一方的な必要があつて、これは生産者あるいは権限をまかされた市町村長に至つ

ては、これは何ら必要のない規定でしょう。これがあることによって町村長の裁量権というのはいふまでもなく全然奪われてしまつておるわけですからね。これは問題あるのですよ。自治法の面から見ても、あるいは食糧法の規定に照らしても、これは違法性が非常に強いですからね。別におどかすわけじゃないが、そういうものです。これはだからこれからも告示しないとかなんとかつてえらう

なことを言っても、これはたいへんなことになり
ますからね。

それから次は第九条の規定ですが、これは結局
食糧法第三条第一項の規定に基づいて、この米穀

の売り渡し令というものが出ておるわけですから、当然これは委任命令であるということに変わりがないが、それでは食糧管理法第三条第一項で規定しておる命令で定むるというのは、何をやってもし政府の決定に委任されておるかという点で、

うじゃないでしょう。いままでは全量売り渡し、政府以外に売ってはならぬ、政府以外から買ってはならぬというような嚴重な食糧法の各規定に基づいた諸規定が政令によってきめられておるが、今回のこの限度数量の強制割り当てについても、

これは食管法第三条第一項の命令で定むるものであるという一方的な政令のきめ方というのは問題があるのじゃないですか。これも違法性に關係のある問題ですけれども、それじゃ何でも命令で定むるのだからかまわぬという思ひ上がつた考えの上に行政府が立つとすれば、これは立法府の国会としても問題があるですからね。

○農長政府委員　ちよつと御質問の趣旨がよくわ

かりかねるのでありますが、第九条は政府買い入れ基準数量というものが一応きまる。その中で自主流通に向くものがあつた場合にはそれによって買い入れ基準数量が修正されて、その修正されたものが食糧管理法第三条第一項で、いわゆる政府

に對して売り渡し義務を負う數量になる、かような考え方でございます。

○芳賀委員 次にお尋ねしたい点は、異議申し立てをする場合の規定があるわけですが、農林省が

われわれに配付した政令の新旧対照表からこれは落ちておるわけです。この点はどういうことになつておるのですか。

○**農長政府委員** 「買入数量」ということは「買入基準数量」というふうに変りましたために字句の修正ということがございまして、第七条の二の異議申し立て、第八条の変更の請求に関しましては同じように字句修正を行なった上で新しい政

令に織り込んでございます。

○芳賀委員　そこで従来の第六条の「指示数量の公表」これは今後もやるわけですか。いわゆる基準数量を指示した場合に基準数量を公表するの

か。何を今後公表するわけですか。

○**亀長政府委員** 第六条はそのまま残っておりまして、これは政府買入れ基準数量を公表するという考えでございます。

芳賀委員 次に第七条の異議申し立ての件です

が、第七條の第二項では「行政不服審査法第四十五條の期間は、その指示を受けた日の翌日から起算して三十日以内とする。」第三項が「市町村長は、第一項に規定する異議申立てがあつたときは、異議申立てがあつた日から四十日以内、これ

を決定しなければならぬ。」この点は今回の買入れ限度数量の強制割り当ての場合に異議の事由があった場合には当然異議申し立てができるというふうになるわけですが、この扱いはどう考えられるのですか。

○農林政府委員 第七條の規定は「第四條の規定により定められた数量を第三條の規定により市町村長から指示された米穀の生産者又は第五條の規定による市町村長の指示を受けた米穀の生産者」でございまして、いずれもふやせという命令を受けた者は、この買入れ基準数量について異議の申し立てができるという規定でございまして、行政不服審査法というのとは何のためにあるかということから出発しなければならぬわけですね。そうじゃないですか。

○農林政府委員 いま御質問の点は第七條第二項に関する異議の申し立てだと私考えましたものでございまして、第二項は「前項に規定する異議の申し立て」と書いてございまして、「前項に規定する異議の申し立てに関する行政不服審査法」云々、この「前項に規定する異議の申し立て」というのは、先ほど御説明申し上げました第四條及び第五條の規定による市町村長が買入れ基準数量をふやせという命令をした場合に前項の規定である。そういうふうな前項に規定する異議の申し立てというふうなことを受けての不服の申し立てであるというふうなことを考へております。

○芳賀委員 それでは買入れ基準数量が生産者に示された場合に、それに対して不服、異議があった場合の申し立ては行政不服審査法に基づいてできるわけでしょうか。

○農林政府委員 一般的な行政不服審査法の問題として、行政不服審査法の対象となり得るかどうかという問題として取り扱われるべき性格のものだと考えます。

○芳賀委員 行政不服審査法では行政庁が行なった処分とか決定というのに対して異議の申し立てができる、再審査請求ができるというのが国民

を擁護するためにできた不服審査法ですからね。限度数量の強制割り当ては、広義に解釈すれば処分ではない。農林さん、もう百俵の限度数量をあなたに与えた場合、それ以上売り渡しができても、それをこえた場合には無効の取り扱ひをします。そういう強制力を伴った割り当てというものは処分とみなして差しつかえないと思うのです。それと不服があった場合には当然行政不服審査法に基づいて申し立てが国民の権利としてできるじゃないですか。そうでしょうか。できるかできないかわからないというのはいかがいじゃないですか。

○農林政府委員 御指摘のように行政不服審査法は、一般的に国民の権利、利益に関する行政処分に伴う救済に関する規定でございまして、買入れ限度数量の設定ということがそういう処分としていかなる意味を持つのかという問題はいろいろ見方があろうかと思ひます。あるいはそれは義務からの免除であるから不利益にならないとか、あるいは言つても實際上政府に買つてもらへるといふのは経済的利益とみなすべきであるから、限度を設けられることは不利益であるとか、いろいろの見方があると思ひます。しかし御指摘のように行政不服審査法が一般的にそういう救済を目的とする法律には変わりはないわけにございまして、具体的には御指摘の事件がその対象となるかどうかにつきましては、率直に申しましてまだ私も政府内部、法制局と完全な打ち合わせが済んでおりませんので、法的解釈として私どもの立場でいませう。答へることはできませんが、一般論としては芳賀先生のおっしゃるとおりだと私思ひます。

○芳賀委員 その場合処分ないし決定を行なつたその機関の直属の長ということになれば、これは私の考えでは食糧庁長官だと思ひますが、これはそれとも農林大臣に対してするかですね。

○農林政府委員 これは不服審査法でどういう形で取り上げられるかということによって変わるものでございまして、異議申し立てということになれば、これは処分、すなわち市町村長ということにならうかと思ひます。それから、審査請求と

いうことになれば、これは処分の上級庁である都道府県知事ということになるかと思ひます。もちろん、それに対して不服があれば、さらに上級というのではないかとと思ひますが、いずれにしても第一的には異議申し立てならば処分、審査請求ならば上級行政庁というのが、通常の不服審査法の場合のケースだと私理解をいたしております。

○芳賀委員 どうもその点が違うのです。私は上級の権限者ということになれば、これはこの種の問題は食糧庁長官だと思ひます。これはこの不十分な点がありまして申しわけないことでありますが、私、法律の考え方としては具体的処分に対する不服であるから、やはり具体的には処分者もしくは審査請求ならば上級行政庁というのが、この不服審査法の一般的な考え方であらうと思ひます。制度そのものをのつくり直したの、これは農林大臣なりあるいは食糧庁でございまして、これは、具体的な処分者というところになります。形式的には国の機関として処分庁あるいはその処分の審査請求ならば上級行政庁ということにならうかと思ひます。いずれにしても、これは不服審査法の条文の問題でございまして、私どものほうでも十分法制局とも検討してみたいと思ひます。

○芳賀委員 別にあなたに頼んで研究してもらふ必要はないのです。あなたの言うその市町村長、都道府県知事といつても、これは委任事務を行なつておる責任者にすぎないでしよう。処分の権限を持つておるのは、市町村長が何か委任されて、行政事務を扱つてゐるにすぎないじゃないですか。それを忠実にやらぬ場合には、地方自治法百四十六條を発動するぞと言つておどかさすわけですから、その一事を取り上げてみても市町村長が処分者ということにはならぬ。これはきょうはそれを目的に議論してゐるわけではないのですから、

行政不服審査の申し立てをする場合も当然ある、その権限は国民としての生産者にこれはあるということを明確にしておけばいいわけですね。以上で大体きょうの示された時間が終わるわけでありまして、前回政府の政令第一條の四による市町村長が生産者別に限度数量の割り当てをやる場合の矛盾のある事例を取り上げたわけですが、その事例の内容が今日の時間の関係等もあつて明快を欠く点がありますので、もう一度表に基づいて私が読み上げますので、それを参考に、先ほど長官から答弁がありましたが、地元における生産調整の割り当てである限度数量の割り当てについては、十分の確性と慎重性を持ってやつていくべきであるというこの証左にしておきたいと思ひます。

先日取り上げたのは、北海道のKという町の事例ですが、ここで、昭和四十五年、昨年度生産調整をやつた実績と今年度の割り当ての内容というものを比較して参考にしておきたいと思ひます。四十五年と四十六年の比較ですが、木田面積については四十五年も四十六年も同様に二千八百七十ヘクタールで、これは実績からいって増減なし。生産調整数量については、昭和四十五年の達成実績は、数量で三千九百九十六トン、この調整面積は実績で八百六ヘクタールということになつております。これに対する、ことし、四十六年度の調整数量割り当ては千八百九十二トン、ですから昨年度の達成実績からいふと、ことしの割り当ては千三百四十六トンの減ということに数量的にはなるわけでありまして、それから調整面積からいふと、昨年度の八百六ヘクタールに対して、ことしの割り当てを面積換算すると四百七十五ヘクタールということになるので、面積の上においては生産調整面積は三百三十一ヘクタールの減少、この減つた分がことしの作付面積の増になるということになります。それから、生産調整を行なつた残りの実際の作付面積はどうなるかという、昭和四十五年は二千六百四十四ヘクタール、ことし目標どおり生産調整

をやった場合の残りの作付面積は二千三百九十五ヘクタールでありますから、先ほど言ったとおり、昨年よりも実際の作付面積は三百三十一ヘクタールこれは当然ふえるということになるわけですね。

これに対する災害なかりせばの平均収量をどうするかという点においては、昭和四十二年、四十三年、一年こえて四十五年の平均収量の実績は、平均して十アール当たり四百三十二キログラムということになっておるわけです。四十四年の場合には、北海道全体が冷害の年でありまして、北海道として生産数量が平均的に百キロの減少ということになっておるわけでありまして、これを平年時の収量の基礎に使うということは妥当でないもので、最近三年間の、凶作を除いた年の平均収量を乗ずるということは、これは至当なことであると思うわけでありまして。

そこで一番大事な、それでは去年約二八％の減収率によって生産調整をやった場合の政府に対する売り渡し実績というものは、売り渡し完了の数量は八千七百トン、俵数に換算しますと十三万五千二百二十八俵というものが、食糧庁が買入れたK町における売り渡し実績ということになるわけでありまして。したがって、ことし生産調整を完全に達成して平年度の収量が収穫された場合においては、九千六百四十トンの売り渡しが見込まれるということになるわけでありまして、これを俵数に換算すると、生産調整の割り当てを完全に消化した場合、平年度であれば、ことしは十六万一千俵の売り渡しができるということになるわけでありまして。

これを昨年度の二八％の休耕減収をやった実績と比較いたしますと、やはり昨年よりも二万六千俵ぐらゐの増加となり、さらに昭和四十六年度のK町に対する限度数量の割り当ては五千六百九十一トン、俵数にするとこれは九万四千八百五十俵ということになるので、この数字は……（発言する者あり）結局それで、そういう結果に基づくと昭和四十五年の売り渡し実績の十三万五千二百二十

八俵に四十六年度の限度数量の割り当て数量を比較すると、これは約四万俵、二千四百十六トンの限度数量をこえる数量が出るということになるわけですね。さらに昭和四十六年度に政府から示された生産調整目標数量を達成して実行した場合においては、数量にして三千九百五十トンの数量が限度数量よりもオーバーする。そのことは限度数量が過小であるということになるわけであって、これを俵数に換算すると六万六千俵の過小割り当てというふうな結果が生まれるわけでありまして。こういう点は全国に幾多の実例があると思うわけですね。だからこれは私は意味がなくて取り上げたわけじゃないですよ。先日改正された政令の第一条の四の規定に基づいて市町村長が政府の指示ど

おりの方式で限度数量をきめる場合においては、こういう実態に合わない矛盾というものが生ずるといふ一つの事例としてこれは取り上げたわけですからね。この町村に対する割り当てがけしからぬというのじゃないですよ。こういう実例が、農林省が示した方程式においては多々生ずるということをお私に事前指摘しておるわけですからして、この点については先ほどの食糧庁長官の答弁によっても決して画一的にやるのではない、実態に合致した方法で町村長が十分な弾力事項あるいは勸業事項というものを活用して適正な割り当てをするように指導するということをおいておるもので、私ももとしましては、その長官の言明というものは、現実に現地に於いてこれから行なわれるように政府としても十分な責任をもつてやってみてほしい。その結果というものは、また他日あるわけですからね。これを申し上げて、きょうはこの程度にとどめて、またこれはきょうに終わる問題じゃないのです。必要な時期にまた当委員会あるいは他の委員会等を通じて、十分今回の改正政令の違憲性、矛盾点というものは、これは当然われわれ立法府に籍を置くものの責任において明確にしていかなければならぬわけですからして、その点も十分肝に銘じておいてもらいたいと思います。

○章野委員長 午後二時再開することとし、これにて休憩いたします。

午後二時七分開議

○三ツ林委員長代理 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前の会議に引き続き質疑を続行いたします。

○瀬野委員 林業問題について、林政、自然保護、昭和四十六年度予算関係、その他の諸問題につき農林政務次官、林野庁長官並びに関係当局に質問をいたします。

国有林野事業は、一口で言うならば国土保全、安い林産物を安定的に国民に供給し、地元経済の助長と住民福祉の向上など、私有林でできない公共的機能を持つていことは言うまでもございせんが、最初に、問題として次の点からお尋ねをしてみたいと思います。

すなわち、国有林における標準伐採量と生長量の関係についてお伺いするわけでありまして、戦後日本の森林蓄積というものは十七億立方メートル、石数にして約六十億石、こういうふうにいわれておりましたが、現在の蓄積は十九億一千七百万立方メートルといわれております。最近の実情を見ると、生長量を上回って一・七倍ないし二倍も伐採している、このように私たちは理解しているのですけれども、このままでは日本の林業というものはたいへんなことになる、かように思うわけですね。こういった観点から林野庁長官に国有林における標準伐採量と生長量の関係について最初お伺いをいたしたいのでございます。

○松本(守)政府委員 お答えいたします。国有林の標準伐採量と生長量の関係でございますが、標準伐採量というよりも現実に伐採をしておる伐採量と、それと生長量の関係を申し上げたほうがよろしいかと思いますが、現実の伐採量、これは四十四年の伐採量でございますが、二千万立方に對しまして、生長量は千四百四十万立方であ

りまして、その対比が一七五％生長量を上回って伐採をしておることとございまして。

○瀬野委員 いま林野庁長官から答弁がございまして、標準伐採量を上回って伐採しているということとございましてけれども、この伐採量というものは生長量に対する標準伐採量に対する五％の幅で伐採するということになっておるわけでございます。もちろんこの中には二齢級以下の幼齡樹の蓄積は入っていないということも承知いたしておりますが、五％幅の中で伐採をするということについて、それを上回るという数字が出ておりますが、その点の御見解をあらわしてお伺いいたしたいのであります。

○松本(守)政府委員 お答えいたします。国有林がいま生長量に對して一七五％の伐採をしておるという点を申し上げましたが、それはいま国有林のかかえております大部分の蓄積は生長量の低い天然林でございます。これは老齡でございますし、生長もほとんどとまっておるという実態でございます。いまして、その生長量の低い天然林を伐採して、人工林を現出させるということが一点と、それからいま計上されております生長量は、先生おっしゃいましたように二齢級以下は計上がございせん。しかもその二齢級以下の造林地には相当旺盛な生長の潜在力といえますが、量としては計上しておりませんが、そういう生長する力を持つていられる幼齡林がふえておることと、いま国有林の標準伐採量をきめる基準は、単に生長量によつてきめるわけではない、将来の生長性、そういうものを勘案しながら、永久に伐採の保護が行なわれるということを計算をいたしまして、その限度内で標準伐採量をきめ、その標準伐採量に従つて現実の伐採をしておるという意味でございます。

○瀬野委員 そこで生長量以上を伐採しているということは、自然保護の面からも問題がありはしないか。最近国民の要請によつて公益的機能の要請が強いわけでございますが、その点の御見解をお伺いいたしたいと思うのであります。

○松本(守)政府委員 生長量以上の伐採と自然保護の關係でございしますが、林野庁がいまとつております基本的な考え方は、自然保護にいたしまして、森林のその他の公益機能を發揮させる場合にいたしまして、健全な森林、強い森林というものに、そういう公益機能が多くの期待をされる、ただ老齡過熟な森林というものは期待をされる、非常に危険でございします。そういうことで森林に對しましては絶えず活力を注入させるといいますか、林業の技術を駆使をいたしまして、年とった林木を逐次若い林木に切りかえていくということが大事になってまいります。そこで一度に大面積の皆伐を、しかも連続をさせるといふところに問題があるのではないかと申しますが、そういう例がいままでなかったとは思いますが、反省もいたしておりますが、そういう大面積の連続皆伐を今後にはなるべく避ける、きめのこまかい森林施業をやっていくというように、こまかい森林施業をやるに對する要請におこたえを申し上げたい。ただ自然保護を特に強調します自然公園内の特別地域内の施業、これはさらに厳密な配慮を加えながら施業してまいりたい。以上でございします。

○瀬野委員 生長量を上回る伐採というのは、従来十年前までは伐採調整資金等を使いまして、伐期齡級以下の伐採制限等してまいつたのでありますが、その後三十七年、八年をピークにしまして、生産力の増強計画ということが打ち出され、その以後にどうしても過伐になってきたという傾向をずっとたどってきたところの経緯がございしますが、この辺について林野庁は一貫して森林資源の育成をはかるという立場をとりながら、片方ではもちろん経済的な機能を發揮していくというところは、当然であります。相矛盾したような点がございします。こういふことで生産力増強計画に對する現在の御見解等について、長官からお伺いをいたしたいのでございします。

○松本(守)政府委員 生産力増強計画は昭和三十一年代の初めに策定をした計画でございしますが、それは当時戦後の日本経済が復興するために、木材

はまだその時代はたくさん入ってまいっておりません。国内材でその必要とする木材をまかなうというたてまえからして増強計画を立てたのでございしますが、その増強計画も過伐という考え方で立てたわけではございません。先ほど申し上げましたように森林の持つ生長期待量と申しますか、そういうものを計算に入れます。天然林を人工林化するに比べて、これだけ切つても将来ともその生産は永久に続くのだという保続計算を十分にも勘案をいたしまして、伐採量をきめたのでございしますが、ただ最近自然保護公益機能に對する社会的な要請が急に強くなってまいっておりますので、そういう面から大面積的な画一的な森林の取り扱い方が、はたしていいのかどうかというようなことから、その後そういう生産力増強計画の、当時とった姿勢に對しまして逐次手直しを加えてつづいてまいります。昨年も全営林局に對しまして、特に重要な地帯、そういうものの森林の取り扱い方につきまして、再点検をやるうじやないかという通達を出しまして、現在それも調査中でございします。

○瀬野委員 生産力増強計画については手直しをして、現在営林局等にも通達を出した上で再点検をすべく、調査中であるという御答弁であります。先ほど申しましたように三十七、八年ごろから伐採が促進されました。当時は切らぬのは切り惜しみだ、こういうような言い方まで、いろいろ世間には風評が流れてまいりました。国内の需要の要請におおられて高くなったから、生産増強をやるうというものであったわけですが、こういふことがずっと今後続いていきますと、自然保護の面からいろいろたいへんな問題になってまいります。御承知のように、国有林野事業経営規程というものは国有林の憲法ともいわれるような規定でございしますが、林野庁が三十三年に林造計画の実施にあわせてこれは改正されております。従来の生長に見合つて伐採量をきめる規定をいろいろと考へておられるわけではございすけれども、この生長量の評価というものがどうしても過大に評

価をされるという懸念をわれわれも抱くわけではございすけれども、こういふ点から今後、御承知のように伐採量と生長量とのバランスがとれれば、日本の資源というものはバランスがとれていくわけでありませうけれども、どうも生長量よりも伐採量が上回っていくという傾向をたどっている。現に国有林の狀態を見ましても、これという山はほんとうに少ない、こういうふうに思ふわけではございします。こういふ点から今後国民が安心できるような、納得いくような森林行政のあり方というものを示していただきたい、かように思ふ思っております。こういふことで国民に對するPRというが、こういふ面も足りないように私は思ふのですが、われわれが見ましてもなかなか理解に苦しむという感じがするわけですが、そう

いふことは、これはきつりと今後こういふものを国民の前に明示してもらいたい。またパンフレット等でもはつきりとこれを示していただきたい、こういうふうな思ふのですが、その点あわせてこの機会に御意見を伺いたいと思ふのでございします。

○松本(守)政府委員 国有林がそういう社会的な興望をになつて幾つかいろいろやっております。そういうものを今後はパンフレットあるいはテレビ、そういうものを通じまして国民一般にも知っていただくというところで、四十六年度にはそういう面の国有林の予算も計上してございします。と同時に、国有林に對する新しい最近のそういう社会的な要請、さらに国有林といたしましては国民の期待に沿うべく今後とも努力と検討を続けてまいらなければいけない、このように考える次第でございします。

○瀬野委員 標準伐採量と生長量の問題でこの機会にもう一点だけお伺いをしておきたいと思ひます。それは国有林の生長量というものは昭和四十年

に把握をしていくことがなければ、林政の推進もはかれない、こういうふうに思ふわけですが、これにはいろいろ事情もあるかと思ひますが、それに対する対処方針を一点お伺いしていただきたいのでございします。

○松本(守)政府委員 国有林に對する生長量の調査という点でございしますが、国有林ではないそういう生長量を全国的に調査してそれをつかんでおりません。そういうことで今後それをどうするかという点ですが、森林計画業務の調査の面を通じて極力そういうものも把握につとめてまいりたい、このように考えます。

○瀬野委員 林野当局として国有林に對する生長の把握がないということですが、たいへんな經費も要することですけれども、こういうことが林政の推進上きつと重大なことになりますので、ぜひひとつ、このように自然保護あるいは国有林に對する注文が、国民の要請が強くなつてきた今日、国有林もあわせひとつ把握をされて、誤りのない林政の推進に当たっていただきたい、かように思ふわけではございします。

次に保安林の問題でお伺いをしておきますが、昭和二十六年に制定になりましたところの森林法施行令というものがございします。また森林法に基づいて公布されております森林法施行規則というものがあつて、保安林の部分的伐採を許しております。保安林はこのことによつてももちろん伐採が部分的に可能でございしますが、この森林法施行規則によれば、保安林といへども、年間にその森林の蓄積量の十分の三、これはたしか択伐の場合だと、こういうふうな聞いておりますが、一団地面積二十ヘクタールをこえてはならないといふことで皆伐が一応許されているといふことになつておりますけれども、こういふことにつきまして、最近保安林をぜひ残すべきだ、伐採を禁止すべきだという国民の要請も強く出ていることではございしますが、これら保安林に對して施業を行なう目的及び施業制限の内容について林野庁のお考えをお伺いしておきたいのであります。

さらに、国立公園、国定公園の問題について関連をしてお伺いをしておきますが、この国立公園、国定公園の場合には第三種施業地域がござい

しいと思います。その第三種を第二種なり第一種に地帯区分を変更せよという問題になろうかと思いますが、それもまあ今後の情勢の変化

の他を含めまして費用分担のあり方というものなど、その調査の結果からいろいろと検討してまいりたいということで、この調査を、四十六年、四

拡大造林、これは伐採します場合にも収入がたく
さんございます。そのあと造林するにも手数が
かかります。そういうことで拡大造林にいま重点

を置いたほうがいいのではないかと、一応そういう整理をいたしております。

以上、その実態と打ち切りではない、後退をしました理由をとりあえず御答弁しました。

○瀬野委員 林野庁長官から打ち切ったのじゃない、後退したのだということでございますけれども、私も今回のたまたま答弁があった問題については十分承知しておりますが、事実伐採あと地というものは造林をしていくという点は打ち切られたわけでございまして、長官がおっしゃったところの打ち切っていないという点は、災害とかあるいは保安林の部分とか、こういったごく限られたものについて打ち切っていないわけでございます。それについて打ち切っていないのは、伐採あと地、こういった問題についての造林の補助をしていただきたいということでございます。法定病害虫等あるいは災害、普通保安林等、こういったものについては当然現在も認められておりますけれども、実際に伐採をしたあと地の再造林というものが補助がなくなったわけでございます。こういったことから、林業家はたいへん不安に思い、また心理的影響があるわけですが、本年度政府予算を見ましても九兆四千億円、その中の一億円ではございしますが、この一億円の再造林の打ち切りというものが林業界に与える心理的影響は実に大きい。しかも、林業家は既得権を奪われた、こういうふうな思っておるわけですが、木材の価格というものが横ばいしないしは落ちてきた、物価は上がっている、労賃もまた上がってきた、いまさら造林をしようと思っても、外材との関係等ではなかなか意欲が起きてこない、こういったのが現状でございます。そういったことから伐採あと地の造林を放置している例が各県に見られております。林野庁当局に聞きますと、そういったものはない、ほとんどあと地は造林が行なわれておるといふふうにも聞いておりますが、事実は、地方を回りましたもそういうことをよく聞き、また見てもおります。そういったことから、こういった再造林の補助について本年度これを考える考えはないか、また来年度

はこれを復活するということにすべきである、かように思っておりますが、この点について長官のお考えを承っておきたいのであります。

○松本(守)政府委員 再造林の復活あるいは来年度また要求するかもしれないという問題でございますが、いまの時点では、再造林につきましても、一応特殊な場合を除いては補助制度は打ち切りをいたしました。かわりに融資とか税制とか、また森林組合の強化策とか、そういう面に入力を入れてまいりたい、そういうことでございますが、この造林問題は非常に大きな問題でございますので、林野庁としまして、四十七年対策あるいはその後の対策、緊急、恒久含めまして、目下林野庁の内外で委員会を組織いたしまして、抜本的にこの造林問題に取り組みをしようということで、さっそく取りかかっております。そういうことでありますので、まあそういう検討の結果も待ちまして、あらためてこの造林対策全般につきましても考え直してまいりたい、このように思う次第でございます。

○瀬野委員 九兆四千億円の中の一億円でございますが、これが心理的影響は大きいというところで私取り上げたわけですが、ぜひ林野庁もがらばって一億円を確保していただきたいわけですが、戦前戦後から乱伐、過伐、また国内の資材として供出をしまし、また林業家、営々として今日まで森林の資源の確保にとめてまいっておりますわけでございますが、ぜひこの復活を今後検討していただきたい、かように思います。林野庁長官は、抜本的に取り組み、今後造林その他の問題についてあらためて考え直していくということはおっしゃいましたけれども、伐採をしたあと地というものを対しては、森林の収入によって造林をすればいいじゃないか、また、大蔵省もそういうふうな見解をとっておられるようでありますけれども、実際に現在の投資なんかを見ますと、七分、八分ぐらゐの利回りが、再造林にいたしまして、長期にかかる関係から三分ぐらゐしかならない。復利で計算しても四分ぐらゐだという

ようなことから、なかなか造林をせずに放置しておる。そのうちにだんだん林地が荒れまして、結局地ごしらえにも相当金がかかって、拡大造林と同じようなことになってしまふということで、費用がかさんでくるというふうな例もありませんか、こういったことも実情をよく見られてせっかくひとつ検討していただくようお願いをするわけでございます。林業は申すまでもなく長期の投資であります。最近の傾向を見ましても、伐採して得た収入というものが造林等の林業に流れる金はごくわずかであります。第二次、第三次産業に流れていく。日本の山は荒れていくばかりであるということが大方の心配しているところでございます。まあこういったことも十分承知であろうと思っております。把握された上で慎重な検討をさらにお願いをしたい、かように思うわけでございます。

さらに、造林の補助の問題についてお伺いをいたしたいと思っております。

造林の補助金というものは、従来から人夫費あるいは苗木代というのがそのおもな要因となっておりまして、これが実態と補助との間が遊離しておるわけでございます。そういった面から、人夫賃について国有林の労賃との関係からも均衡がとれていないということを私は指摘したいのであります。申すまでもなく、造林というのは公共性を帯びておることは十分御承知のとおりでございます。現在林野庁が国有林のほうで使っておる労賃等を見ましても、千九百五十円ぐらゐを出しておる。さらに、これに年末、夏季手当などを入れますと二千二百円ぐらゐの労賃になっておる。ところが一方、この造林の補助の積算基礎というものが次のようになっておまして、少ないために造林がなかなか進まないという一つの大きな要因にもなっております。すなわち、造林補助の積算基礎の出し方に問題がある、かように思うわけですが、ちなみに申しますと、人夫賃は一人、昭和四十四年が九百十円、四十五年が千五百円、ことし若干上がりまして、それでも千五百

十円です。現在このぐらゐの賃金では奥地化した造林にはなかなか人夫が集まっております。しかも、過疎対策の進まない今日においてはなかなか人夫が寄つてこないという問題がございます。事実、現在二千円から二千五百円ぐらゐの賃金を払わなければ造林になかなか人が来てくれないというのが現状でございます。

また、一方苗木代を見ましても、杉の例をとりますと、一本九円三十銭というふうに見ておられますが、実際は九円三十銭ではなかなか買えない。十六円から十七円もしております。約倍近い値段であります。したがって、再造林の場合は一ヘクタール三千本で三十人の人が要るわけでございますが、これで計算しますと、約六万二千四百円になる。この四割がいわゆる補助であります。そうすると、三万七千四百円という補助になります。実際には一ヘクタール、全国一律にはまいりませんけれども、平均してみますと、約十万円ぐらゐかかる。そうすれば、三万七千四百円から約三割補助というふうな結果になっております。拡大造林なんかの場合は、一ヘクタール実際にかかっておる費用は二十万円かるといわれます。ところが、補助金は五万二千円から五万三千円というところでありますので、一ヘクタールにつき約十五万円も自己負担を要しておるといふことになっております。こういったことから、人夫賃、苗木代、これらを見ましても、再造林も拡大造林もなかなかその促進がはかっているわけではない。こうなると、その引き上げをどうしてもやっていたきたい、また引き上げに努力すべきである、かように私は思うわけでございますが、林野庁の見解を承りたいのであります。

○松本(守)政府委員 造林の補助単価につきましては、実勢単価の上昇を毎年勘案いたしまして、そのつど引き上げをはかっておりますが、四十六年度においても、前年に対比いたしました約一四%ぐらゐの引き上げを行なったことになったのでございますが、今後ともなお努力を進めてまいりたい、このように考える次第でございます。

○瀬野委員 今後とも考えていくということで御答弁がありました。これに対して、さらに最近各県からも要望の強い県有林の造林に対して、市町村有林と同様に融資の道を開いてほしいと申し上げたいのでございます。これに対しては詳しくは申しませんが、諸般の事情があることも一応は承知いたしますが、この点については十分検討していただきたい。当局のほうでさらに検討をしていただくように要望いたしておきます。

○松本(守)政府委員 拡大造林に対する補助金でございまして、拡大造林は、その補助が一応再造林と同じように四割、国が三割、県が一割となっておりますが、特に拡大造林に對しては、それを百二十点加算ということで、実質的にはその補助率を上げております。そういうことで、今後とも拡大造林の推進のための国の助成内容をさらに充実をしてみたい、このように存じます。

○瀬野委員 次に、林業労働力通年就労促進対策について伺いをいたしたいのでございます。予算書を見ますと、通年就労促進対策費として、就労促進費が一億一千万円計上されております。昨年度五千五百万円でありましたが、この中身を見ますと、林業労働者が一番お願いをし、たよりにしておりましたところの日数というものが、昨年度は百五十日で査定をされましたところ、これは四十六年度については百六十日ということで十日引き上げられております。従来から、林業労働者はこのことについては百三十

日をぜひひとつ確保していただきたいということが強く言われてまいったわけでございますけれども、年間就労日数百六十日は前年度の百五十日に對して十日も引き上げております関係から、これらの問題についてぜひひとつ引き下げていただきたい、できることならば百三十日にしたい。このままではいけません、結局この通年就労促進対策は、林野庁が言っておられるように林業労働者の通年雇用を確保する意味から、過疎対策の一環として、今後大いに労働者を確保していただくというときに、実際にはこういった面からだんだん日数を引き上げることとございまして、労働者は少なくなくていくということ、今後の林政推進上、たいへんな支障を来す問題でございまして、すでに数県においては自分の県で百三十日あるいは百四十日で計算をして支給している県も事実あるわけでございまして、これらの問題に對してもっと大蔵省に強く要求していただきたいわけでありまして、大蔵省の説得力に林野庁は負けたんじゃないか、こういうことをよくいわれております。なぜ、これは百三十日あるいは少なくとも去年並みにはしていただけたかったか、これに對する長官の御答弁をお願いしたい。

○松本(守)政府委員 実は林野庁といたしまして、この問題は暫定的なものという理解の上に立っております。本格的には失業保険の当然適用という状態に持っていくべきである。去る四十四年の十二月の失業保険法の改正のときにも附帯決議がございまして、林業労働の場合昭和五十一年の一月までに当然適用の状態に持っていくべきであるという御決議もいたしております。そういう関係で林業労働がなるべく一年を通じて雇用を安定をさせる、その晩には失業保険の当然適用ということに持っていきたいという目標で一応考えておりますが、その促進策として、通年就労促進対策助成費というものを考えておりますが、できれば百五十日、百六十日、百八十日、二百日、そういう長い期間雇用する状態に持っていくということ

は国としてもまた県としても、森林所有者としても、労働者としてもそのほうがよろしいことになりますから、そういうことをねらって、いまこれをやっておる次第でございます。いまこれを引き下げるということは考えておりませんが、なおこういう点につきましても労働対策全般の問題として、さらに内容の充実した助成対策について検討を進めてまいりたい、このように考えます。

○瀬野委員 長官は引き下げることにについては考えていないが、また、失業保険の当然適用に持っていくべきだということでございますが、農林団体と比べて、林業関係はまたさらにずいぶんおくられているわけですね。全くかわいそうに思うのですが、私も過去にも働いてきた一員でございまして、いまおっしゃったように、失業保険の当然適用、こういったことをぜひ早くしてもらいたい、こういったことはなかなかできないものですが、労働者の確保に森林組合等でもたいへん苦労しております。どうかひとつこういったことに、またたかひ強い検討と政策を打ち立てていただいて、ひとつ林業が推進されていきますようにぜひひとつお願いをしたい、かように思うわけですね。このことについても、たくさんいろいろ申し上げたいこともございますが、時間の制限もあることとございまして、本日はたくさん用意しておりますので次の問題に入ります。

次に、四十六年度の国有林野特別会計というもののについて触れておきたいと思うのです。御承知のように、現在三Kといわれまして、米、国鉄、健保が赤字でもってたいへんな問題になっております。内政の重要課題であります。このままにして推移せんか林野庁も第二国鉄とこういわれるように、いよいよ四Kになる。三Kから四K、国有林のKをとって四Kということになる。現になつては赤字です。十年前からすでに国有林野においては赤字が見込んで、すなわち利益積立金から充てて林野予算が計上されております。このこ

とについて今後どうするのかというのが私の心配しておる質問の趣旨でございます。林野庁特別会計では、四十四年度二百三十五億の利益積み立て金があったわけでございますが、現在は今年度五十億を予算編成の中に繰り入れて残り少なくなってきた。このままでは必ず遠からず来年度、再来年には食いつぶす、こういうふうに私は思う。こういったことから林野庁長官として、当面の特別会計の責任者として、これらの問題について今後どうするつもりか、ひとつはつきりとしたお答えをいただきたい。

○松本(守)政府委員 いま先生おっしゃいましたような情勢に確かにございまして、そこで、こういう情勢に對処するために、国有林野事業の役割りをより一そう發揮するために、経営として可能な限りの合理化の積極的な推進、投資の効率化等をはかっておりますが、林産物の需給構造の変化とか森林資源の保護を前提とする林業経営の特殊性、こういったような事情から、前述のような収支の悪化傾向を克服するまでには至っておりません。したがって、今後の国有林野事業のあり方につきましまして、現在林野庁といたしまして、農林省としても、抜本的な改善をはかる必要があるという認識に立って、経営改善方策の基本的な検討を鋭意続行中でございます。

○瀬野委員 農林政務次官の出席をお願いいたします。――政務次官の問題は保留しまして、次の問題に入らせていただきます。ただいまの問題については政務次官からも明確な答弁をさらに重ねて伺いたい、かように思うわけでございまして、その他の問題として、次にお伺いしたい問題は、最近の都市林等の造成の必要上、樹芸生産対策というものが特に必要になってまいりました。これらの対策について、林野庁はどのような対処方針を考えておられるかという見解を承るわけでございまして、都市緑化というものが進んでまいりまして、現在谷間になつております。融資の道を開くべきである。すなわち都市の緑化、こういった樹芸生産業者というものが

相当ウェートを占めてくる時代になっております。関係者の中でも、林野庁の中に樹芸生産課というような課をつくって今後対処すべきじゃないか。いわゆる都市緑化が今後大きな問題になってくる。もちろんこれは建設省との関係もございいますが、当面林野庁としても当然これに対する対策を立てるべきである、こういうことから、林野庁のこれらに対する対処方針をお伺いしておきたいのであります。

○松本(守)政府委員 都市緑化と樹芸林業といいますが、樹芸という御質問でございますが、いま庭木とか庭園樹木の関係につきましては、実は農林省で蚕糸園芸局の所管になっております。そういうことであります。林野庁といたしましては技術的に専門家もおります関係上、極力そういう担当の部局と協力いたしまして、この問題の今後の成長性にかんがみて、十分意りのない対策を考えてまいり、このように思う次第でございます。

○瀬野委員 十分意りのない対策を考えていきたいということでございますが、長官も十分承知しておられると思いますが、最近の都市化、または団地造成等ありますが、御承知のようにいまジェット機が一機飛んでも五万人の酸素を消耗するといわれています、世界的にも、また日本の限られた国土の中においても、酸素補給というようなことから、自然保護という問題が大きくクローズアップしてきておるわけですから、この都市に対する緑化、こういったことは、今後真剣な対策を立てていかなければならない、こう思うのです。ぜひひとつ樹芸生産課というような課を独立させてつくって、これに強力な融資の方針も立て、検討されるように、私は提案をいたしておきたいのであります。

次に、通産省ベースで行なわれております南方造林の問題についてお伺いをいたしたいのでございます。御承知のように、本年度の予算の中にも、四十五年度通産省関係で二千二百六十三万六千円、四十六年度要求として二千五百四十六万三

千円等見込んであるようでありまして、通産省サイドの事業で、パルプ会社が東南アジアの諸国から土地を借りて、それに造林をするという事業でございまして。予算的には通産省の貿易振興及び経済協力費の中の一次産品買付促進費というものがらなっております。南方造林資源事業として四百ヘクタールの新植経費に対する補助金、こういうふうになっております。私がいろいろ聞き及びまた調査をした範囲によりまして、最近南方のニューギニア、インドネシア等では緑の侵略、こういったことを盛んに言っております。そしてポルネオ等では、商社が山の木を切る、いわゆるラワン材等を切るために、サル的一种でオランウータンという動物が木が少なくなったために里山におりてきて、そして町を荒らし植物を荒らすというところでたいへん問題になっている。いわば、商社が南方に行つてどんどんラワン材のいいものを片っ端から切る。そこで、緑の侵略といつて騒ぎ出したために、今度は通産ベースでこれに植林しようというのです。ところが、ラワン材というものは天然更新によらなければ、植林しても人工的にはなかなかうまくいかない。聞くところによると針葉樹をやっていくのだという話もありまして、これでも、はたしてどうなるものか。また、これらの諸国に投資をしても、かつて日本が満州に投資をして、ついに敗戦とともに資産が現在あるようになってしまったというように明瞭な事実がある。三十年、四十年しなければ幾らラワン材でもなかなかものにならない。三十年、四十年後に外国に投資したものがどうなるかということとをだれが約束できるでしょうか。そういうことから思いますが、私は外国にこういった力を入れるというよりも、いわゆる国内の資源充実第一主義で進むべきじゃないか。南方に力を入れるのではなくて、まだ国内で造林をしたり、やるべきことはたくさんあるのじゃないかと思うのです。もちろんこれは通産ベースでいくとはいっても、技術的援助あるいは研究等は林野庁側が行なうわけでございます。こういったことで、通産

省ともよく検討、打ち合わせをされまして、現在は試験の段階であるとはいいますが、林野庁としてはどういうように考えておられるか、この機会に明らかにしていただきたい。世間では、通産省ベースで商社が南方に行つて木を切つてしまったあとと始末を補助金を出して林野庁がやるのじゃないか。ということは、南方諸国で緑の侵略といつて騒ぎ出したから、そのあと始末をするのじゃないかということが言われて、国民の不信を買つておるわけでございます。これらをあわせまして、ひとつ御見解を承つておきたい。

○松本(守)政府委員 南方造林のことでございますが、四十五年度の予算で海外協力費として通産省が南方実験造林ということに助成をすることにうなつたということは聞いております。それはなぜそういうことをやったのかということも通産省の所管でございますが、一応次のように聞いておるのでございます。それは、いままでの商材、買材ということで南方開発がなかなかできない。そこで今後の南方材の輸入は開発輸入という点が強調をされて、逐次その方向が推進をされております。開発をして木を切つてその丸太を持っていくだけでなしに、そのあと始末をしてくれ、造林投資をしてくれというところから、現地側の要請もあつてこういうことになった。しかも南方造林はまだ日本としても十分な経験がございません。そこで、技術的にも実験的にやってみるんだということでありまして、技術的には林野庁としても十分経験はございせんが、それでも林業、林学という基礎知識が応用される場合もございまして、技術的には、その通産省のやつております南方造林事業、実験造林というものに林野庁が協力をするという形で現在進めております。

○瀬野委員 次に、林業の新しい手として森林組合に対する強化策ということもひとつお伺いしておきたいのでございます。現在全森連、また各森林組合等でも、林業者の共同組織の発達を促進し、林業生産力の増進と林業者の経済的、社会地位の向上をはかり、もつて国土の高度利用と国民経済の発展に資するということを目的として林業協同組合に関する法律をせひつくつてほしいという意見が出されまして、昨年の全国林業大会でもこれが決議され、林野庁長官もおいでになり、前向きな答弁を私もお聞きしたし、私もまたいろいろとごあいさつ申し上げたわけでございますが、いずれにしても、森林組合が現在弱体化しておる。この森林組合に対して、何としてもひとつ強化をしていかねばならないということには変わりございません。こういったことから、今後第一線で働いております唯一の組合である森林組合、すなわち林業の新しい手として今後どのように組合に対する強化策をお考えになつておるか、こういったことについての御見解を承りたいのであります。

○松本(守)政府委員 森林組合は、従来も、今後も日本林業の新しい手の一として重要視しております。その森林組合を強化するためにはどうやらつた方がいいのか。一つは森林組合に仕事を与えるといいますが、仕事を与えようというところでございまして。そのためにいまやっておりますのが林業構造改善事業と先ほどの林業労働者通年就業促進対策事業というものは原則として森林組合が行なうということと森林組合の仕事にいたしておりまして、その結果、毎年森林組合が扱う木材の伐出、販売、造林の請負事業も逐年増加をしております。

一方、制度としていまの森林組合に欠陥はないのかという点につきましては、四十四年、五年、六年と三年間をかけて森林組合問題を検討しようというところで、外部の学識経験者、関係方面の意見をいま聞いておる段階でございます。森林組合は戦前は国家統制の一役をになつてきた組合でございますが、昭和二十六年に大幅に改組して協同組合の考え方を取り入れた組合でございますが、なお農協その他に比べてその活動が弱いという点がありまして、その強化策をどうしたらいいかというところをいま取り組み中でございます。

○瀬野委員 現在このことについては長官も取り組み中であるということで御答弁いただきましたが、内容については詳しく御承知のほどでございますので、森林組合の強化策についてぜひひとつ強力な推進をはかり、あたたかい手を差し伸べていただきたい、このことを重ねてお願いをいたしておきます。

さらにもう一点お伺いしたいのでございますが、製材工場についてのことでございます。わが国の製材工場、戦前戦後から相当力を尽くしてまいりましたのでありますが、この製材工場が現在に至るまで旧態依然として、なかなかこれが近代化が進まないという現状にございます。最近では製材工場の倒産が目立って多くなっております。もちろん一ころは隆盛をきわめた時代もあったわけでございますけれども、これらに対して、企業を合同するなり、あるいはほかにか打つ手はないか、施策はないか、こういうふうにも思うわけです。林野庁としてもいろいろ検討されたと思いますが、全国の製材工場のために、これら工場の育成強化についてどう対処し、安心して経営ができるように指導していくつもりなのか、長官のあたたかい御見解を承りたいのであります。

○松本(守)政府委員 製材業の振興対策につきましては中小企業近代化促進法に基づいて昭和四十一年から四十五年まで近促進事業を実施いたしました。今後同法に基づく構造改善事業の実施をいま検討中でございます。

一方、製材業が臨海地帯の製材業、これは外材を主体にいたします。それから内陸地帯の製材業、これは国産材を主体にすべきでありますのに、外材も使わなければいけないような時代になってきております。その内陸地帯の製材業をどうしたら振興することができるのか。内陸地帯の製材業が健全に発展しませんが、日本林業そのものもおかしくなってしまうということから、内陸製材業の振興対策、四十六年にはそのための補助予算をとっております。それは内陸製材業のあり方とか、また加工の高度化というような点を

促進をしていくための助成予算でございます。一方、東京とか大阪とかの消費地を中心とする木材流通合理化計画、これも四十六年度には新規に予算をとりまして流通の改善をはかっていくということを考えております。

○瀬野委員 製材工場については、林野庁長官も消費地等を考えていろいろ対策を考えておられるようでございます。私も、長年製材工場をやっている人達にお会いしていろいろ聞いておるのですけれども、外材にだんだん押されてきて国内材が少なく、しかも外材そのものを五二%も輸入してきているということ等もありまして、製材工場の経営がいろいろむずかしくなっております。そこで、林業家からもよくいわれますが、いまのままでいくと今後外材はかなりのウエイトを占めてくる、いわゆる外材依存主義になつてきますが、外材と国内材との何か調整機能みたいなものをつくってこれらをコントロールし、国内材との関係をはつきりしてもらいたい。またそうすることが、林業者が造林をしたり、今後林政を進めていく上にも安心だということがよくいわれるのですけれども、こういった問題について長官、どんなふうにお考えですか。そういう点をもっと明らかにして、見通しを立てた方策を国民に示していただきたいと思いますが、ひとつ御見解を承りたいのであります。

○松本(守)政府委員 外材、国内材を一緒にした全体的な見通しというお話でございますが、実は昭和四十一年に策定されました森林資源に関する基本計画というのが、最終的には昭和九十年までの見通しを立てております。また一昨年には昭和五十年までの中期見通しというものも立てております。いずれもが、その後の情勢変化によりまして大幅に変わらうとしております。そこで林野庁もその長期見通し、需給計画を立てる場合に必要の見通しというものを改定すべく取り組み中でございます。したがって、それができると、新しい長期見通しによる各種の計画が発見することになるはずでございます。

○瀬野委員 政務次官が来られるまでに若干の質問を申し上げますが、政務次官にぜひお伺いしたいというので通告してございました点がありますので、ひとつ早い御出席を要請いたしておきます。

林野庁長官にさらにお伺いいたしておきますが、現在、一般に自然保護という面から、自然保護法というものを制定する機運が盛り上がりつつきております。都市化の波が高まるにつれまして、あるいは重要な文化財に対する法の無知ということから開発が進められたり、あるいは公害によつて遺跡が破壊されるという点もございまして、雄大な美しい自然というものは国民生活の根源でありますけれども、国民の貴重な資産が破壊されていく現状から、これを保存しなければならぬというところでございます。豊かな人間性を育て、あすへの活力を養う源泉として自然を保護しよう、また罰則を伴う自然保護法というものを制定すべきじゃないかという声もあるわけです。政務次官が来るまで時間がありませんので質問したいが、この点、長官からつけ加えて御答弁をお願いしたいのでございます。

○松本(守)政府委員 いま、自然保護法制定の動きのお話でございますが、確かに自然保護憲章というものをつくろうではないかという動きを聞いております。たいへんけっこうなことであろうと思ひます。林野庁としてもそういった新しい考え方にてできるだけ沿ひまして、森林の施策、森林対策というものを講じてまいり、このように考える次第でございます。

○三ツ林委員長代理 政務次官が出席されましたので……

○瀬野委員 政務次官に数点まとめてお伺いをいたします。

まずその第一点でございますが、先ほどから一時間半にわたつて林野庁長官にいろいろと質問をしてまいりましたけれども、本年度の造林について、再造林すなわち伐採あと地の造林の補助というものが打ち切られた。もちろん、災害防止林と

か保安林とか、こういったものについては従来どおりでございますが、林業者としては、この造林に対する補助の打ち切りというのは、九兆四千億の中のおよそ一億とはいひながら、精神的な打撃がとて大きいわけです。私は、ぜひ復活をしてほしい、こういうふうに長官に質問したわけですが、けれども、それはなかなか困難であるという答弁でございましたが、政務次官として、この造林の問題並びに造林補助ということについていかなる考えをお持ちであるか。また、この造林の単価についても、この際からは申し上げませんが、人夫賃についても現実とかなり遊離してまいりまして、本年度やつと千五百円に上がりましたが、事実上、林野庁で使つておる人夫賃は千九百五十円、夏期手当、年末手当を入れて二千二百円ということになつておりました遊離している、苗木代にしても、九円五十銭が実際は十六円も十七円もする。そういったことから現実と遊離している。それを基準にして査定して六割補助でございまして、再造林の場合は事実上三割ぐらゐにしかならないというところで先ほどから質問をしておるわけですが、こまかい数字その他についてはいいとして、こういった造林の促進という面から、造林補助及び造林単価の問題等について、政務次官の御見解を承つておきたいのであります。

○渡辺政府委員 再造林の問題につきましては、いままでもいろいろ議論がございました。何も山持ちに国が補助金を出して木を植えさせなくたっていいじゃないか、大山持ちに何で補助金まで出して植えさせるんだ、向こうは商売じゃないかというふうな議論も一つであります。

〔三ツ林委員長代理退席、委員長着席〕
しかしながら、山の本に投資をしても、三十年、五十年かかって、すぐもうかるわけじゃありませんから、木を植えていくという意欲がいまのところ少ない、それも確かであります。したがって、災害保安林ばかりでなくて、民有林に対して再造林の補助を出せ、続けてやれという議論があることは間違いない。この再造林の問題について

は、野党からそういう質問があつて御後援いただいたのは初めてじゃないかと私は思うのですが、非常に勢いを得ましたので、もう一べんよく省内で検討して、大蔵省もあることですから、皆さん一緒に頑張ってあげようというふうなこともあり得るわけでありまして、しかしこれは相手のあることでありまして、今後とも御支援のほどをお願い申し上げます。

○瀬野委員 次に政務次官にお伺いしたいのは、四十六年度の国有林野の特別会計というものは、利益積立金の中から五十億円を見込んで赤字編成しておることは御承知のとおりであります。現在すでに内政問題の重点として、米、国鉄、健保、三Kというふうにいわれ、林野庁すなわち国有林を入れて四Kというところで、おそらく昭和五十年には六千億の赤字、積算のしかたによつては一兆円、こういうこともいわれ、山はおそらく荒れてしまふと憂慮されております。すなわち第二国鉄、赤字になるんじゃないかということがあるわけ、もうその懸念が多分に見えらるわけですが、先ほど林野庁長官からいろいろお話ありましたが、こういう問題について関係者の間でもたいへん今後の林野行政の先行きが心配されております。こういう問題につき政務次官の国有林野特別会計に対する今後の対処方針について、明確なる御見解を承りたいのであります。

○渡辺政府委員 非常にこれも重要な問題でございます。国有林の将来について国鉄の二の舞いになつてはいかぬというふうな、非常に国を思う見地から御発言をいたして感謝にたえないところでございます。実は御指摘のようにはっきりした数字はわかりませんが、いまから十五年も過ぎるといふ言つたぐらゐの赤字というものが予想されるのでないかというふうな見通しであります。そこで、このままではいづれにせよ成長率の二倍近く切つて繰になつて、赤字だけで月給も払えないというようなことでは困るのでありますから、国有林野のあり方というものについて先ほどから瀬

野委員がいろいろと御質問、御指摘をいただきまして、自然保護の問題もございましょう。何も国有林の独立採算の中で自然保護をするための費用を出したり、独立採算の中で水源涵養というふうなところを金を使うというふうなものとどうかというふうなわれわれ考へておるのでありまして、当然国が出すべき金は出さず、また事業において非常に企業らしくない部分もたくさんありますから、そういうふうなものは完全に企業らしく直していく、削るものは削るというふうな姿勢が大切である、こう思います。したがつて、これらの問題については、国有林野経営のあり方について、内部において鋭意慎重に目下検討中でありまして、これは御指摘のような方向をなくするために努力中である、ということをお約束申し上げます。

○瀬野委員 鋭意検討中であるという政務次官の答弁であります。かたくお約束をしますというところを力強く承つたのでありますけれども、実際にこれは早急に手を打たなければならぬ問題である、こう思ふのです。いろいろ林野庁内部の機構の問題について、いわば行政部門と事業部門と、いろいろ兼ねられると思ひますが、政務次官は勇氣ある発言をなさる方でありまして、ひとつもう少し明確なるお考えを国民の前に明らかにしていただく。国民を安心させるためにもどうするんだ、自然という問題が実に大きなウェイトを占めていた時代でありまして、明らかにしていただきたい。あわせてもう一点さらにお願ひしたいのであります。

○渡辺政府委員 いまも申し上げたのであります。林野の経営というものについては、現在のところ行政と経営と一緒になつておる、ごっちゃになつておるというふうなことでありますので、将来は行政は行政らしく、経営は経営らしくする必要があるのではないか。具体的な問題についてはわれわれの思ひつきでは困るのであつて、相当学識経験のある人に集まつてもらつて検討する。しかし、改革をするということについては、これは相

当な抵抗が外部からも内部からも何でも改革するのにはあるのでありますから、そういうふうなときにあつて、いま公明党を代表して瀬野先生から御質問いただきましたが、いまのような趣旨でひとつ今後とも私ども一緒になつてこれは改革したすつもりでありますので、どうぞ御支援のほどをこの際あわせてお願いを申し上げる次第であります。

○瀬野委員 力強い政務次官からの答弁がございましたが、学識経験者等を寄せてまた慎重に検討していくということでありまして、このまま推移すればおそろしいへんな状態になつてくる、こう思います。もちろん特別会計に移行したいきさつ、経緯というものはよくわかりませんが、時代も相当変わつてきておりますし、この三十七万平方キロという限られた国土の中に一億の国民が住んでおる。しかも山紫水明のわが日本の子孫のためにも、永久に自然の美を残していくべきであるといふいろいろな観点から、国民もこれに対しては重大関心を持っておられますから、いわゆる政府の勇断を望んでおることは間違ひありませんので、ひとつ第二国鉄、第二食管とならないように今後十分な検討をされるようお願いする次第であります。

最後に、もう一点保留しておきました点を政務次官に質問をいたして終わることになりましたが、さつきからる論議をしてまいつたところでございまして、森林の持つ公益的機能と経済的機能というもののについて、総合的にその向上を指向しつゝ今後やうていかなければならぬ。木材は林産品として今後やうていかなければならぬ。木材を増産する等々生産をするためにどんどん切る、また戦前、戦後からの要求によつて切つてきた過伐とやうなことがあつたのでありますけれども、今後このやうな限られた国土の中でどうしてもやはり国民のレクリエーション的なもの、国民休養林、国立公園、国定公園の拡張、あるいは第三種地域を禁伐にするとかあるいは択伐に移行するとか、いろいろな問題もございまして、こうしたことをあわせてましていわゆる森林の生産をはかると同時に、自

然保護的な面といったものを両々相まつて考えていかなければならぬ。すなわち総合発揮を考慮して全体の機能が最大になるような森林構造、森林の配置というものを真剣に考えなければならぬ。このためには、林野庁長官から森林の計量化という問題について先ほど答弁をいただいたが、こういうことを加味しまして、今後が日本の林業のあり方というものを踏まえた上でどう進めるべきか、こういったことを総まくり的に政務次官から最後に御答弁を承りたい、かように思ひます。

○渡辺政府委員 大体私が最初に話したことと同じやうなことになるかと思ひますが、全くお説のとおりであります。いつか瀬野さんから御指摘があつて、日光国立公園の中でたくさん木が切られておる。私は地元におりながら寡聞にして知らないで恥をかいたわけでありまして、重大な話でありましてからさうぞう林野庁の長官と一緒に現場を見てまいりました。私は全く御説のことを痛感したのであります。これはやはり独立採算性というやうな一つのいい面もあるが、悪い面も出ておる。日光の署長が悪いわけではなくて、やはり何億円かあがるためにはどこか切らなければならぬ。切るにしても、国民からすれば、何も樹齢百年に及ぶやうな特別地域内の木を切らなかつても、もつと別に切る場所があるじゃないかという話も私は申し上げたのであります。しかしながら御指摘のとおりでありまして、これはちゃんと施業計画の変更等をやつて、そういうやうな保存すべき地域は保存させる、単なる独立採算制にはこだわらない、営林署単位のようなことをやらぬ、こういうふうにしたわけですね。

これは一つの例でありますけれども、当然国有林野の中には木を切る商売の林野庁にとつて経済的にはマイナスになる、木を保管しなければならぬ、そのために監視人もつけなければならぬ、いろいろな出費が多い、こういうこともあつてありますから、こういうやうないわゆる公益的

な機能についてはどういふものがあるか、さらによく内部において調査費をつけて調査、検討させる。そしてそれらのものと企業経営というものと見比べて、公益的なものは行政の中にどういふふうに表示されるか、あるいはそのほかの森林行政をどういふふうに入れるか、事業そのものをどういふふうにするか、こういうような全体の仕組みについて、やはり抜本的改正の問題とあわせてやっていくつもりです。そのための調査をいまだとんとんやっておりますということで御了解をいただきたいと存じます。

○瀬野委員 では、時間が参りましたので、以上で質問を終わります。

○草野委員長 小宮武喜君。

○小宮委員 私、まず最初に農薬問題について質問をしたいと思ひます。

農薬の公害問題については、いまさら言うまでもなく、昨年の六十四回の臨時国会でも十分審議された問題でございますが、その後もやはり牛乳や母乳のほかに鶏卵からもBHCなどの残留農薬が検出されて、依然として有機塩素系農薬の汚染が続いているのでございます。そこで農林省は、そのためかどうかは別として、さきに乳牛などの家畜の飼料にする野菜、イモ類などにBHCやDDTの使用の禁止と、農薬メーカー、販売店並びに農家が現在持っているこれらの農薬の破棄処分をするようにということで、全国の農政局や各農業団体に通達を出しております。

そこで私はどうしてもお聞きしておきたいのは、このような禁止通達を一片の通達だけではたして徹底させることができるのかということですが、農林省は過去にも何回となく使用制限の通達を出しながら、それが実際には守られておらないという経緯は、もう御存じのはずであります。だからこそ、さきに行政管理局からもこの改善を求められておるのだというふうに理解をしておるわけですが、特に農薬取締法の一部改正の法律案を審議する場合にも、この問題は本委員会各委員から相当指摘をされた問題でございます。

そこで、農林省はこの通達を出しさえすれば十分だと考えておるのか。それで自分たちの責任は済んだというふうな考えでおるのか、この点について非常に疑問を持ちますので、そういう使用禁止の通達を出した、それをだれが監視をして、それが守られるのか、この点についてまず、これは農政局長から御答弁をお願いいたします。

○中野政府委員 有機塩素系殺虫剤の使用の問題につきましましては、いま御指摘のようにこのほど通達をしたわけでございますが、これは若干説明を加えますと、先ほどお話がありました昨年暮れの臨時国会におきまして農薬取締法を改正していただいたわけでございます。その施行をわれわれは四月一日だと考えております。目下その準備をしておるところでございます。具体的には申し上げませんが、そういう農薬を指定農薬にするか、またたそのした場合の使用基準を省令でどういふふうにするかというところをたまたま検討しております。近く農薬資料審議会に御諮問申し上げて、その上でできますれば四月一日に実施したいと考えておるのでございますが、まあ春、春が近づいたというのを申し上げますと若干おかしなわけでございますが、そういう法律制度としての指定農薬というものが四月にできましますので、あらかじめ、その事前の指導という意味で今回の通達をしたわけでございます。

そこで、この通達につきまして、われわれはこの通達をいっ放しということに決して考えておるわけではございません。これは前国会にもたびたび申し上げましたけれども、農薬の安全な使用という面では、全国の百八十八カ所の病虫害防除所に病虫害防除員が一万八千人おりますし、また農業改良普及員も農薬の安全な使用ということには十分指導をいたすということになっておりますので、こういう機関を奮勵いたしまして、末端に十分指導が徹底するようにいたしたいと考えておるわけでございます。

○小宮委員 答弁によりますと、使用基準だとか安全基準をいま検討しておる、というようにのこと

自体がおかしいのですよ。だからこそ行政管理局から勧告も受けておるわけですが、そういった意味では、やはり先ほどの植物防疫の指導員の問題ですね、補助員、それを使つてやるといふような問題にしても、これはもう昨年の六十三回、四回、ずっと連続して指摘をしてきておる問題なんです。したがって、現在、今度の通達の場合、これを従来のような方法で、そういうようなことで、ほんとうに守られるかどうかということなんです。従来もそういうようなことをいいながら実際守られてきていなかったというところで、こういった行政管理局の勧告が出てくるわけでございますから、そういった意味では通り一べんの従来のような答弁だけでは、今回の場合ははたして守られるかどうかということをお私懸念をしておるから質問をしておるわけですが、ですから、この点についてもっと明確に、実はこういうふうにしますということをはっきりおっしゃってください。

○中野政府委員 私、非常にはつきり申し上げたつもりでございますけれども、行政管理局から八項目の勧告をいただきました。これについて、農林省としましては、この大部分が農薬取締法の改正によらなければできないことでございます。そこで四月一日からは正式に指定農薬といたしまして省令で使用する基準を定めてやる。そうなりますと、その使用基準に違反するものは罰則までかかるという強い規制でございます。四月以降はそういうことになるわけでございますが、その事前の指導といたしまして、先ほどお示しになりました通達を出したわけでありまして、これは、急にそういう指定になりましたもまた問題を起してはならないのではないかとということで、事前にこういうことを徹底した上で円滑に改正法の施行に入っていくたい、こういうことを申し上げておるわけでございます。

○小宮委員 その点はわかるわけですが、したがって、結局農薬取締法の一部改正されたということの中で、十分そういったことを罰則も設けてやっ

ていくということばかりです。だから結局、今度の場合も通達を出したけれども、しかしそれができなければ何にもできぬということではなくて、やはりこういった問題は急を要することですから、それまでに万全な措置を講じてもらいたいということを私質問したわけですが、それはよろしゅうございませう。

それからもう一つ、この件についてももう再三本委員会が指摘したことなんです、今度使用禁止になったBHCだけでも、結局現在のメーカー、販売店、それから農家の手持ちだけでも七千五百トン以上だというふうな推定をされておるわけでございます。したがって、今度も、そういう販売店なり農薬メーカーなり農家に使用禁止の通達をしても、これがほんとうに破棄されるかどうか。回収されるか。今度の場合は地中に埋めてもよろしいというふうな通達を出してわけですが、けれども、この七千五百トンのBHCだけでも、こういった農薬の使用禁止の通達をしただけではほんとうに破棄されるかどうかということについて私は非常に疑問がある。特に今度の通達を見てみますと、果樹園とか森林とかは除外されておるわけですね。そうしますと、作物の農薬はむしろそちらのほうにやみで流れていて、そちらのほうに使われる可能性があるとどういふに私判断をするわけですが、したがって、そういう今回の通達によつて確実にこの農薬は破棄できるかどうか。そのチェックはどうしてするのかということもひとつ重ねて質問します。

○中野政府委員 御指摘のように、昨年からもうすでに稲及び乳牛等家畜の飼料とする作物については、有機塩素系の殺虫剤は使わないことという指導をしておりますと同時に、今回はドリノ系の農薬につきましても、これは土壌に残留する疑いが強いので、輪作、間作においてこれらの作物が栽培されるおそれある圃場についてはこれを使わないことというにいたしました。それからなお、野菜くず、イモづる等を乳牛に食べさせました場合に、それが牛乳に出てくるという問題もこ

ございますので、これらを使わせないということにしたわけでございます。そうしますと、大体BHCは九割方が水稲に使われておったわけでございます。水稲専用に使おうというものが半数以上あったわけでございます。これが野菜や林地や果樹園に流れるということはないわけでございますが、一部はもちろん共通に使えるものもございます。そこで林地、果樹園につきましても、今度の通達では、その薬剤が飛び散って家畜や家畜の飼料とする作物が汚染されないように十分注意をしろということを言うわけでございますが、そういうことを言った上で、ただいま申し上げましたように水稲専用のもの等にはこれはもう使えませんで、その処分をどうするかということになるわけでございますが、これは現在研究をいろいろしておるわけでございますが、科学的処理が非常にむずかしいわけですが、そういうしますと、一カ所に集めてしまっても、これは焼くにも非常に高温の高炉が要るわけでございますので、なかなかできません。そうしますと、結局個々の単協の段階あるいは農家の段階で最も安全な方法で処分する以外にはないのか。大部分がこれは劇物になっておりますので、毒物及び劇物取締法の基準に従いまして処分すべきではないかとわれわれ考えまして、今回は毒物及び劇物取締法に基づく技術上の基準に従ってやれということをやったわけでございます。それはすでに御承知かと思いますが、地中一メートルのところまで地下水を汚染しないようなやり方であるということをも具体的指示をいたしたところでございます。

○小宮委員 それで結局、いま私が言ったように手持ちの農薬は、これはやはりそういう果樹園とかまたは森林、これが今度使用禁止の適用除外になっておりますから、そちらのほうに、それはせっかく買ったものであるし、今度の場合——この前からも、これは農薬取締法の場合にも検討する際に問題になったのですが、結局農林省がその農薬を登録許可をしておるものですから、こういう問題が起きて使用まかりならぬといった場合に、その補償はだれがするのかという問題も論じられましたね、この前の六十四国会で。それが今回の場合はそういう補償問題は一切しないという方針ですから、したがってそういうような農薬メーカーにしても販売店にしてもあるいは農家にしても、せっかく持っておる農薬を補償せぬで捨てるということはないというということになれば、いま言う逃げ道が一つ、果樹園だとか森林に對しては使用禁止を適用除外するということになつておるので、そちらのほうに流れていきはせぬかということをお私懸念するわけですが、そのためには、なぜ全面的に禁止しなかったのか、そういう果樹園だとかあるいはまた森林あたりは禁止しなくてもよいという理由が何かあるのかというところをひとつ重ねてお答え願いたい。

○中野政府委員 現在厚生省の食品衛生法でござりまする残留農薬の残留許容量、これはたとえば果樹につきましても日本ナシ、ブドウ、ナシ、ミカン、桃、リンゴにつきましても〇・五PPMをこえないことになっております。われわれの現在までの調査で果樹につきましても〇・五PPMをこえたものはございません。したがって正常な使用方法でやりますと、果樹について許容量をこえることはないわけでございます。ただここで申し上げておきたいことは、そうかといってBHCをどんどんこれからも製造して使わせるわけではございませんで、すでにたがびたがび申し上げておりますように一昨年の十二月に全体製造をためておりますので、若干の流通在庫があるだけでございます。あるいは農家の手持ちがあるわけでございます。それで、これは果樹につきましても現在のところ許容量をこえることはございませんので、この一斉禁止ということまで言うのはいかがかという感じがしておるわけでございます。ただし、いまお話しもございました、それからまた牛乳についてのBHCの問題等もござりますので、われわれといたしましては、果樹なり林地についてどういう影響があるかということをも一度念を押

して現在調査をしておるところでございます。

○小宮委員 それでは、先ほど地中に一メートルくらい深く掘ってそこへ埋めればよろしいという通達を出してありますね。地下一メートル以上やつたら、その地下水の問題と関係をしてまいりませうけれども、やはり専門的でよくわかりませんが、そういう地下一メートルくらいに農薬を埋めた場合に、実際それが地下水の中に流れていって、これはいま言われておるようには心配はないというふうな御答弁ですけれども、実際われわれ国民としても、どれだけ多量のものが入るのか、どれくらい量のものを埋めるのか、それはわかりませんが、埋められたい多量なものを一カ所に、たとえば一メートルくらい掘ってそこに投棄して埋めるといふことになった場合、地下水との関係で、何かそこに地下水が汚染されて、それがひいては動物だとかわれわれ人間に影響を与えはせぬかというふうな懸念もされるわけですが、その点は絶対に心配ないのですか。

○中野政府委員 ただいまのお話でござりまするが、有機塩素系の農薬は一般には水にほとんど溶けない、それからまた土壌中に埋めておきますと微生物により徐々に分解される、そして無毒化していくということになっておるようでございます。したがっていま地下水を汚染することの危険はまずあまりないのじゃないかというふうな考えはおありますけれども、先ほど申し上げましたように、毒物及び劇物取締法に基づきまして責任者が置かれることになっております。その指導を受けながら安全な場所に処分するようになつていくことを注意をしておるわけであります。

それからなお河川に流れていってどうなるかという問題でございますが、これは若干の調査がございまして、愛媛大学などの調査によりまして、BHCを水田に多量に使っておりました昭和四十三年ごろにおきまして、これは使用の最盛期でありますけれども、アメリカの水道水の基準よりも河川の水から検出されるBHCは低いといふことになっております。そこで今後果樹なり

森林なりに若干の期間使うことになりまして、それほどBHCが水に溶けて流れていろいろ問題が出るということとはわれわれないうふうな考えておるわけでございます。

○小宮委員 それでは、果樹園だとか森林を使用禁止の適用除外をしてもいいじょうぶということ、たとえば果樹園なんかナシにしても桃にしてもブドウとかリンゴ、一ぱいあるわけですね、こういうような問題のものをそこへ捨てても絶対そういうような果物に對してはその汚染の影響はないということですね。

○中野政府委員 先ほど申し上げましたように、いままでは厚生省の残留許容量をこえることは通常の使用方法においてはございせんでしたけれども、なおこういうBHCがいろいろ問題になっておるときでござりますので、念を入れましたもう一度いま調査を直しておるわけでござります。その結果によりましては判断をまた変えなければならぬというふうには思いますけれども、現在直ちに、先ほど申し上げましたようなことでござります。

○小宮委員 一つはやはり、先ほど言ったように気になるのは、そういうふうな捨てたとしても、地中に投棄をするにしても、それをだれも監視する者がいないわけでしょう、こういうふうなじょうぶなところを捨て得るのか、まあその辺の近くに一丁や二丁と捨てたことになりかねない。そういうような点についてはただ一片の通達だけでいいのかどうか。そういうようなことについてはもうすべて、いま防疫駆除指導員ですか、補助員もいますね、一万八千人くらいおりますが、これを通じて確実にチェックするということですか。

○中野政府委員 各農家につきまして全部一々ついて回るといふことはなかなか容易なことじゃないだろうと思ひます。しかし現在でも農薬の使用方法につきましては防除剤といふものを県がつくりまして、またそれに従いまして町村でつく

て、各部落、各農家に使用の方等のチラシを配布しておりますので、BHCはこういうふうな処分のしかたをしないというのを各戸まで行くようにまず徹底する必要があるのじゃないかと思ひます。同時に、先ほど申し上げましたように、これは劇物になっておるものが多いわけでございますから、農協の取扱責任者あるいは農業者の取扱責任者も毒劇法上の取扱責任者になっておりますので、その指導を受けて十分そういうことをやらせるように、われわれとしてはそういう趣旨を徹底させなければならぬと考えておるわけでございます。

○小宮委員 それから最近母乳から残留農薬が検出されて問題になっておるわけですね。この点については厚生省の方に質問したいわいと思ひますが、この質問はこの前もやっておるわけですが、どうもはつきり理解しませんので、母乳にどうして残留農薬が検出されたのか、その経路についてひとつ説明をお願いしたいと思ひます。

○小島説明員 母乳中のBHCでございますが、これは汚染経路がどういふところにあるかという問題でございますが、私どもとしては、当然これは食品からきたものというふうに考えておる次第でございます。食品につきましては、実は私もBHCの許容許につきましては、現在十四の食品について許容量を定めておるわけでございますが、私どもの調査では、一般人の食べます栄養統計等からいいますと、やはり乳とか肉とか、そういう食品からのBHCの摂取がわりあいに高いのではないかとこのように考へておる次第でございます。先ほどから先生の御指摘もございまして、このBHCの汚染というものは非常に日本ではいま高くなつてきておるわけで、これはアメリカ等では、DDT等の有機塩素剤の汚染が非常に高いわけでございますが、日本ではBHCの使用量が非常に多かったために、実は一般的な環境の汚染あるいはえさの汚染等を通じて乳とか肉とかという食品に蓄積をして、そういうものが

人体に入ってくるというふうな状況になっておるわけでございます。したがって私どもとしては、対策としては、そういう全般的なBHCの汚染のものを断つということが大事ではないか、このBHCの慢性毒性というものを考えますときに、現在では相当高濃度の汚染が全般的にあるわけでございますが、BHCは地中にありますと大体一年間で半分は減るといふようなことをいっている学者もおりますし、土中で分解するといふようなことで、これを製造をとめまして、そうして日本全体からこれを少なくしていくといふようなことをいたしまして、環境汚染あるいは食品からの汚染というものを減らしていけば下がっていくのではないかとこのように考へまして、農林省のほうにもそういう御処置をお願いしておる次第でございます。

また母乳中の実態につきましては、現在二十四の都道府県におきまして、ことしの一月から三月の間の母乳の汚染状況を調査中でございます。近く結果がまとまることと存じております。

○小宮委員 それでは先を急ぎますから……。いつだったんですか、先ごろ行政管理局から農林省と厚生省に対して、三カ月以内にこの農薬問題についてその改善策を提出するようにという勧告を受けておりますね。勧告の内容は申し上げませんが、やはりこういう農薬について徐々に対策は立てられておるわけですが、なかなかやはり、いま言うように、たとえば母乳の問題にしても、それが実際の効果があらわれるのはもう相当先のことであります。そういう意味では、国民は非常に不安を持っております。これに対してやはり、行政管理局から勧告された内容についてはもう言いませんけれども、農林省、厚生省としてどういふふうに対処するのか、やはりこういう国民の不安を解消するための決意をひとつお聞かせください。そのためには、これは政務次官は先ほど失礼されると言っておられましたけれどもおられますので、政務次官のほうから、この農林省、厚生省に対して行政管理局から勧告を受けた問題についてはどういふふうに取り組むか、その姿勢についてお答えを願ひたい。そうしてまた、具体的に現在どのように取り組んでおられるのか、その作業をどのように進めておられるのか、その点もあわせて厚生省、農林省からひとつ御答弁を願ひたい。

○渡辺政府委員 行政管理局から勧告を受けた農薬公害の改善策についてどんな具体策をとつてきたかということについてお答えいたします。

行政管理局の勧告の相当部分は、さきの国会において行なわれた農薬取締法の改正ということの中に織り込まれております。すなわち法律改正をやつて、改正規定の施行を四月一日に予定をし、作物の残留性農薬の指定及びその使用基準の作成などの準備を進めております。その他の点についても、勧告の趣旨に沿つて改善するよう検討をしております。またこれまですでに講じた具体的な施策は、そのほか次のものがあります。

まず第一に、農薬の残留性に関する検査の充実につきましては、農薬取締法の改正規定のうち、一月十四日に施行された登録に関する規定によりまして、農薬の登録にあつて残留性に関する検査を行なうこととしました。残留農薬による被害を防止する観点から、登録を保留する場合に該当するかどうかの基準をすてにきめて告示をいたしました。

第二番目として、農薬の空中散布を行なう危害を防止するために、空中散布においては、毒性あるいは魚毒性農薬は使用しない。いままではそういうことをやらせておいたのですが、そういうことはやらせない。また、市街地の周辺では実施しない。空中散布をやらせないなど、実施地区の環境条件を十分勘案して行なうように、二月五日付で通達を出しました。

第三番目は、作物用土壌における残留性の大きな農薬の改正法に基づく使用規制を円滑に実施するためあらかじめ有機塩素系殺虫剤の使用と、使用できなくなった農薬の処分について通達し、事前に指導を行なうことに二月二十七日付でいたしました。

以上が具体的にとつた措置でございます。○小宮委員 重ねて質問したい問題がございまして、時間がありませんから、農薬問題はこれぐらゐにして、次は、都市計画の線引きについて質問します。

現在都市計画法に基づいて線引きが行なわれておりますが、やはり現地に行つてみますと、どちらの区域に入る農家の方々の表情も非常にさまたまんです。特に市街化区域に入る人たちは、やはり百姓を続けたい。農地はわれわれの職場だ。したがって職場を奪わないでくれ、市街化区域に入れば、農業近代化資金とか天災融資法の適用も受けられないようになる。農業を続ける者に対しては、やはり行政指導をひとつ十分やつてもらいたい。いまのところ行政指導がないではないかというふうなことで、あるいは税金のために農地をつぶすのはいやだとかいろいろ意見もあつて、そのほか、この都市計画の中で、向こう十カ年間に都市づくりをやらうということが法律のねらいなんです。しかし、それだけの都市づくりをやるのか、具体的なそのプランも示さずに、ただ線引きだけが先行しておるのではないかとこのようにいろいろな意見が出されておるわけでございます。あるいはなぜ市街化区域に入らなかつたのかという、線引きの基準が非常にあいまいであるというふうな方々もおりますけれども、概して市街化区域に入つた人からは、先ほど申し上げましたような問題が訴えられておるわけでございますけれども、それを見ますと、もともと線引きというのは、都市計画法で都市づくりをやるというのが目的ではなくて、大体ねらいは、都市の土地不足を解消するというのがほんとうのねらいでしようから、そういう意味で農民にもまたみなし課税を高くかけて、早く農地を手放させようというところがございますから、政府がほんとうに都市づくりをやるという気持ちがあるのかどうかというところになると、私はいんじやないかと思ひますけれども、しかしせっかく都市計画法ができ

て線引きをして、そして農地を取り上げる、こういうようなことをやる以上は、やはりこれはほんとうはそういうようなことで土地を取り上げるのが目的でございまして、都市づくりは二の次なんですというようにしなければ、これはまた市街化区域内に住んでおる農家の方を侮辱しておるものではないかということになりますね。ばかにしたことになりますよ。そういう意味で、先ほどいった市街化区域に入つた人たちの中から、やはりやむを得ぬけれども、ほんとうに政府は都市づくりをやる気があるかどうかということについて非常に疑問を持っております。したがって、これは政務次官にお聞きしますけれども、そういうような意味では農林省と関係あるわけですから、ほんとうに都市づくりをやる意思があるかどうか、その点はひとつはつきり聞いておきたいと思ひます。

○渡辺政府委員 その市街化区域の線引きの問題は先ほどあなたがおっしゃつたような目的でやられたものと思ひます。所管は建設省でありますからそれ以上のことはお答えをいたしません。しかしいままでの実情を見ると、市街化区域の線引きについて大体のところほとんどの農家は線引きの中に入れてくれ、入れてくれという希望が多くて、建設省はむしろ狭める行政指導はしてきたが広げる行政指導はあんまりしてこないものであります。入れてくれ入れてくれという人が非常に多いというのが実情であります。

そこで、線引きの中につきましては、これは御承知のとおり十年間に市街化をはかる区域でありますから、その区域でたくさん資本をかけた高い集約的な農業をやらせるといふことは矛盾をいたしますから、そういうところで特に基盤整備事業を長期にわたつてやるようなことはいたしません。そういうことをやる気はございません。しかしながら実際問題として、線引きの中に入つてもかけ声だけでなかなか道路もつかない、下水もつかない、ガスもこないじゃないか、線引きに入られてはみたけれども、さっぱり市街化しない

じゃないかというような状態が続いているという現実があるとすれば、その中で災害が起きたらというような場合だつてあるのであります。そういうような短期的な問題、機械とか施設というようなものの導入等については生活がかかつておる、転業しないというところで生活がかかつておるから、それについてはこれはある程度見てあげざるを得ない、こう思つております。しかし、十ヘクタール以上の集団の農地で営農意欲があつて、周辺の状況からまだ農地として保存される、市街化はそんなに進まないで保存されるというようなものにつきましましては、五年ごとにもう一ぺん見直してですか、一ぺん市街化区域の中に入れてくれ入れてくれと言つて入れたけれども、市街化区域だから税金も高くなつてくる、道路も学校もさっぱりできない、そんなことではできないから、またもとに戻してくれというようなものもあると思ひます。したがつてそういう場合には、またもつて十ヘクタール以上もさっぱり市街化されないというようものがあれば、ものによつてはそれは調整区域に逆戻りしてもらうということも考えております。都市計画に、公園とか緑地などとして適当な農地については施設緑地、農協等で生産緑地というように構想があつたようでありまして、それに類似したものにならうかと思ひますが、けれども、公園や緑地帯として適当な農地について施設緑地として当分の間農業の継続を認めていこう、こう思つております。大体そういうようなことであります。

○小宮委員 いまの政務次官の答弁は、聞いておると本気でやるのかやめぬのか、どうもあいまいでわからぬです。というのは、やる気がないからああいふふうな答弁をしたのだらうと思ひますが、しかし、五年後に見直しをやつてまた市街化区域から調整区域に変更することもあり得るということは、それはわかります。特に私が言いたいののは、帰つたら政府は本気で都市計画をやる気はないぞというやうなことも聞かれた場合答へなければいかぬですから、私はしたがつてその場合

はそういうふうに答へますが、ほんとうに都市計画をいま言われたように公園だとか下水道だとかいろいろな施設をやるなら長崎だけで一千億かかるのです。そういう場合、国が地方自治体に思い切つた予算配分をせぬと実際の都市づくりなんかできやせぬ。だから政府がやる気があればどのくらい予算措置をするのか、予算の裏づけを用意しておるか実は聞きたかつたのですけれども、やる腹はないようですからそのことはあまり追及しませんが、線引きの状況もまだまだ現在六五%くらいというふう聞いておるのですが、現在線引きの状況はどうなつていますか。

○中野政府委員 建設省から御連絡いただいたところでございまして、昨年の十二月末でさしあつたて線引きしようというものが全部で八百八市町村あつたわけですが、すでに都市計画の決定済みが五百十一でございまして、決定済みまで至りませんけれども、その以前の一つの制度としてまして公告、縦覧というのがございまして、それが済んだものが四十八、それからその前の手続として公聴会がございまして、その公聴会を済ませたものが百三十六、まだそこまで至つておらないのが百三十三ということでございます。その後年が明けておりますので、これがもう少し減つておるといふふうにお聞きしておるわけでございます。

○小宮委員 その件についてはまた重ねて質問しますけれども、いま言つたようにこれは市街化区域内のみならず課税と関連するわけですから、私には、実をいへばみなし課税反対の大会に行つていろいろの意見を聞いてまいつたわけですから、そういう場合に、これは自治省としても本質的には全部市街化区域には宅地並みの課税をするという方針をきめておられますけれども、しかしながら、いろいろさういふ問題があるもんだから、ただ緩和措置として農地を三つに分けてそれぞれ三年、五年、それから十年後に宅地並みの課税をするというやうな方針をきめたようですね。それでしょ

う。そこでこの三つの線引き、いわゆる市街化農地、また準市街化農地、予定市街化農地の三つの線引きの問題ですね。これがまた私は非常に問題になりはせぬかということ懸念するわけですが、この問題は直接税金が三年後にかかるか、五年後にかかるか、十年後にかかるか、これは非常に大事な問題ですから、税金が結びついておるだけにやはりこの三つの農地に分けることがまた線引きは非常にむずかしいのじゃないか。これは一歩誤れば非常に混乱を起すのじゃないかというふうに考えます。そういう意味で、税金をかける対象として線引きのほうは三つに農地を分けた、その三つの基準についてどういふふうにかへられておりますか。

○首藤説明員 お答えを申し上げます。御指摘のように市街化区域の全体の線引きは約百十八万ヘクタールと目されておるようでございますが、その中に、まだはつきりいたしません約三十万町歩くらい農地があると聞いております。これに対する課税の均衡化をはかります際に、御指摘のようにA農地、B農地、C農地との三つに分けるわけでございます。これはたゞいま御指摘がありましたように、市街化区域の線引きがありまして中をさらに地域として線引きをするというわけではございませんで、その一筆一筆の農地を状況の類似をいたしました宅地と比準をいたしまして評価がえをいたします。もちろんこれは評価がえをいたします場合は、類似の宅地に比準をいたしました価格から造成費を差し引きまして評価をいたしますが、その評価額によりましてA、B、Cとランクをつけよう、こういうふうにかへておるわけでございます。

Aと申しますのは当該評価額つまり造成費を引きました後の評価額がその都市の市街化区域内の宅地の評価額の平均価格、これよりも高い値段のついた農地、これはもう市街化区域の非常に中心にあるところであらう、こういうことでAというランクをつけまして、それから同じく平均価格から平均価格の二分の一までの間に値段のつきました農地をB農地にいたしまして、それ以下のもの

は、また準市街化農地、予定市街化農地の三つの線引きの問題ですね。これがまた私は非常に問題になりはせぬかということ懸念するわけですが、この問題は直接税金が三年後にかかるか、五年後にかかるか、十年後にかかるか、これは非常に大事な問題ですから、税金が結びついておるだけにやはりこの三つの農地に分けることがまた線引きは非常にむずかしいのじゃないか。これは一歩誤れば非常に混乱を起すのじゃないかというふうに考えます。そういう意味で、税金をかける対象として線引きのほうは三つに農地を分けた、その三つの基準についてどういふふうにかへられておりますか。

はC農地にする。なおこのほか、坪当たり五万円以上という評価のついた農地はA、それから一万円以下という評価のついた農地は全部Cと、このように仕分けをしたつもりでございませう。この評価によりまして仕分けをすることによって、市街化施設の整備をいたしたところにある農地は、おのずと評価が高くなりますから、その評価状況によってランクづけをする。

なお付言して申し上げますが、現在のところその評価がえ、もちろん終わっておりませんので、正確な数字は申し上げかねますが、現在、先ほどお話しございました五百余りの市町村につきましては状況を調査して推計をしましたところによりまして、A農地になりますものの比重が全部の四〇から五〇の間、五〇弱だと思ひます。それからB農地になりますものが一二〇見当、残りの八四〇見当ぐらいがC農地になる。このC農地が十年かかって宅地に追いつく、こういうしかけのものでございませう。

○小宮委員 新都市計画法が国会で審議された際には、この市街化区域に入る人でも農業を続けていきたいという人に対しては、この課税については農業経営上支障を来さないように十分配慮するということ、これは再三答弁されておるわけですね。またこの意味のことが衆参両院でも附帯決議がついておるわけですが、いままう、そういう答弁の中にあつた、農業経営上支障を来さないということ、それと衆参両院において附帯決議がつけられた内容が、年度の課税の場合、それがただ三年とか五年とか十年とか、課税のその期間を三年後、五年後、十年後にしたというところだけが、この場合の附帯決議だとか国会答弁で明言されたことがこの中に生かされておるというように理解していいですか。その点……

いませうが、なおこのほかにも、先ほど政務次官から御指摘がありました、おおむね大別をいたしますと四つぐらいの方法を考へておるわけでございます。一つは、先ほどお話しございましたように、少なくとも五年ごとにこの市街化区域の見直しが行なわれますので、この際に市街化区域に入つておつたということが適当でなくて、むしろ調整区域で農業をするほうが適当であつたという土地については、これは調整区域に編入をするという措置をとるよう建設省、農林省とも十分打ち合わせをしてございませう。そういたしますと、先ほど申し上げましたC農地は五年間は税はいままでそのまま据え置きでまいりますので、そのときに編入がえになれば、ひとつも実害をこうむらずに調整区域に移行できるわけでございます。それから二番目の措置をいたしましては、これも政務次官から御指摘がございましたが、十ヘクタール以上集団化をいたしました長期に営農するということ、これは適当だと思ひます。農業用地につきましては、これは市街化区域内におきまして一種の水玉模様みたいになると思ひますが、水玉模様になりましてもこれを調整区域に編入をして農地並みの課税をする、こういうことでもございませう。

それから三番目は、都市計画法におきまして施設緑地と申します制度がございませう。これも先ほど政務次官御指摘がございましたが、このような制度を活用いたしまして、十ヘクタールまともでないものについても、これは建築制限等の制限がかかりますが、農地並みの課税をしてまいりたい。さらにもう一つ、C農地につきまして、先ほど御指摘がございましたように、せっかく市街化区域に入つておられますが、非常に長い間なかなか市街化しそらない、こういうところでもございませう。しかもなおかつ地域としては市街化調整区域にはずしてしまふということが不適当だと思ひまれますような農地がございました場合にございませう。

では、この分にかかる農地の固定資産税、これについては自治大臣が市町村長に対して適切な減免をするように助言ができる、こういう規定も今度の地方税法の改正の中に入れました。以上申し上げました四段階、こういうランクをつけながら御指摘の趣旨に沿いたい、こう考へておる次第でございませう。

○小宮委員 それからこの線引きの状況が、先ほど御報告があつたのですが、たとえば縦覧期間だとかいろいろ異なるの申し立て、いろいろあるわけですから、そういうことも、いまの現状で、この線引きについて、そういうたまたま課税に反対だということ、この線引きの問題がうまいことおらないというふうな実情はあらわれないですか。

○升本説明員 お答えいたします。線引きの状況は、当初予定いたしましたスケジュールに比べますと、御指摘のように若干おくれぎみでございませうけれども、全体といたしましては、当初予定いたしました各地域につきましては線引きが行なわれる方向で進みつつございませう。今年度末におきましてはおおむね、大体八割方、具体的数字をいま持つておりませうけれども、完了する予定でございませう。

○小宮委員 それで心配要らぬということですね。それでは、この農地に対する固定資産税の課税については、特殊事情を考慮して地方税法の附則第十九条で特例措置がとられてきたわけでございますが、このみなし課税については、地方税法の改正を行なうのかということ、これは自治省でしよう、ひとつお聞きします。

○首藤説明員 今度の地方税法の改正の、十九条の二から以下ずっと規定があるわけでございますが、それは先ほど申し上げましたように、一つは、現在の市街化区域内の農地をABCの三つに分けて、A農地にありましては四十六年度は据え置きでございませうが、四十七年度から三年間、それからB農地につきましては四十七年度までは据え置きまして四十八年度から、それからC農地にありましては五十一年度から、それまで据え置きでございませうが、次第に類似の宅地におきまして課税の額——この宅地におきまして課税の額も、現在は評価額目一ぱいはとってございませうが、これに調整率を乗じておるわけでございますが、その調整率を乗じておるものに対してはなおかつ減率を乗じまして、たとえばC農地でありまして五十一年度はその額の二割、それから次の五十二年度は四割、それから六割、八割、そして五年目にそのとおり、こういうように税額を求めていくという規定を設けておるわけでございます。なおそのほか、各種のこれに関連をいたしました規定を設けておるわけでございますが、規定の中には、先ほど申し上げました自治大臣の助言でございませうと、あるいは小作料をオーバーしました場合の税の返還の問題でございませうとか、そういうふうな税法上必要な規定、これを盛り込んでおるわけでございます。

○小宮委員 それじゃ、ひとつ次に移りまして、農住建設に対する利子補給案についてちょっとお尋ねしますが、これは建設省ですね。この法律案はすでに衆議院を通過したわけですが、参考のためひとつ聞いておきたいと思ひます。

この案は五十万円以上の大都市地域の市街化区域内において農地の所有者が賃貸住宅を建てる場合、その建設資金融資に対して年三分の利子補給を十年間しようとする法律案なんですけれども、そうしますと、これはもちろん建設省の四十六年から五十一年までで九百五十万戸を建設しようとする第二期住宅建設五カ年計画の一環として農住を五万戸建てるといふことなんです。そしてその五万戸に対してひとつ来年度は二千戸で五千二百万円利子補給をしようという法律案なんです。それで、これはどっちへ聞いたほうがいいんですか、これは農林省のほうがいいのかもいれませんが、農協側が現在持つておる農住構想というものはどんなものか。現在農住構想を持つておるとは

思いますけれども、具体的にどれくらい農住構想の考え方があるのか。これは農林省ですか。建設省でもけっこうです。ひとつ教えてください。

○中野政府委員 農住構想につきましては、四十五年年度の予算でたしか二十三県だと思いましたが調査費を出しまして、現在そういう県では大体のところは農協中央会を中心にして各関係者が集まりまして農住協会というのをつくりまして、そこで具体的な場所を選定しまして調査を進めておるところでございます。四十六年度はそれを一歩進めまして、若干の県を追加すると同時に、二年目の計画といたしまして、もう少し具体的な設計まで始める場所もつくっていくというところで進めている最中でございます。まだ具体的に構想ができてそれが事業化されるというところまでは至っておりません。

○小宮委員 それじゃ建設省のほうは、この五万戸、五万年間に計画をしておるわけですが、たとえば四十六年から五十年まで農住構想を五万戸予定しておるわけですね。したがって、現在建設省が考えておるとは、たとえば年度は二千戸の予定に対して五千二百万の利子補給をやっておるわけで、この予算を見ればはつきりしておるのですから、そういう意味では建設省、農協側とは別個に建設省側として五万戸を計画をしていく四十六年から五十年度までに、四十六年度は二千戸だ、四十七年度は幾ら、四十八年度は幾らというように年次別な何かプランがあればひとつお示し願いたい。

○升本説明員 お答え申し上げます。

この農住につきましては、私どものほうの所管でございますが、公営住宅あるいは公団住宅等のいわゆる公共主体が建設する建設計画と異なりまして、土地所有者の方々が自発的に賃貸住宅を経営されるその場合に利子補給によって助成いたそうという趣旨でございますので、明確な年度ごとの戸数計画ということではございませんけれども、一応御質問の五万年五万戸の年度別の割り振りを私どもで計画しております。数を申し上げます。

と、四十六年度二千戸、四十七年度六千戸、四十八年度一万戸、四十九年度一万四千戸、五十年度におきまして一万八千戸という計画にいたしております。

○小宮委員 だからその計画は、ただ今度利子補給をやるということですから私はけっこうなことだと思ふのですが、やはり農協側の農住構想がどれくらいあるのか、建設省側としては平素いまま言われたような数字で計画を持っておるということとで当然双方ですり合わせをやって、少なくとも建設省側の住宅建設の目的に沿うようにやってもらわなければ困るわけですから、そういった意味で双方の話し合い、建設省側と今度は農住協会ですか、できておるといふような問題もあわせて、そういうような点での話し合いはやはり緊密な連携をとってやっておるわけですか。

○中野政府委員 ただいまお話し法律、建設省でおつくりになる前にも農林省にもいろいろお打ち合わせがございました。ただ先ほどお話しがあらましましたように、さしあたりは人口五十万以上の都市でやられるものですから、若干ダブっておるところと農住構想だけで進めておるところと、二つ出てくるわけでございますが、ダブっておるところにつきましては、私たちの計画が具体的にになりました際に建設省とよくお打ち合わせをしましてそのこないようにいたしたいと思ひます。

○小宮委員 それからこの法案のねらいは、ただ単に住宅を促進しようというわけではなくて、私はやはり国が少なくとも利子補給をするという以上は、やはり家賃の適正化の問題が含まれておると思うのです。そうした場合に、そうであればこの利子補給を受けたこの農住の家賃は大体どれくらいするの。たとえば最近、二、三日前の新聞ですか、きのうの新聞ですか、何か公団住宅でもすでに三万三千元になったということ、もう七万円、八万円のサラリーマンは入居できぬ。少なくとも十二、三万にならなければ条件が満たされぬというような問題になれば、せっかく

く、国が利子補給をして農住計画をやっても、そういった少なくとも三万以上になるとそれは簡単にはいれぬし、そうなるとうに家賃の適正化という意味から見て、やはり国がせつかく税金を利子補給するわけですから、そういう意味で家賃については大体公営住宅なんかさういったところを並みじやなからうかというのを考えますが、家賃については建設省はどういうふうに考えておられますか。

○升本説明員 家賃でございますけれども、当然おただしのうちに国が利子補給いたします住宅でございますので、家賃は一定の範囲内に規制いたしますことにいたしております。具体的には建設省令で定めさせていただきます。積算の基準といたしましては、建設費の五分五厘、二十年償還によつてはじきました償還額とあと修繕費その他必要経費を加えてそれに地代相当額といたしまして、地価の年間五%を限度額にいたしたいというふうに考えております。以上の基準で試算いたしますと、来年度の平均でございますが、五十二平米と申しますと大体小型の三DKといふような住宅でございますが、これで坪五万円のところ建てますと二万三千元ぐらゐの家賃になります。一応の試算でございます。

先ほどおただしの公団の三万円と申しますのは、これは江東区の非常に地価の高いところで、しかも高層住宅でつくっておりますので、建設費、地代とも高くなっておりますので、同じケースには当てはまらないかと思っております。

○小宮委員 もう二万三千元ぐらゐの家賃になると、これはまた普通のサラリーマンには簡単に入れないようなことになると思うのですが、これは別の日にします。それから最後に一つ、質問が多いのですけれども、一時間ということですから、私は協力しましたので、私は協力しますけれども、開拓農政の問題について一つ質問したいと思ひます。この開拓者たちはほとんど戦後海外引き揚げ者であり、

また戦災者であるわけです。この人たちは国や市町村用地を譲り受けて入植したというのがほとんどなんです。そして二十年たった今日では、大体耕作面積が、これは長崎雲仙岳の中腹に大体四百戸ぐらゐあるのですけれども、その人たちの実情を調べてみますと、耕作面積平均一・五ヘクタール、年間所得が六十万から七十万ということとで細々生活をしておるといふ現状なんです。ところがこの四十六年度一ぱいで開拓農政が打ち切られる。四十七年度からは一般農政に切りかえられるというために、この開拓農家の方々はこのまま見捨てられるのではなからうかといふふうに非常に不安を感じているわけでございます。現在それで一番心配なのは借金の問題です。現在一戸当たりの借金は百万から二百万といわれておりまして、開拓農政を打ち切られるということになりますと、国の長期、低利の融資が打ち切られる。おまけに多額の借金を清算しなければならぬということ、その場合に借金をかかえた農家を総合農協はすんなり受け入れてくれるかどうかということも非常に心配をしております。これは六十五歳になるある開拓農民がこういふふうに話しておるわけですが、開拓という文字は当然もう解消されなければならぬ、しかしやと一本立ちができて、ようやく何とか生きていく望みができたときに制度までくずされるということは非常にショックです。特に借金の返済については事情に応じて条件を緩和するといっておるけれども、いままですういった優遇措置があったればこそ現在までやってきた、しかしこれから先どうやっていくか非常に心配です。この見捨てられようとする開拓農民は非常に心配しておるわけですが、開拓農家は大体全国どれくらいあるのか、まずお聞きします。

○堀川説明員 開拓農家は全国で約十万户でございます。○小宮委員 したがって、この切りかえにあたっては、そういったいろいろな開拓農民の方々は非常に心配をしているわけですから、いろいろ通達

が出ておるようだけれども、やはり特にこう
いった開拓農民の方々に對しては、切りかえにあ
たっては十分配慮してもらいたいということの特
に私からもお願いしますが、一言最後にこ
れに對しての所見を承りたいと思ひます。

○堀川説明員 先生御指摘の問題につきましては
非常に重要な問題でございまして、私も開拓者
に對しまして、これが円滑に一般農政の分野に移
行できるようにということで、特にその際に負債
の整理の問題が重要でございまして、これにつ
きましては、従来政府から貸しております資金は
資金の貸し付け条件の緩和をはかりまして、貸し
付け期間の延長をはかり、かつ金利も統合して整
理をいたしまして、そうしてこれを農林漁業金融
公庫のほうに移すという作業を進めております。
現在のところその作業は順調に行つてゐるものと
思つております。その他の制度資金にいたしまし
ても、この政府資金の整理の基本的な進め方にあ
わせまして条件緩和なり整理を進めていただくこ
うことをお願いをし、協力を求めておるところ
でございまして。

なお、一般の資金につきましては、これは固定
化したしまして、整理のつかないものにつつまし
て、この際特別な措置を講ずる必要があるという
ことで、内地七十万の北海道百万という従来の
開拓者の自創資金の貸し付け限度を、この際内地
百八十万、北海道二百八十万ということで特に引
き上げをはかりまして、一般資金の整理につつま
しても円滑に進めるように措置いたしておるわけ
でございまして、今後ともこの方向で総合調整事
業なども活用をはかりつつ円滑に一般農政に移行
できるようにいたしたい、かように思つておる次
第であります。

○小宮委員 それではほかの質問についてはまた
次回に譲りまして、私はきょうはこれで質問を終
わります。

○草野委員長 次に、田中恒利君。
○田中(恒)委員 私は、本年の一月一日から発足
いたしております農業者年金法に基づく農民年金

の業務の進行をめぐつての二、三の問題について
御質問をいたします。

農民年金の業務の進捗状況がどうなつておる
か、ひとつこの際お尋ねをしておきます。

○中野政府委員 ただいまお尋ねの農民年金の業
務の進行状況でございまして、一月一日に業務と
しては発足したわけでございまして、まず着手し
たしましたのは農業者年金基金にいたしまして、
これはもちろん年金基金自体だけで仕事ができま
せんので、業務の委託をやるということで、ただ
いま農協と市町村と委託契約を結んでおります。
相当部分が結び得たということになつておりま
す。それと同時に契約書といひましようか、予定
者の名簿をいま作成しておるわけでありまして、予
定者の名簿を出してきまして農協が四千三百三
十八農協ございまして、その集計いたしました
加入予定者数は百三十三万八千人ということに
なつております。

以上でございまして。

○田中(恒)委員 加入対象者は推定どれほどにな
るか、まだおわかりになりませんか。

○中野政府委員 昨年法案の審議をいたさしまし
た際には約二百萬戸というふうに見ておつたわけ
でありまして、われわれのその後の推定によりま
すと百八十五萬ということに大体ことしの予算で
はなつておるわけでありまして、ただ、先ほど申し
上げましたように四千数百の農協での加入見込み
者は百三十三萬でございまして、大体百八十
萬、その程度になるのではないかと、このように現
在推定しておるところでございまして。

○田中(恒)委員 そこで、私はきのう農林省から
この資料をいただいたわけでありまして、農業者
年金の加入者をめぐめる質疑問答集というものが
出ておるわけでありまして、これを見ますと「問
三」「問四」「問五」等を見てまいりますと、農
地等の所有で登記簿上父がなくなつておる者でも
実質的に五十アル以上の経営主であればその経
営主は加入資格がある、こういう判断をしてもら
れるようでありまして、あるいはその農地が共同

の相続財産となつて遺産分割が行なわれていない
状態にあるものについても、税金等実質的に納め
れば、農地等の所有権または使用収益権を有する
ものとみなす、こういうふうに「問四」「問五」
で書いておるわけですが、こういう認定で農業者
年金の加入者というものを把握しようとしておる
のかどうか、たぶんこれ間違いないと思うのです
が、いかがですか。

○中野政府委員 いま御指摘の点は、法案審議の
際には、年金の加入要件として農地の権利名義が
必要だということを申し上げたわけでありまして
す。それは年金支給の確実性を期するためには登
記名義によるほうが一番いいということにしたわ
けでございまして。しかし、その後の実施状況から
見ますと、そういう基本的な方針は変える必要は
ないわけでございまして、この「問三」「問四」
等にてございまして、すでにややがなくなつて
まゐつて、そのままだに登記名義がおやじのままに
なつておるといふ場合に、その相続をいたしま
したむすこさんが現実に農業をやつておる、だれ
が見てもこれは経営主だといふことがわかる場合
は、例外的にこれを加入要件の資格者ということ
で認定をして差しつかえないというふうなこの問
答集の趣旨だと思ひます。その点につきましては国
会でいろいろ御審議がありましたのを、若干その
後の実際に年金業務を運営してまいります際、末
端でのいろいろな問題を把握いたしましたところ、
登記を引き続きなるべく早くやらせると同時に、
こういう扱いもすべきではないかということにな
りまして、こういうふうにしたというふうにな
つておるわけでありまして。

○田中(恒)委員 私の質問するところをお答えに
なつたようなことになつておるわけですが、米の
生産調整で政令改正の問題も芳賀委員のほうから
早朝質問をして、これは非常な大きな問題であ
りますけれども、これは国会でこの間つくつたば
かりの法律であります。そして、農民年金の加入者
の資格の認定の問題については、与野党の委員が

一致をして――私は議事録をここに持つてきてお
るわけでありまして、全部この問題を中心に議論
をいたしております。その際に、これは局長お
かりになつたわけでありまして、政務次
官、当時の池田農政局長あつて、土地の権利名義
人でなければいけませんと――渡辺政務次官来て
おりませんが、それは登記という権利移転の業務
が終わらなければいけないでしょう――これは読
み上げませんけれども、全部書いてあるのです
よ。この議事録、これだけありますけれども、こ
の中で相当部分の問題一点にしばつて議論して
おります。社会党、公明党、民社党、自民党の森
下委員もこの点について指摘をしております。政
府の答弁は一致をいたしまして、土地の権利名義
人なんだといふことを言つておる。われわれのは
うが、実際に農村へ行つたら、農業の経営をや
つておるといふことになつておつても土地の名義の
登記はしてありませんぞ、そういうのが多いが、
そういう解釈でいいのかと言つたら、いや、それ
でやつていくのだとおっしゃつておられます。私
は、自分の質問の中で、数字の間違ひが相当あり
まして、あれはどでしか、何か農林省の出し
たのは八十何%、一七%しかありませんと、とこ
ろが、厚生省が出したのでしたか三五、六%。差
があるのです、だいたい違ふなにかといふことを
指摘をして、だいたい違ふなにかといふことを念
を押して言つておるわけですが、そのことについて
は、まことにきれいに土地の名義人でありまして
いふことを御答弁になつておる。そういう感覚で
われわれも受けとめておりました。ところが、実
際に農民年金の業務が始まつてまいりましたら、
そうじゃない、大体それとみなされればいいの
だ、こういうような指導が現地でどんどんなされ
てゐるわけですよ。国会での審議で煮詰めた
問題というものが、一べん農林省の行政当局の手
渡つた場合に、それをかかつて違つた形で解釈さ
れて、済まされていいのですか。この問題であり
ます。

○中野政府委員 法案に規定されております事項

につきまして、その解釈あるいは運用等についての国会での御議論というのは、当然私は尊重すべきだと思います。したがって、その御議論のとおりやるべき筋だと私も思います。ただ、この点は、あとでいろいろ当時の御議論を反省してみますと、やはり田中先生はじめ多くの先生方が御指摘になりました点、この点は、農村の実情からいまして、やはり年金の加入を促進するという意味から、それから登記がなかなか進まないという実情から見まして、死んだおやじの土地は当然おやじさんが相続をしておいて、しかもそのおやじさんが農業をやっている場合には、これを経営主と見て扱ったほうが加入促進になるという判断をあとから加えたわけでございます。その点は、むしろ当時法案の審議になられた先生方の御指摘のほうが正しかったのではないかと、いふふうには私は思いますし、またそういうふうな運営を基金がやっておりますのもやむを得ないと申しまうか、まあそういうふうには私は現在では考えておるわけでございます。

○田中(恒)委員 私は、この問題では重ねて政務次官にはっきりとした考えをお聞きをいたしたいと思ひますが、ともかくそういうことになりまうと、農林省のほうで御出しになった資料といったようなものはあまりにも受けたことができないように思ひます。いろいろな数字が出されますけれども、この問題についてはだいぶ違ふと思うのです。私なんかも自分のいなかには、農民年金についての報告等をいたしました。そしてどうなっているかというのを聞きました。ある部落なんかは、五反歩以上の農業を實際にやっているのが三十六人おるけれども、いわゆる土地の名義人だということになれば八人ほどしかない、こういう状態なんですよ。私はどこもそう変りないと思ひます。おそらく全国的に集めてきたら、当初二百万の予定で保険加入資格者を想定せられて保険設計をしておられたところか、これでいいたら、おそらく二百万人どころか四、五百万人しか入れぬということになつて、これはたいへんだということ、こういうふうな拡大解釈をやつて、加入者を実質的に——私はそれは悪いとは言わぬですよ、農業経営を實際にやっておりますのだから、少なくとも、われわれが国会であれだけ集中的に議論したことを、法律が通ったあとで、一べんぐらい法律の施行をやつて実施したあとで、全く新法をやる上に全然違つた解釈で行政指導がなされていくというこの姿勢が問題である、この点を実は指摘をいたしたいわけでありまう。これは渡辺政務次官もはつきりここで言っているわけでありまうから、政務次官のほうからも御答弁をいただきたいと思ひます。

それからいま局長は、農協と市町村に対して業務の受託をするようにせられておるといふことを言っておりますが、これはもうほとんど農協です。市町村にこの業務の委託をしたのは、いままできまつたものの中でどのくらいあります。それからいま局長は、農協と市町村に対して業務の受託をするようにせられておるといふことを言っておりますが、これはもうほとんど農協です。市町村にこの業務の委託をしたのは、いままできまつたものの中でどのくらいあります。

○中野政府委員 市町村と農協と両方のことを申し上げたのは、市町村につきましては、被保険者の資格の確認、あるいは年金支給要件の確認、離給付金の支給要件の確認、それから農地等の買入れあるいは売り渡しの業務というふうなものを市町村に委託をする、これは実質的には農業委員会に頼むというわけでございます。それから農協には、保険料の徴収、年金あるいは一時金の支給、これはまだ始まつておりませんけれども、そういう業務、それから離給付金の支給という金の出し入れの業務をお願いしたいというところでございまして、最初申し上げましたように、農協と市町村と並行して委託をするというところでやっております。

○田中(恒)委員 中野さんは当時は農地局長であつたので、その辺のいきさつは十分あれです。いま局長が言われたことは、当初から農林省事務当局が考えておつたことでありまして、そういうことで出されたわけでありまう。ところが、農業協同組合が、この農民年金の事務を委託

するということには当時は猛反対であつたわけですよ。何で農協が農民年金の掛け金の徴収事務をやらなければいけないのかというものでありまして、この委員会でも農協にどうしてもやらさなければいけないのか、農民年金は国民年金の上積み年金だということでありまうが、国民年金は市町村がやっておりますわけでありまう。だから、むしろ市町村がやるほうがよろしいのじゃないか。しかも強制加入でありますから、強制力を持つておるわけでありまうから、当然市町村がそういうものをやつた方がいいのじゃないか。そして、この農民年金の委託業務の法律の条項の中にも、第一に市町村ということが明記をされ、その次に、信用事業を営む農業協同組合ということが二番目にうた

いて、あるいは農地法の改正に基づいて、そして農民年金の改正に基づいて農業協同組合が農民年金の受託業務を行なうという条項は入つていないじゃないですか。入つていないのに、この間十月二十一日約二カ月前おくれまして、「農業協同組合に対する農業者年金基金の業務委託の定款上の取扱ひについて」という局長通達を出されました。一体これはどういうことですか。もし受託業務をやらせるといふことなら、模範定款をつくられたときに、農林省がつくるわけでありまうから、農協の定款の中にはつきりそこへ入れておかなければいけないかと思ひますが、どうですか。

○中野政府委員 いま御指摘になりましたあとから出しました通達は、実は私が農政局長にかわりましてから出しました通達でございますが、前のほうの通達は実は農地局長のときだったもので、それからその辺の微妙なきさつがよくわからないのでございまして、察しますに、農業者年金基金法の二十条によりまして、農協には業務の委託をすることができるといふことにしております。その場合には、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて当該業務を行なうことができる、農協が行なえるという規定があるわけでございます。そこで、すでに定款上の改正をいたしませんでも、それからまた農協法上信用事業の付帯業務に読めるといふ解釈もあるわけでございます。こういうことをいたさなくてもよかつたわけでございますが、私こちらへ参りまして、これを聞きまして、やはり末端から定款を直すべきかどうかといういろいろな御議論があつたようでございます。そこで、農協がそういう業務をやりたい場合、農協の憲法であります定款の中にそういうことを明確にしたほうがよろうという趣旨で、あとから受託業務を行なうことを明確にする定款の変更をするようにという通達を出したわけでございます。

○田中(恒)委員 局長御存じですか。この通達だけとはいきませんけれども、農協が農民年金の業

務の受託をすることをめぐって、農協の代表は組合長でありますから、組合長が各地区で組合長会というものを持っておりまして、そこで相談をしてやらなければいけないといつて、下へおろしておるようでありますけれども、組合長個人個人としては、実はこれについては困ったことだ、何もこういうことを農協がやらぬでもいいじゃないか、市町村でやってくれば一番いいんだ、こういう意見が私の聞く範囲ではほとんどであります。ところが、国からいろいろ補助金をもらったり、お世話にもなっておるから、農林省の通達出るもし、指導もあるからしょうがないんだ、こういう調子であります。ちょうど米の生産調整と同じようなケースであります。例は小さいわけでありましてけれども、さらに末端の単協で実際に仕事をしております人々に聞きますと、この農協の職員というものは、御承知のように非常に忙しい。そこへもってきて、またこういうものが加わってきた。一体何でこれをやらなければいけないのかといっておるのです。ところが、何のことはない、日本の農協全体、少なくとも信用事業をやる農協はそれをやらなければいけないようなことになっておる。私はこの関係は一体どういうことになっておるのか。これもわれわれが国会で議論をしたことと全然違う形であります。農協とよく相談をして、農協が希望した場合にはやりましょう、こういうようにお答えしたのと全然違うような形で事が進んでおるわけがあります。これは各地区におきましてそれぞれ問題が起きておる。私のところの芳賀さんも組合長さんであります、北海道だつてやはり似たような問題が起きておる。私の県だつて手紙を何通ももらつておりますが、聞いてみますとあつちこつちで起きておるんですよ。そういうやり方をやっていると、私は長い間農協におりましたけれども、農協が行政のこういうような仕事をやるのは、農協の筋としておかしいといふことを前から言つておるわけです。そうでなくたって食管にぶら下がつて、農協は安易な息を吸つておると農林省からも批判をされる。

だからそういうものと一線を画して、農協らしい仕事をしなければいけない。お金をちよつぱりもらつて何か国の業務とまでは言いませんけれども、大行行政で、あるいは法人ができておられますからそういう組織でやらなければいけないのを農協がやっていくといふことは、いつの間にか農協はそういうものと一緒になつてしまふといふことなんです。本質的に問題があると思つておる。こういうものがいつの間にか全体にかぶつてきておるといふところに、私はどうも理解をしがたい点があるわけがあります。こういう点はこういうふうにお考えになりますか。

○中野政府委員 前国会におきまして、農協は希望した場合だけ業務の委託を受けていただけるといふふうであつたかどうかといふことは、私実はそこまで議事録を勉強してませんでしたが、あとでいろいろ勉強してみたいと思つております。ただ、この業務はすでに法案の御審議の際にもいろいろ御議論があつたかと思ひますが、やはり農業者の年金の制度でございますし、納めます保険料は農業者の金でございますので、やはり系統を通じて中央に集積をして、できますれば余剰金はそれを農業のために運用をすべきではないかといふような観点もございまして、やはり農協が一番農家に近い窓口でございますので、できるだけ農家のめんどろを見ていただくという趣旨でお願いをしておるのではないかと私は考えておるわけでございます。もちろんどうしても拒否されるものまで押しつけるというつもりはございませんけれども、やはり年金法の趣旨からいまして、おおかたの農協にお引き受け願えるといふふうにわれわれ考えているわけでございます。

○田中(恒)委員 私はこの際議事録を御紹介しておきますが、これは農林年金の一番最初の質問で、わが党の長谷部委員がこの問題を指摘しておるわけですね。池田政府委員はこういうふうにおっしゃつておるわけですね。いま農政局長の言われたような趣旨に基づいて、「また農協としても、農家のために事業をやっている農協でございますか

ら、そういうことを希望するのではないかといふふうに実は考えまして、私どもはそういうふうに一応予定をしまつたわけでございます。」それからずつとありまして、また「引き受けようといふことにならなければ、それは幾ら予定をしてもそのとおりににはならないわけでございます。私どもは今後農協なりあるいは市町村なり、そういうところの具体的な御意向も十分伺ひまして、最も適し、かつ希望するところに委託をするといふことになるのは当然なことでございます。」

「この際にもそういう御答弁があつて、そういう意味ならば了解をいたします」といふことになつておるのであります。この点も私が前段で申し上げました農林年金の資格認定の問題とからんで、国会での議論の問題が、行政の執行の場に全然反映されてない。このことを指摘をいたしましたわけでありまして。こういうことでは、われわれ幾らここで議論をしても何にもならないといふ気になるわけでありまして。もっと国会で議論をされては十分お考えになつて、諸般の仕事を進めていただくかなければ、法律が一べん通つたらあとは行政の責任機関として、行政の執行者として何でもやれるのだ、こういうことでやられたんでは、これは何のことはない。立法院なんというものはサル芝居のように思われてもしかたがない、こういうことになつておるのです。この点を私は指摘したいから、この問題を特に執拗に申し上げておるわけですね。いまの局長さんの「局長はかわつておるのですから——しかし役人といふのは、そういうふうにかつて責任ののれといふことになつておるわけでありましてこの点は十分——きょうは委員長、大臣おられますけれども、政務次官に出てくれといふことを、私はさつき政務次官に、私の質問のときにはおつてもらわなければいけません、あなたの答弁が要りますから」と言つておいたわけですが、政務次官を呼んでください。

それから、これは多少こまかいことになつたといへん恐縮であります、局長通達を私は私なりに手を入れておるわけでありまして、局長通達を見ますと、いま局長の御答弁にもありましたけれども、農協が農林年金の事業をやるにあつては、別に定款の変更をやらなくてもやれるのだけれどもといふような趣旨に私は理解したのですが、この通達の中にもそこまではいつておりませんが、定款の規定は確認規定である、だから定款の変更をやらなくとも農林年金の業務をやつておつてあとでまた定款に追加をしてもかまわないのだ、こういうふう非常に軽く取り扱つておるわけですが、これはこれでいいのでしょうか。

○中野政府委員 先ほどこの出した通達の趣旨を申し上げたわけでございますが、年金基金法の二十条によりまして、農協法の規定にかかわらず、すでに農協は業務の受託ができるということになつております。それから、解釈のしようによりましては、信用事業の付帯事業で読めるといふこともございまして、あるいは定款を直さなくてもいいのではないかと思います。しかし、先ほど申し上げましたように、やはり農協として定款はその農協の憲法でございますから、自分のやつておる仕事は何かといふことは明確にしたほうがよろしいといふこともあり、それからまたいろいろ問ひ合わせもございまして、できれば直したほうがいいだろうといふことで、こういう規定を出したわけでございます。

○田中(恒)委員 これは長くやれば長くなりますので、そこまではあれですけれども、どうも農林省の考えを見ると、いろいろ私ちよつと電話でこまかいことを聞いたのですけれども、掛け金の事務であるとか徴収の事務であるとかをやる程度なんだから、ごく簡単に確認規定といふふうな理解をしておるのだとおっしゃるわけですね。そういうことではないのですか。

○中野政府委員 そういう趣旨ではございません。たまたま農協にお願いしようとしておるの、先ほど申し上げました掛け金の徴収なり年金

の支払い、それから離農給付金の支給というよう
な金に関する事務でございすけれども、私が申
し上げました趣旨は、こういう事務を扱う農協と
して、農協の定款に書いてなければ農協としてや
れないかどうかということになりますと、これは
農協法の明文の解釈上も、それからまた農業者年
金基金法で明文の規定がございすので、これは
やれるということをお願いしたわけではございま
す。

○田中(恒)委員 これはやはり強制加入ではあり
ますけれども、農民がこの農民年金に入ります
掛け金を七百五十円納めます、この確約行為とい
うものが出発でありまして、これを農協にやらす
ということですから、裏を返せば、農協は貯金を
持っているから、貯金の口座から引き落とすから
非常に便利だから農協にやらすということなんで
すよ、一口に言え。農林省がお考えになつてい
るのはそういう安易な考えで農民年金の徴収業務
をやらうとせられるから、われわれが問題にした
わけでありまして。しかし、結果的には法律はでき
ておりますから、そういう形の方針で指導なされ
ておるのですが、そういうことでは。根本的に
は、法律論的に見ても、本人が承諾をするとい
うことは、農民年金の基本的な前提だと思つて
います。この問題を農協が取り扱うということ
ですから、単にこの確約規定でやるから軽くやつ
ていいんだ、場合によれば先にやつておつても、あ
とで定款は変えればいいんだ、こういう簡単なこ
とで済まされるようなものではない、こういうよう
うに私は理解をいたしておりますが、これは法律
論に関する問題が出てきますから、きょうこれ以
上は言いません。

この際、私は三十分しか時間をもらつておりま
せんので、渡辺政務次官に御質問をいたします。
御意見を求めます。政務次官、あなたは来てくだ
さいと言つてあるときにおられなくて、非常に困
るのです。さっきの瀬野さんのときも、いつも
ちやうどいいころにお見えになるのですが、大体
初めから議論を聞いておつてもらわないとわから
ぬので困るのです。答弁の要らないときはたくさ
んおられるのですが、要るときになると、どうも
出たり入ったりするのです。おつてもらわないと
困るのです。私がいま質問しておりますのは、
局長から御説明を要りませんよ。私のほうから
説明いたします。私も国会で幾らいろいろ
な法律の問題について審議をいたしましても、一
べん法律が通つたら、あとは農林省が行政執行に
ものをいれておつていろいろなことをやつて
おるといふケースが非常に多い。その最たるもの
は、私もはいわゆる食糧法に基づく政令改正だ
と思つておりますが、農民年金の問題につい
ても具体的に問題が出てきておるといふこと
で、二つの問題を指摘をして、いま局長の御意見
を伺つたわけでありまして。

一つは、あなた自身がこの議事録で答弁されて
おるわけでありまして、農民年金の加入者という
のは土地の所有名義人でなければいけない、その
確認は登記である、こういうふうになつておる
んです。その他政府委員はあつて、この問題につ
いて終始、土地名義人でなければいけないといふこ
とを言つておられるわけなんです。しかもこの議論
は、農民年金をめぐる加入者は一体だれなのかと
いうことをめぐつて、一番大きな問題になつてい
る点であります。ところが、この農業者年金基金
法が成立をしまして実施の作業に入つております
ね。いまま最中、たいへんお忙しいさうであり
ますが、それは一体どういふ状態になつておるま
すか。国会で言つたことと全然違つて、どうも
なくワクを廣げてやつておられるわけですよ。土地の
名義人でなくつて、実質農業経営者と見られれ
ばかまわぬというふうな解釈をなさつておるとい
ふわけなんです。こういうやり方をどう思われ
るか。あるいは農業協同組合に業務の委託をす
るというところは、農業協同組合が求めれば、ある
いは農業協同組合と話をいたしまして、承諾をい
たします、やりたいです、こういう希望があつた
場合にやりますと言つておるのです。ところが実
際は全国おしなべて、何のことはない農業協同組

合はやらなければいけないようなことになつてし
まつておる。このことも議論をしておるわけだ
す。あなたのほうで答弁されたことと実態と全然
違つておるわけなんです。こういう行政の執行がよ
ろしいのかどうか、そのことについてのあなたの責
任、この点を追及をいたしまして御意見を承りた
いわけなんです。

○渡辺政務委員 農協に委託をしておるといふこ
とは、これは農民と非常に重大な関係にもありま
すし、やはり農民年金推進の中心母体でもありま
すから、ぜひひとつ御協力を願ひますといふこと
でお願ひをしておるわけで、特別に強制をしてお
るというわけではございせん。まあ市町村、農
協いずれでもできることにはなつておりますけれ
ども、やはり農協にやつていただくことのほうが
国の立場からいひし、農民の立場からいひし、
みんなの立場からいひし、非常に気持ちよくお引
き受けをいただいておりますといふような
実情でございす。ただ手数料等につきまして
は、まだ足らぬじやないかといふような御不満も
ございすので、せいぜいこれらの充実につきま
しては去年よりも引き上げることにはいたしまし
たが、今後とも十分努力をしてあまり御迷惑にな
らないように努力をしてまいりたい、かように考
えております。

それから権利名義人の問題であります。確か
にこの法案審議の際に、権利名義人の確認の問題
は登記といふようなことが言われたと思ひます。
登記は第三者に対する対抗要件でございすから、
原則論として登記といふことをおしやつた
と私も記憶をいたしております。ところが現実の
段階からいひますと、中には、おやじは
死んでおるのだけれども、また実質的に長男なり
何なりが相続をして耕作権も全部継承しておるの
だけれども、まだ登記が済んでいないといふよう
なこともときどきございす。こういうような場
合に、その方が登記がしてないから被保険者にな
れない、資格者になれないといふようなこともど
うか。現実問題として、土地が引き継がれて、だ

れもその人が相続人であるといふことは、近所
も農協さんも役場でもだれ言ふとなくわかつて
おるし、きょうだいもみんな認めておるのだが、
事務手続だけが滞つておるといふことのためにそ
の方が資格者になれないといふことは困ること
でございすので、今回その取り扱いとして、そう
いふような方を資格者と認めますといふような通
知をしたやうであります。国会論議の過程におい
て、そういうやうなこまかいことまで申し上げな
かつたことは相すまぬと思つておりますが、それ
以外に実際問題としてこれを早く促進するといふ
こともできませんし、弊害でもうんとあるといふ
ようなことであるならば話は別であります。む
すこさんは入りたくないといふのでなくして、や
はり隣近所も入つておるのだし、自分のうちも
登記がおくれただけだ、そのために農民年金の資
格者になれぬといふことも困ることでありま
すから、先般の国会において議論がありましてわ
れも答弁不足の点があつたかと存じますが、こ
の点はひとつ御寛大にお認めをいただきたい、か
ように存ずる次第でございす。

○田中(恒)委員 私はこれで引き下がらうと思つ
ておつたのですけれども、ああいうふうになつて答
弁せられますと引き下がるわけにはいかないわけ
であります。農協が気持ちよく引き受けておるま
す、こういうふうにおつちやいます、それは一
体具体的にどういふことですか。そういう事実が
あります。私もさういふことと農協の諸君といふ
る連絡をしたり、ひざを交えて話をしておるの
が、私がさつきも申し上げましたが、あなたのほう
から言つてくるから、農協はお国のほうからお
金をもらつたり補助金を受け受けておるからし
やうがないからやらなければいけぬといふ気持ち
はあります。しかし末端へ行けば行くほど、これは
何でうがやらなければいけないのかと言つてお
るのです。県によつては問題を起こしてゐるこ
ろもあるのです。そういうものを気持ちよく引き
受けてやつてもらえますやうに言われて、このま
ま、はいそうですかと言つておられないのかい

ります。この点、実際どうなのか。あなたのほうでちゃんと仕事を進められておる方がおるわけですから、お聞きになったらわかると思うのです。どこの地区でどういう話があった、少なくとも組合長から上の段階へ来たらわかるわけです。それから下はこれにはいろいろあるわけですよ。

それからいまだ、国会論議で次官が言われたようなことをこまかく言わなかったのは、まづかつたと言われていると思いますが、いまだあなたが言われたようなことをわれわれは言っていないのですよ。土地の名義人でなければいけないといつておつても、実際はそういう人は少ないのかもしれない。おやじが死んで名義がそのままになったり、実際は農業をやつて農民年金の対象資格を持っておるけれども、名義人ではないという事例はたくさんあります。あなたから説明を受けなくつておるのですよ。あなたが農林省が、でありますけれどもお金を扱うものでありますから、認定が必要ですから、これは土地の名義人でなければいけないのです。登記も必要なんです。こういうことをお答えになっておるのですよ。われわれが言つておるのですよ。そういうことをここで言つて、何かそれで納得してもらおう。だから、そういうようなことで進められておるいまのあなたのところの行政がこれでいいのかどうか、少なくとも責任者として、あなたそのことについて責任をお感じにならないかどうか、このことを申し上げておるわけでありまして、その点についていま一べん御答弁してください。

○渡辺政府委員 農協が別に喜んで引き受けておるというように言つたわけではございません。これは農協としても、少しばかりの委託料で膨大な事務があるわけですから、喜んで引き受けるというように言つては絶対にないと思ひます。しかしながら、そうかといつて、非常には愉快だということでもございません。これはやはり何と申ししても、農民年金というものを定着させていこう、こういうようなことでありまして、

そういうことで御協力をいただいておりますのもまた事実でございます。たいへんな御苦勞であるというように私も思ひます。しかしこれは政府と農協と一緒に農協の幸福をつくつていこう、充実をし、普及をして農民の幸福をつくつていこう、こういうことでございまして、その点御了解をいただいて、御協力を願つておるというわけでございますから、どうぞそういうふうにとつ御理解をいただきたいと思います。

なお、国会の論議との問題ですが、先ほども私は議論不足、説明不足の点があつてまことに申しわけないといふことで、御寛大なことであつたこと、恭順の意を表したわけでありまして、確かに国会でもつと詳しくききつとそういうことまで詰めてお話をしておけば、こういうような御指摘も受けないで済んだものを、いまごろになつてあとからこまかいことに気がつたのではけしからぬじゃないか。まことにこれは御説のとおりであつて、これは嚴重に注意をしてこういうことが今後ないようにいたしますから、よろしくお願い申し上げます。

○田中(恒)委員 質問を終わります。

○草野委員長 卸売市場法案を議題といたします。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。角屋堅次郎君。

○角屋委員 大臣が予算委員会を終わられてこちらへおいでになるので、非常に時間的には制限をなされておられます。大臣も御承知のように、当初、継続案件であります卸売市場法案につきまして大臣御出席のもとに審議を始め、さらに予算委員会その他で大臣御出席にならぬ間、渡辺政務次官が出席されていふ議論をしてまいりました。いよいよ大詰めにきたわけでございます。

そこできょう一応締めくくり総括ということになつておりますけれども、私も野党各党ともに卸売市場法案につきましては、生産者の立場も考え、消費者の立場も考え、また正常かつ円滑な卸売市場の今後の運営と発展ということも考えて、幾つかの修正とか注文を率直に持つて持っているわけでありまして、この点については与党の皆さまにも御要請申し上げて、本来ならばそういうことを思つておりました。本来ならばそういう進展の情勢の大勢とも見合つて締めくくりといふのが従来のわれわれの経験であります。そういう点についてはここ数日を要する問題でありますので、そういう点まづ正面からぶつて話さうというのとは私の場合には大体あとの各党間の御良識に期待をするということをお願いして苦手の締めくくりの質問をいたしたいと思つてあります。

それで佐藤総理も、特に佐藤総理の場合、倉石農林大臣も同様に仰せられたのは、今度の国会における物価の集中論議、あるいは予算委員会における卸売市場その他いろいろの問題の御議論の際に、かねて懸念中の卸売市場法案を通していただければこの点が相当大きく前進をいたしますといふふうに答えてきた経緯がございまして、冒頭に申し上げました点については、行政府としての農林省のほうもやはり与野党で十分戦わされるという問題については御協力を願いたいというふうにお願いをいたしておきます。

そこで本論に入りますが、きのう私、約三時間ばかり政府委員の諸君といろんな点について質疑をかわしました。そこで取り上げます第一の問題は、申し上げるまでもなく今度の卸売市場法案は、いわゆる中央卸売市場法から卸売市場法に変えた法案の名前のごとく、中央地方を通じての卸売市場の一体的運営、こういう立法体系に変わるわけでありまして、しかもそういう立法体系の变化とともに、今後流通機構整備のために、農林大臣は第四條で、卸売市場整備基本方針をおおむね十年をめどに樹立をしてまいる。さらにそれを受けて、第五條で、中央卸売市場整備計画というものを農林大臣がつくられる。また、こういった基本方針、中央卸売市場の整備計画を受けて、またこれと関連して、第六條において、都道府県知事は都道府県卸売市場整備計画というものを樹立をする。こういう中央地方を通じての基本方針に基づく整備がなされてくる段取りが、立法的に明らかになつておるわけでありまして、

そこで問題は、中央卸売市場は、現在二十八都市で中央卸売市場の全体の数は五十八、さらには地方では三千をこえる地方卸売市場が、この法体系のもとではございまして、従来条例その他でやられてきておりますけれども、そういうものをどういうふうにかから整備統合するかというふうにお伺いをしております。地方卸売市場については、これは三分の一くらいに整備統合したいといふふうな考え方を、地方の積み上げの数字の上に立つて今後のお考えとして持つておられるようでありまして、いずれにいたしましても、そういうことで、中央卸売市場につきましても、地方卸売市場の整備統合を含めた流通体系の整備については、計画的に総合的にこれから推進してまいるなければならぬという責務を農林大臣としてはある意味においては与えられたわけでありまして、

そこで、冒頭にお伺いをいたしたいのは、こういった卸売市場整備基本方針に基づく中央卸売市場整備計画の策定、さらに都道府県知事の立てられる都道府県卸売市場整備計画も踏まえた上に立つてのこれからの卸売市場の総合的な整備のビジョンをどう持つておられるか、こういう点について農林大臣からまず御答弁をお伺いしたいと思います。

○倉石国務大臣 私、参議院の予算委員会の方に行つております間、だいたい皆さん御熱心に御討議いただきました。ありがとうございます。ただいまお話しのことにつきまして、卸売市場の施設整備のことについてであります。これは政府委員からもお答えいたしてあるかどうか知りませんが、私もいたしましては、物的流

通技術の革新に対応いたします近代的な施設として整備する必要があります。このために、卸売市場法案の成立を待ちまして、できるだけ早い機会に国は卸売市場整備基本方針を定めまして、おおむね十カ年にわたる中央卸売市場整備計画を、それからまた都道府県知事は都道府県卸売市場整備計画を同様に策定いたしまして、計画的に整備を推進することといたしまして、このための補助、起債等の予算措置につきましては必要ワタの確保に万全を期してまいりたい、このように考えておるわけであります。

○角屋委員　そこで、今後のいわゆる予算、財投計画という問題の関連では、助成の問題あるいは融資ワタの問題、いろいろ問題がございますが、やはり十年をめぐにした中央の卸売市場整備計画、あるいは都道府県卸売市場整備計画を総合的に立てるといふことになりまして、農林省の場合は土地改良十カ年計画とかあるいは漁港整備五カ年計画といふふうな形のものがございますし、他省にまいますれば、道路建設の十カ年計画、あるいは港湾その他住宅、いろいろなものについて、あるいは五カ年ないし十カ年の予算を伴った総合計画といふものの上に立って整備をやっていくといふことが、いわば常道になっているわけであります。したがって、本法案が今次国会で処理をされるという場合においては、明年度予算に向けてやはり中央卸売市場、地方卸売市場を含めた整備十カ年計画といふふうなものの総合的な予算スケールといふもので計画的に進めるといふことに前進すべきものではないか、こういうふうに私は判断をしておるわけであります。特に中央、地方を含めての卸売市場の今後ともに流通の中において果たすべき役割りといふものは、これは非常に大きいと思うのであります。これが整備されるときにその流通全体の中におけるシェアといふものはさらに伸びていくだろう、こういうふうにも考えるわけでありますので、これから来年の予算編成に向けて、今後の問題でありますけれども、いわゆる卸売市場整備十カ年計画、これはお

そらく前期と後期と、土地改良のように分ける必要があると思ひますが、そういうことで総合的に、しかも計画的に推進をしていく、こういうお考えで当然進んでいかれると思うのであります。この点に対する大臣のお考えを承っておきたいと思ひます。

○倉石国務大臣　先ほど御指摘のございました私も計画をしましるにつかしまして、この法案におきまして補助率の引き上げ、補助対象の拡大等助成の強化をはかることといたしておりましたが、今後整備計画の実施状況等を勘案しながら、これらの助成の強化についてさらに努力してまいりつもりでございますが、ただいまお話しした整備計画につきましては、今回の法案成立をましまして関係地方公共団体と協議の上決定することといたしておりますが、御存じのように、過去におきましてすでに七カ年間の計画実績、これはもうすでにいろいろなお話し合いがあったことと思ひますが、将来さらに十カ年の計画を立ててやるわけでございまして、これに対しては積極的に予算算にも努力をいたしてまいり、こういう考えでおります。

○角屋委員　第四条の「卸売市場整備基本方針」といふのは、これは新しく審議会の答申もあつて打ち出された問題でありますけれども、その第四條の第二項一、二、三、四と書いてあります。そして、それについて第五号のところに「その他卸売市場の整備に関する重要事項」といふふうに一応項目は分けられておるわけであります。この四條二項の一、二、三、四、これはいづれも基本方針としては重要な問題であります。ここであらためて私は大臣との間にやりとりをやらうと思ひます。ただ、第四号の点では、この卸売業務ばかりではなしに、当然やはり卸売市場における重要な役割りを果たしている仲卸業者、こういうものも含めた経営規模の拡大、経営管理の合理化等経営の近代化の目標を基本方針として明らかにすべきであるといふふうに考えておりますが、特にきのう取り上げた問題の

中で、いわゆる市場に働いておる従業員の福利厚生問題、これは本法の政府提案からいいますれば、「その他卸売市場の整備に関する重要事項」の中に含めて考えるという御趣旨であらうかと思ひますが、ありますけれども、言うまでもなくこの卸売市場の建物でできただけでは市場は運営されないものであつて、そこで卸売業者もあれば、あるいは仲卸業者もあれば、買参人もある、また市場に働く労働者の方々もおられる。しかも市場は朝早くから、実に多忙な業務でありますし、そういう面における労働条件、給与あるいは福利厚生という問題については、真剣に考えてまいらなければ市場全体が回轉しない。特に倉石農林大臣は最近には農林大臣の在任が長くなりましたけれども、本来は労働のベテランといふことに相なつておるわけでありまして、そういう面からも、従業員の福利厚生問題という点については十分御認識を持っておられることだと思ひます。これらの問題について、基本方針ではどう考えていくとするのか、この点明らかにしてもらいたいと思ひます。

○倉石国務大臣　卸売市場整備の基本方針におきましては、長期見通しに即しました卸売市場の適正な配置の目標等を定めますが、その他の卸売市場の整備に関する重要事項を定めることといたしておることは御存じのとおりであります。いまお話しのごさいますこの市場に働きます多くの関係者のための福利厚生をはかることも、この市場を円満に運営してまいらる上において重要な事項であると考えますので、市場関係者の福利厚生に関する事項等は当然その他の重要事項の中に入れて、基本方針を定めることにいたしました。存じます。

○角屋委員　大臣、お見受けすると、予算委員会ではいふお疲れか、精彩がないようでございますけれども、きょうはいよいよ最後の締めくくりといふときですから、元民を出してひとつ御答弁願ひたいと思ひます。

中央卸売市場の開設あるいはこれからの業務の

運営の問題に関連をいたしました必要事項を調査、審議するということで、中央卸売市場開設運営協議会といふものが十三条で設置をされてまいり、わけでありますけれども、これは本来からいいますと、私どもの関係あるいは各方面の意見からいいますと、いろいろこういう問題について、生鮮食料品を出す側からも、あるいはそういうものを市場を通じて買ひましてそれが消費者に渡るという消費者サイドの側からも、またそうでなくて、流通機構が全体的にそれぞれの中央卸売市場において円滑かつ適正に行なわれていくという、そういう意味合いにおいても、絶えず生産者、消費者のなまの声といふものを受け入れながらこういう中央卸売市場の運営がなされていくということは、地方市場でもそうでありまして、望ましい、また、それは必要である、こういうふうな考えをわけてあります。その点について、これはわが党の田中委員その他との間でもこの問題で議論がなされてまいりましたが、どうも大臣の御答弁も、私が聞いておる範囲内では極端に悪い。そこで、「学識経験のある者のうちから」といふことで、十三條の第二項に委嘱のことが書かれておりますけれども、私はこのことは法文上も明らかにしたほうがいいという意見を持っておりますが、いづれにしても、農林省の指導方針としては、この審議会のメンバーの中には生産者代表、消費者代表といふものも市場の運営上必要な構成の一つとして、またその声をなまに聞く必要があるという立場において、これは必ず入れるということですから運営をされるのであらう、こう思うのですが、その点についてはひとつ明確に御答弁を願ひたい、こう思うわけであります。

○倉石国務大臣　歯切れの悪いのは生まれつきであります。慎重にやつておるわけでありまして、中央卸売市場開設運営協議会、これはいま御指摘のようにしばしばお話がございました。広く生産から消費に至る学識経験を有する者を御依頼申し上げて、公正、中立的な運営をはかつてまいることといたしております。こういう考え方は従

来も申し上げてまいりましたのでありますが、要するに、どなたもおわかりのとおり、ここでいわずに議論ばかりしておいて能率があがらないということは、結局市場運営のためにもあれでありますので、私もといたしましては、この運営というものが円滑にまゐりますためには、御指摘のような消費のサイド、生産者のサイドでいろいろお考えを述べていただくことはもちろん必要であります。したがって、学識経験者としての消費者や生産者が協議会の委員になっていただくということは、これは当然考えるべきことではないか、このように思っております。

○角谷委員 まくらことばに学識経験者としての、こういうところが入っていると、実際の運営上どうなるかという点が少し……。少なくとも国民も全部消費者の立場で、だから学識経験者としての消費者と言ったら、学者だって消費者の立場で入ってくる。そうなるべくと、そこははっきり答えたように、われわれはやはり生産者代表、消費者代表というふうなものを代表し得る人に入ってもらおう。これは何も三者構成ということではなくて、意味の生産者代表たり得る人、消費者代表たり得る人、客観的にみても見られる人を入れる。学識経験者として学者が入れることもけっこうでしよう。あるいはまた、その他市場の公正な運営のためにこの人を入れたほうがいいという人も入るがいいでしよう。私はその中で、全体の構成の中で何人——米審で大臣との間でもやりとりをやりましたが、何人確保しなければならぬ、そんなかたくなな気持ちを持っておりません。しかし、少なくとも生産者代表とそれが考えても思われる人、消費者代表とそれが考えても思われる人も入って、市場の円滑公正な運営をやっていく、こういうのがこの審議会で考えておるたてまえであるという点をもっと明確にしてみたい。

○倉石国務大臣 角屋さんの御高見を拝聴いたしております。お考えはよくわかりました。そこで、いままでありますいろいろなことについてい

ま角屋さんのほうから御指摘になりました。そこで、私もとしてはこういう大事な協議会にお世話をお願いする方でありますから、学者とか何とかいって学問を売りのものにするということではなくして、やはり普通に尊敬して委員を御委嘱申し上げるには、学識経験者と尊称申し上げることは、わが国ではなじみがないか、そういう意味で言っているわけであります。したがって、学識経験者としてのお立場で消費及び生産のことをよくおわかりになっていらっしゃる方々をお願いをいたしたい、こう思っているのではありませんか、言い方は違いますが、大体その辺のところじゃないですか。

○角屋委員 大体同じということですが、最後を結ばれましたが、これは今後の与野党の話し合いの問題にも内容としては若干関連しているのですが、大臣の御答弁の趣旨については、割り切れなかったことが不満でありますけれども、この問題はあとの問題にゆだねるということに当面いたしたいと思っております。そこで、きのうも公正取引委員会のほうからも来ていただいて、独禁法との関連の問題を若干議論したのでありますが、これは大臣も御承知の金沢で公正取引委員会の独禁法問題も出たわけでありまして、そのほかにも一件ばかりあるわけでありまして、問題はそういう事態について議論するということになしに、農林省が、金沢の卸売市場の場合、旧十二社あるとか十社あるとか、あるいは青果物や水産物の卸売業者をそれぞれ一社にすることでオーケーだと言っておったところ、その後、公取との問題が起るといふふうな実態が出てまいりました。私は過去のことを言うんじやありません。これから中央卸売市場の場合も、あるいは地方卸売市場の整備統合等を伴う中央卸売市場の整備の場合も、やはり卸売業者と卸売業者との数が多いものを、われわれの場合でも学者その他の意見を聞くと、単数制が望ましいとか、あるいは少なくとも少数複數制にいたすべきだろうとかいう意見が大勢として多いわけでありまして、だとすると、そこで合併その他の問題が当然出てくる。ところがそういうことで進めていく場合に、独禁法との関係において金沢のような問題が出てくると、これはスタートするにあたってつまずきを見せるというふうなことがあつてはならないというふうに思ふのでありまして、まあこれから中央地方を通じての整備計画の推進にあつては、もちろんこの法案関係からいくなれば、ここにも示されておりますように二十九条関係あるいは三十条関係、三十一條、三十二條関係というものが大法文上ではそういう線に沿っていくわけでありまして、やはりいたすに公取との間に問題を起こすことになしに、しかも整備統合の場合には既設の卸売業者の理解と納得と協力を得て、そして望ましい方向の卸売業者の近代化をはかっていくということが農林省の本来の姿だと思ひますが、そこへやはり独禁法との関係がかかってくる。こういう問題についてはこれからどういふ考え方でやっていくか、いかにしようとするのか、その点明らかにしていただきたいと思ひます。

○倉石国務大臣 卸売業者の収容をいたしますに際しましては計画的集荷、公正取引の確保それから経費の節減等をはかりますために、適正な企業規模を確保する必要があるもので、少数複數制または単数制とすることが好ましいのではないかと考えております。そのために具体的な市場の開設計にあたりましては、特に取り扱い高も大きくまた集荷性の高い拠点の大規模市場におきましては少数複數制をとることといたしまして、市場間競争が予想される市場等については単数制をとることといたしたいと存じております。

なお単数制をとります場合には、公正取引の確保という観点から独禁法の運営との間に問題がございまして、実際に卸売業者の収容にあたりましては、その案件ごとに事前に公正取引委員会と十分に連絡調整いたしまして、卸売市場法と独禁法の両者の運営にそごを来たすことのないように配慮してまいりたいと思つております。

○角屋委員 まあ法案の中では、特に法文上で申

しますと、第三十四条の「せり売又は入札の原則」に関連するいわゆるせり売あるいは相対取引というふうな問題の議論、さらには三十七条の「卸売の相手方の制限」に関連する転送の適正化問題、さらには三十八条の「自己の計算による卸売の禁止」問題の買付けに對するところの卸売の制限、さらには三十九条の「市場外にある物品の卸売の禁止」という関連の市場外物品の卸売の販賣の拡大に關連する問題、さらに四十四条の「仲卸業者の業務の規制」といたしまして、いわゆる四十四条の一号二号、つまりこれは委託販賣あるいは買付けというものは本来の仲卸業者の仕事ではありませんが、特に買付けという第二号の問題についての實際上のそれぞれの中央卸売市場等における運営をどうするかという問題をめぐりましては、いままでいろいろな議論がございまして、私はあらためていろいろ各項目についてここで多く触れようと思ひませんけれども、お互いに政府と卸売業者の立場でもわれわれの場合でも、望んでおるのは生産者から消費者からも喜ばれ、歓迎をされ、そして信頼される市場のあり方をどうするかというこの前提に立つて、やはり市場の近代化、これからの運営の民主化というものを考えていくべきものだろうというふうな思ふのです。特にそういう中では最近のマスコミを通じてのキャンペーンの中で、転送問題の実態とかあるいは手数料とかあるいは保証金とかいろいろ問題を含めて、ずいぶん議論が出てきております。

そこで私は一般的な議論として大臣にお伺いしたいのは、こういうなかなか歴史的にもむずかしい経過もあり、そしていろいろな審議会の答申を受けたあとの苦勞した検討に基づいて政府がこの案をつくられたと思うのでありますけれども、しかし去年の段階とことしの段階では卸売市場を見る国民の目というものは、あるいはある意味で国民の期待というものは、客観的にはだいぶ違つてきているわけですね。したがってわれわれはその期待に一步でも多くこたえなければならぬとい

う、国会自体はそういう責任を持つてきておると思うのです。そういう意味でこれら幾多問題のあった点については謙虚に野党側の意見も聞き入れて、受け入れるべきものについては積極的に受ける、こういう姿勢でやはり対処してもらいたいというのを、私は特に強く気持ちとして持つておるわけでありませう。大臣のそういう問題に対するこれからの心がまえについてひとつ伺ひしておきたいと思ひます。

○倉石国務大臣 一般論としては、人間というのは独善ではいけないと思つております。そこで私はあまり法案の御審議に出席できませんでしたが、政務次官それから事務局から大体、夕方の御意向のあるところも概略承つておりますが、そういうことを総合して判断いたしますと、政府原案というのは長い時間をかけただけであつてまことにうまくできてゐるなという感じが受けておるわけでありませう。これはいろいろまた実施の上でさらに改善すべきものは改善いたさなければならぬが、そういう意味で原案が成立することを私も強く願つておるわけでありませうが、まだどういふことが与野党間で話し合ひがあつたか、その点は存じませんが、いまのところは本案はたいへんよくできてゐるのじやないか。皆さまの御要望も大体においてこれでいいのではないかと、こういうふうな考へておりますが、あまり具体的なことはよく存じません。

○角屋委員 冒頭に申し上げましたように、私のほうで当面修正までとめておる点でも少なくとも八項目くらいというふうな案がございませう。これについては冒頭に申し上げましたように、一々そういう点のこちらの主張に就いて大臣にどうだという形はいまの時点としては適當でないだらうと思つたから、そういう具体的な点について触れておりましたが、大臣の御認識は、大臣みずから言われておるうちに、この卸売市場法案の審議に終始出席しておつたら、いま言ったように実にうまくできておるといふ実感は出てこないのです。

よ。これはあとで政府委員から話を聞けば、政府案はこういう点でまずうございませう、このところはちよつと直さなければならぬ、こんな御報告は大臣にされぬと私は思ひます。だから、私はそういうことをここで言おうとは思ひません。やはりわれわれのほうから出ている法案の修正問題なりあるいは附帯決議の注文なりについては、なるほどこれはやはり受け入れなければならぬといふものについては謙虚に受け入れてもらいたい。私はそういう内容の注文についてここで触れるつもりはございませう。本来ならば、大体大詰めに来たところでやるべきなんですけれども、そういう意味で私はあれしませんが、ただこれからの卸売市場法を運営するにあつては、きのうも私、取り上げて、大臣にもお考えを聞いておきたいと思つたのでありますが、できれば私は法文上にもあらわしたいと思つたのですけれども、あまりたくさん注を注すと大臣も消化し切れないだらうと思つて法文上の修正までは今日時点でどうかといふことで控へます。と申しませう。

は、いわゆる国内の生鮮食料品の生産、それはわれわれが好むと好まざるにかかわらず、ある程度輸入が増大するといふ傾向にある。そうすると、輸入の問題については渡打ちぎわまでは通産省、それから先の問題は特に規制しない限りは一定の流れで消費者に流れていくといふことだと思ひますけれども、これはやはり生鮮食料品等の国内生産のものあるいは輸入のものを合せて、平常状態については市場を通じて流れるのは産地直結その他の方法を通じて流れるものでございませうけれども、特に異常な特定物質の物価が高騰する、その他緊急の必要がある場合においては、やはり農林大臣がそういう国内生産の生鮮食料品についても一定のチェックができるという必要があるだらうといふふうに考へておるわけです。これは大体三、四十分でやれといふことですから、大臣の腹に、はまるまで説明してからといふわけにはなかなかまいらせんけれども、そういうことは必要である。タマネギの輸入があつたと思つたらどこへ行つたかさっぱり農林大臣も確認できない、通産省に聞いたら通産省は渡打ちぎわまでであるといふことでもいかぬだらうと思ふ。特にそういう一つの中央卸売市場なら市場を通じて必要量を路線に乗せようといふようなチェックの問題については、これは緊急の必要がある場合に通常はなるだらうと思ひますけれども、農林大臣としては絶えず国内生産あるいは輸入の生鮮食料品の流通の動向といふものは実態を把握することは必要でしうけれども、特に必要な場合においては、いわゆる市場の円滑な運営のためにそういうもののチェックができる。これはきのうも私申し上げましたけれども、生鮮食料品の例の野菜生産出荷安定法の場合にはそういう事項が大臣の勸告権としてあるわけなんです。これは若干大臣のほうの農林省のほうから補助を出しているといふこともございませうけれども、そういうことにかかわらず、そういう点を立法的にあらわす必要があるとも考へましたが、そういうことは抜きにして、農林大臣としてはそういう問題のこれらの指導監督、場合によつてはチェックといふ問題について、これからどう対処されようとするのか、お考えを承つておきたいと思ひます。

○倉石国務大臣 たいへん大事な問題の御指摘でありませうが、生鮮食料品などの流通の円滑化をはかつてまいりますためには、基本的には需給の均衡を確保いたしますとともに、コストの節減等流通の合理化を推進してまいることが必要であることは申すまでもありませんが、このためには情報網の整備を進めるとともに、需要に見合つた安定的な生産出荷体制の整備をすることが必要でありませう。それから貯蔵、保管施設の設置など、流通をめぐる諸条件を積極的に整備してまいらなければならないと思ひます。そこで国といたしましては生産、流通、消費の全過程を通じて事態的確な把握につとめるとともに、必要な指導を徹底いたしてまいりたい。私も部内におきまして

も、だんだん一般社会情勢がいろいろ変わつてまいりますに即応して、それに対応するような、機動的に能率を上げ得るようになり、国内の機構も逐次改善していかなければならぬことは当然だと思つております。

○角屋委員 最後に一点伺ひしておきたいのですが、この中央卸売市場あるいは地方卸売市場等を通じて、生産者なり生産者団体側には、これは卸売市場を通ずる以外に産地直結という形式を新しい形としてこれからのとらうとする、そういう問題について、やはり必要なものについてはこれを伸ばしていくといふことが十分考へられなければならぬと思ひます。また特に魚等の場合は、数多い産地市場といふものが漁協を中心としてあるわけでありませう。これはこれからの実態がやはりある。それからさらに消費者サイドからは、産地直結の問題もありますが、消費者サイドからは市場以外の流通機構の近代化を目ざするいろいろな形のもの、小売りのセンターだとかいろいろ形が出てくる。こういうものはやはり全体を結びつけて流通全体の近代化や総合化をやらなければならぬ。

○倉石国務大臣 お話しのようないわゆる集配センターといふものがこのごろ各地にできておりますが、これらの集配センターの目的それからその機能などはそれぞれ相違があるようでありませうが、その実態は様々ではございませう。したがつて現状におきましては、これを制度的に位置づけることは困難であると思ひますけれども、生鮮食料品の生産及び消費の態様並びにその

商品特性の変化に対応して、流通の中身が漸次変更してまいる途中で、集配センターも次第に流通機構の新しい形態の一つとして発展し得るものではないかと見ております。この間の委員会でも、現に戸田橋の集配センターのお話も出ておりますが、なかなかいろいろの問題もあるようでありまして。しかしこういうものもやはり一つの機構としてそれなりの役割りを果たし得るのではないかと。したがって農林省でもあそこには補助金を出して下さるような次第であります。その他にお話のございましたいわゆる産地直結の問題、これは品ぞろえとかお金の支払いとかいうような問題で、いろいろ問題もあるようでありまして、ただいま申し上げましたように社会情勢の一般の変遷に伴いまして、私どもはこれがうまく行き得る可能性が見つけられるならば、やはりそれなりに助成すべきではないか、このように考えております。

○角屋委員 一応これで終わらしていただきます。

○草野委員長 瀬野栄次郎君。

○瀬野委員 卸売市場法案について締めくくりに質問を農林大臣にいたしたいと思っております。

二月十五日の予算委員会が質問いたしました。流通機構の合理化、簡素化等、第四十四条の問題等を中心に行っていました。御承知のように今回の卸売市場法案は、大正十二年以来四十八年ぶりの改正ということで、画期的なものでございます。もちろん、この法案の中身はここ数日來論議してまいりましたところでございますが、卸売人の定数、手数料の問題とかまた卸売人の兼業問題、せりそのほか取引上の諸問題等、いろいろ問題があったわけでございます。時間の制約もあることでございますので、締めくくりに意味で、次の諸点について、はしって質問を申し上げます。

まず最初に、法第十五条の「卸売業務の許可」のところでございますが、「中央卸売市場におい

て卸売の業務を行なおうとする者は、農林大臣の許可を受けなければならない。」こうなっております。この許可については、現在の施行規則でも一応できるようにしておりますけれども、この改正を機会に明文化するというのが必要である、かように思っております。たとえば、市場のほうで、生産者が市場へ品物を送る場合に、罰則によって罰せられることは当然でございますけれども、諸般の事情から生産者も出荷調整すればいいこととございますが、現に市場のほうでこれを受けないというような事態もあるわけでございます。臨時に開設者が卸にかかわって品物をさばくということについて、懸念が持たれるわけでございます。こういうことについては、またさうすべきである、かように思っております。この点農林大臣からはっきりとひとつ御答弁を最初にいただきます。

○倉石国務大臣 中央卸売市場の卸売会社が公的な施設を利用して、公的な監督のもとで卸売の業務を行なうようになつております。卸売の業務がその公共的使命を自覚して、いやくも受託拒否などを行なうことのないようにいたしておるものであります。また、御指摘のように、価格が暴落しているときなど出荷を差し控えるようになつたと卸売会社が産地に連絡することが想定されますけれども、価格の安定をはかりました。これは、このような状況においては、生産者がみずから出荷を調整し、安定的な供給をはかる必要があるものであります。このため出荷組織の整備等を推進していかねばならないと考へております。

○瀬野委員 次に法第二十三条「兼業業務等の届出」のところでお尋ねをいたしたい、こう思っています。法第二十三条において「兼業業務等の届出」のことが規定されておりますけれども、過般論議されました、いろいろ事業が失敗したことによって生産者に迷惑をかける問題が数件起きておる実情にみましまして、先日来このことについてもしばしば議論をしてきたところでございす。この兼業業務の届け出を許可にすべきではないか、本来ならば禁止すべきである、こういうふうに考へておるものでありますけれども、いろいろ問題点もあつたので、許可にすべきであると同時に、子会社についても当然許可にする、そういうことをしないと、実際に事件が起きてからあるいは事故が起きてから処置をしようとしても間に合わない、私企業であるがゆえになかなか監督指導等ができない、こういったことが今後懸念されてまいります。これについて大臣の御見解を承つておきたいのでございます。

○倉石国務大臣 卸売業者の兼業業務を規制いたします趣旨は、兼業業務の内容の具体的可否の問題というのではなくて、むしろ兼業業務が主たる業務に与える悪影響を防止することにあるわけでありまして、卸売業者の兼業業務を許可制といたしますことによりまして、兼業業務の内容について一定の基準を設けてその可否を判断いたしますことは必ずしも必要ではないのではないかと考へておるわけでありす。

○倉石国務大臣 先ほどのお尋ねにつきまして、おっしゃる御趣旨は私どもにもよくわかりますので、今後業務の個々の具体的な内容等につきまして、厳重な指導監督を行ない、いやくも本来の業務について悪影響のないように、措置いたしてまいりたいと思つておるわけでございます。

またいまお話しの子会社につきまして、全く同様の趣旨から、卸売市場法案におきましては届け出制としたしておるわけでございます。

○瀬野委員 大臣はさういふことにおっしゃいます。政府の考へ方を数日來論議してきた経過を見まして、いゝわば政府がかりに許可制にする、許可をして事故が起きたことと政府の責任が相当追及されるというところから、届け出にして、その届け出によっていゝわゆる基準に沿つた検討をし、チェックをしていくという考へたのであ

りすけれども、実際にはさういふことでは間に合わない、手ぬるい、私はこう思つております。やはり許可をすることによって私企業に対するいゝわゆる監督指導ということができるわけでございます。これをいゝまさらここで時間をかけて議論して詰めるとは思ひませんけれども、慎重検討されて許可にする、こういうような方向でさらにひとつ措置をされるように要望しておく次第でございます。

次に法第四十四条の問題について、しばしば私論議をしてまいりましたところでございますが、この第四十四条について最終的に大臣にお伺いします。

生産者または出荷者に対する出荷奨励金は、先日来いろいろと論議してきたところでございますけれども、これに対して品目別に検討を加えて、

体に及ぼす消費者物価の値下げということになってまいるので、中央及び地方卸売市場、特に中央卸売市場については流通の簡素化、先般来私が質問してまいりました、近道があるのにわざわざ遠道を通る人はない、こういう論議をしてまいったわけですが、勇断を

もこの卸売市場法案の成立が何か生鮮食料品等の物価問題についての切り札のような印象を国民に与えておるわけですが、これは決して即効薬ではないというように考えるわけでございます。

そこで、生産者から消費者に至る間の追跡調査等は農林省でやられておるようでございますが、

も質問しましたが、生産者の市場におけるところの荷物が非常に経費がかかり過ぎたような包装、荷づくりになつておる。そういうむだも省いて、なるべくそういった経費を縮小して、そして生産者、消費者が価格を引き合わせようというようなことの御答弁になつておるわけでござい

ますが、そういうことについて、さらに積極的な施策がないものかどうかというのを申し上げておるわけでございます。特に私はその中で申し上げたいのが、きのうも申し上げたんでございますが、団地対策というのか、大消費地におけるところの団地対策等については、そういう対策等が具体的に考えられるのじゃないかというように考えられるわけでございますが、そのほかまた全販運等がやっておる集配センター、こういったものから、スーパーマーケットあるいはまた消費協同組合等を通ずるところの流通短縮化というのかそういうようなことが積極的に予算等で計上されて、そして具体化される必要があるんじゃないかというようにも考えられるわけでございます。

さらにまた大きな問題の一つとして、消費者教育というのか、消費者がかわって生鮮食料品を高めておるような傾向もなきにしろあらずというように考えるわけなんです。特に非常にいいものは非常に高く売れるが、しかしちょっと荷物が悪い、商品が悪いと非常に安く買いたくといったようなことで、そこで、いいものだけがつかわれていくという傾向もあると思う。たいてい変わらぬのに二倍も、三倍もちょっとしたいものは高く売れるということになっていると思う。そういう点で、消費者の教育というのかこういうこともやはり消費者価格と生産者価格との開きの問題については考えなければならぬ問題ではなからうかというようにも考えるわけでございます。

さらにまた仲買人の関係でございますが、仲買人対策というのかこういうものもこのままでいいのかどうかというようにも考えられる。これは消費者と生産者との価格の開きの問題について、仲買人対策の問題、こういったこともいろいろ問題があるかと思うのでございまして、そういう問題等について今後ひとつ積極的な施策を講ずるようによろしくお願ひしたいと思います。

それから時間がないので次に進みますが、次は先ほど大臣の答弁された需給均衡の問題でございます。

ます。やはり何と云ってもものの値段というものは需給が均衡しなくては、これは高くなるのは当然でございます。最近生鮮食料品、特に野菜が高いという問題については、これは生産が需要に追いついていないということになっていると思うのでございます。最近の野菜等の生産者の傾向としては、だんだん野菜をつくる農家が減っていく。そしてむしろかつてつづいておった野菜の生産農家が消費者になるという傾向もございまして、また全国的にも野菜の消費が非常に多くなつてくるという傾向で、全国的に野菜需要がふえてまいっているというところでございまして、しかし生産が追いつかない。なぜ追いつかないかということでございますが、何と云っても野菜は従来少しくできると値段が下がるといふようなことでございまして、生産調整等があつてもなかなか野菜と取り組もうとしないというところとかなからうかと思うわけでございます。そこで野菜についてはほんとうに野菜の専門農家ができて、そして十分生活できるというような体制ができなくて、野菜の安定的生産というのには不可能じゃなからうかというように考えるわけでございます。特にまたそのためにはいろいろな施策が必要であらうかと思う。一つにはやはり土地の基盤整備事業等をやつて、そして野菜の畑地にかん水できるとかあるいは圃場を整備されて大型機械が入るとかといったようなこと、さらにまた野菜等は従来生産がどちらかというと家庭園芸的な労働力をうんと使うようなそういう作業であつたと思うのですが、こういう野菜の生産が機械化されていく。そして一町も二町も野菜がつくれるというふうな、そういう野菜の生産体制というのか機械化によるところのコスト安の野菜がつくれるといったようなこともあるかと思う。そういった生産についてはいろいろ農林省でも御指導しておられるようでございますが、しかしさらにそういったことが一そう促進されなければならぬだろうと思うのでございます。今日の状態では野菜はまだそこまで行っていない。ところが

が一方野菜をつくる農家は減っていく。しかし生産農家はふえない、大型化していないというところに、ちょうど中間にあつて経過的な状態にあつて、そこで野菜が不足しているというふうな状態が生まれてくるんじゃないかというように考えるわけでございます。そういったことからして、今後も野菜の主産地の形成等は急速に進めなければならぬと思うのでございまして、しかしこれは急の場には間に合わないわけなんです。そこで急場の間に合わせるためには、いま野菜の生産出荷安定資金というのがある。これはきわめていい制度だと私は思うのでございまして、何ぶんこの資金が三十数億の資金になるようでございますが、私十分でないと思つておるのです。きのうの次官の御答弁、これは十分だということを言つておりました。それは基準単価が安いから該当するものができない。昨年は特に野菜が高かつたから特別だそうでございますが、今後ともやはり基準単価が安いとどうしてもこの基金が使われるということが少なくなるわけでございます。そうなりますと生産農家は引き合わないということでございます。まして、やはり野菜の生産にほんとうに踏み切らうという農家がでないかと思うのです。そこでやはり依然として野菜の不足は続く。とまた非常に好天に恵まれると、ものによってはまた非常によくできるということもあるかと思うのでございまして、やはり基本的には解決できないだろうと思つております。そういう意味で、私は緊急の間に合わせの手段としては本年度の生産調整等ともからんで野菜の生産を農家に踏み切らせる。そのためには生産安定資金の基準単価を引き上げるといふことについての特別な考慮が必要じゃなからうかというように考えるわけでございます。この点について、ひとつ大臣の御意見を御聞かせ願ひたいというように考えるわけでございます。

○倉石国務大臣 大事なことを幾つか御指摘いただきました。お話しのように私も似たし、ましては、やはり需要に見合う生産をしていただくためにある程度の価格が確保されるということでは、農家の人たちのみなさん踏み切つていただけないので、いまのようなお話を補つての制度はございまして、その基準のとり方については十分私どものほうでも検討をいたしてまいり思つておりますが、四十六年度予算におきまして指定産地は六百四十になりまして下だと思つて、中で実際に動いておるものは半分以下だと思つて、それは農家のことでありますので長い時間がかかるわけでありまして、しかしながら農林省といたしましては、いま申し上げたようなことで米の生産調整の転作についても、さらに野菜の産地規模を拡大していく方向をとつておりますし、いろいろな手段を講じて生産をしていただくように努力はいたしておるものであります。生産者の側にも、それから市場のほうにも、つまり卸、小売りのほうにも、それから消費者のほうにもそれぞれいろいろの問題が伏在していることは先ほど御指摘のとおりだと思います。たとえば私も生産のことにつきまして、このごろテレビなどでやつておりますところを聞いておりますと、大工さんの手間が四千幾らになつたとか、植木屋さんが四千五百円だとかいわれております。また、いま新聞なんか報道されておるのを見ておりますと、今年度の春闘においては一万円以下は要求しないといったような、とにかく一八%ずつも賃金が上がっていくというふうなところの中で、やはり野菜を地道につくつていただく方々の、その売り値と生産費の中に含める労働費用を見合つてみますと、野菜つくつてくださいますと申す側でもなかなかいろいろ苦しいところがあるわけでありまして、そういうところをやはり親切に見てあげるといふことが必要ではないかと思つております。

それから中間マージンであります。先ほどのお話の追跡調査の結果によりまして、私も似たし、やる方がありますけれども、なかなかむずかしいようであります。しかし全体としての中間の取

引のロスがもし省けるならば、これはもうできるだけ近代的にやっていただくことがよろしいに違いないので、そういうような考え方から先年私どもは小売りの方々に金融をしてあげて、そして経営の合理化、近代化の資金を融通するような制度をとったりいたしておるようなわけでありましたが、お話しのように、できるだけこういふことの合理的な運営がされるようなおひとつ力を入れてまいりたいと思っております。

○合沢委員 次に需給調整の機能の問題についてですが、今度の新しい法案では卸売業者に相対的取引を認めるとか、あるいはまた産地の直買いを、買付け等を認めるといったようなことで、卸売業者の需給調整機能というのが若干出てまいっているというように考えるわけでございませう。しかしこの程度のことでは、やはり依然としてうまくいかないのじゃなからうかというように考えるわけでございませう。そこで私は、この需給調整について、もう少し積極的に予算等計上して、生産者団体等と一緒に、生産出荷の調整会議とか、何かそういった機関を設けて、野菜ごとに作付の調整からあるいは出荷の問題まで入った生産調整の機能、それは即需給調整になるわけでございませうので、そういったようなことが考えられないものかどうか。それでないと野菜が恣意に、かつてにつくられて、また、あるときあるところへうんといく、あるところは不足するといふような問題も起こるわけでございませうので、この需給調整という問題について、生産者団体と農林省が一緒に生産出荷等の調整会議というふうなものを設けて、こどもも十分そういった相談をした上で、作付の問題まであるいは出荷の調整の問題まで踏み込んだ検討をしていくということが非常に大事な問題じゃなからうかと思うのでありますが、こういう点についての御意見を聞きたいと思ひます。

○倉石国務大臣 大事なことであります。いままでも農林省といたしましては、指定産地等につきましてはその半分は指定の場所に送るとか、い

ろいろ指定した地域に対して指定したものを出荷してもらふような、半ば計画的な生産出荷を指導いたしておるわけでありますが、結局いままでも若干消費が伸びて生産がそれに間に合わなかったという傾向はあるようでありまして、私もそういったしましては——このごろは大体において主産地的な形成が行なわれておりますので、生産者は御存じのようにそれぞれ専門の農協を持っていられしやいます。また生産者団体を持っていられしやいます。したがってそういう方々はいろいろな情報を持っておられまして、それぞれのことを合理的にやられていられしやうなわけでありますが、なおいまお話しのようなことで、指定野菜につきまして出荷時期別にその作付前、それから出荷前にそれぞれ地域ごとに統計組織を含めました国の担当者、県の担当者、それから各産地の代表者並びに市場関係者等が構成いたします指定産地出荷協議会を開催いたしまして、市場の動向に合うような取引ができますように、いままでもやっておりますわけでありまして、なおこういふことにもちろん力を入れていかなければならぬことであると思ひております。

○合沢委員 従来もやられておる経過は知っておりますわけでありまして、どうもやり方が足りないというか、予算が足らぬというか、まだまだ十分でないような感じがしておるわけでございませうので、今後、この法律の成立を契機にして、こういった問題について一その努力を願いたいというように考えるわけでございませう。

なお、先ほど、この卸売市場法に関連しまして、角屋委員からも、十年計画というふうなことで整備計画をつくつたらという御意見もございしましたが、私はこの生産の面において、特に野菜の今後は非常にむづかしいというように考えられます。そこで総合的な野菜の問題についての何十年計画といったようなことをやる必要があるのじゃなからうか。野菜をつくるというものは、やはり土地の基盤整備事業から始まって、野菜の生産の近代化を進めなければならぬ。現状

のようなことではほとんど労賃が上がっていく中では野菜づくりは引き合わないということになつていくのではなからうかと思うのです。そんなことで、急速な畑地等の完成の問題をはじめとして、また大型機械を入れて野菜を大量にコストを安くつくるというような問題をはじめとして、そういった野菜についての、また農家も取り組み得るような、さつき申し上げました野菜の基盤整備のきめ方等も含めて、もっと総合的な計画をつくるべきじゃないか。そうすれば生産する農家がほんとうに専門的に取り組んでやろうという意欲も出そうし、同時にまたそのことが、いま野菜等について不安を持っている消費組合に対する安心を与える、不安を解消するといふようなことにもつながるのじゃないかと思う。緊急に野菜の問題がどうなるものじゃないかという考え方であります。やはり年月をかけて、総合的にそういった生産の問題について何十年計画でもって基盤整備事業から始めるべきじゃないか、総合的な野菜の生産何十年計画といったようなものを樹立すべきじゃなからうかというように考えるわけでございませうが、御意見を聞きたいと思ひます。

○倉石国務大臣 米の生産調整に伴いまして、われわれが考えております転作物物の中の一つの柱は野菜でございまして、大体私どももいたしましては、先ほど申し上げましたように、消費に見合う、しかも安定した生産が行なわれますように、野菜生産については計画的に特段の努力をしてまいる計画であります。

○合沢委員 最後に、この卸売市場法はいずれ近々成立すると思ひますが、市場法が成立と同時に、ただこれだけでなくして、大臣は、生産者並びに消費者国民のためにも、野菜をはじめとする生鮮食料品等の問題について、これらがほんとうに安定するように、総合的な施策について決意を新たに取組むという姿勢と決意をここに表明願いたいというように私は考えるわけでございませう。

○倉石国務大臣 しばしばほかの、たとえば物価

の特別委員会等でもお答えいたしておりますように、政府といたしましては、特に一般国民の毎日の需要であります生鮮食料品については特段の努力を払ってまいるつもりであることを表明いたしておるわけであります。

○合沢委員 終わります。

○草野委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

次回は来る九日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時五十一分散会

昭和四十六年三月二十四日印刷

昭和四十六年三月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局